

2025年度

中小企業・小規模企業

支援施策活用ガイドブック

茨城県産業戦略部

ご利用者の皆様へ

1 本ガイドブックについて

本冊子では中小企業・小規模企業の方を対象とした支援施策をご紹介します。

巻頭の目次では金融支援や経営支援など分類ごとに支援施策を探すことができるほか、キーワード索引も掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、当ガイドブックは、県ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kikaku/guidbook.html>

2 注意点

- ・掲載されている各種施策は、2025 年 5 月末時点での内容です。
- ・最新の情報につきましては、各ページに記載しております【問い合わせ先】までご確認ください。

3 その他

県では、2025 年 4 月 2 日に米国政府が発表した関税措置を受け、県内事業者の懸念、不安、相談にきめ細かく対応するため、以下のとおり窓口を設置しております。

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ○ 窓口の名称 | 米国による関税措置の影響に関する相談窓口 |
| ○ 設置期間 | 2025 年 4 月 4 日（金）～当面の間 |
| ○ 相談時間 | 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで |
| ○ 専用電話番号 | 029-301-2674 |
| ○ 設置場所 | 産業戦略部産業政策課産業企画グループ内 |

米国の関税措置の影響を受ける中小企業・小規模企業の方が利用できる制度融資・パワーアップ融資（P. 1 に掲載）などの施策も掲載しております。

2025 年 5 月
茨城県産業戦略部

中小企業・小規模企業

支援施策のご案内

目次

支援分類	事業名	事業要旨	問い合わせ先	ページ
金融支援	中小企業融資資金貸付金	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。	茨城県産業戦略部産業政策課 金融G TEL：029-301-3530	1
	政府系等金融機関による融資	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫では、中小企業等向けの融資制度を設けています。	(株)日本政策金融公庫 （中小企業事業） 水戸支店 TEL：029-231-4246 （国民生活事業） 水戸支店 TEL：0570-009857 土浦支店 TEL：0570-012646 日立支店 TEL：0570-012777 (株)商工組合中央金庫 水戸支店 TEL：029-225-5151 つくば営業所 TEL：029-859-8615	2
	農業ビジネス保証制度	商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を設けています。併せて、県が保証料の補助を行います。	茨城県農林水産部農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862	3
	工場等立地促進融資	県内の対象工業団地等に立地する場合などに、県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。	茨城県立地推進部立地推進課 TEL：029-301-2036	4
	環境保全施設資金融資制度	環境保全への取組に必要な資金について低利融資のあっ旋を行っており、事業によっては利子を補助します。	茨城県県民生活環境部環境対策課 公害防止G TEL：029-301-2956	5
	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金	宇宙ベンチャーの創出・誘致と県内企業の新規参入を図るため、宇宙ビジネスを展開する事業者に対して補助を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515	6
	地域課題解決型起業支援事業	地域の課題に対して効果的な起業又は事業承継若しくは第二創業をする際に、起業支援金の受給や伴走支援を受けることができます。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	7
	地域公共交通経営改善支援事業費補助金	物価高騰や運転士不足の影響を受ける中で経営改善に取り組む交通事業者に対し、DX・GXの活用による経営改善やバス運転士確保の更なる取組を支援します。	茨城県政策企画部交通政策課 （地域鉄道関係）鉄道担当 電話:029-301-2606 Fax:029-301-2608 （バス・タクシー関係）地域交通担当 電話:029-301-2604 Fax:029-301-2608	8
	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援	中小企業が増資等により自己資金を調達する際に、東京中小企業投資育成（株）が投資を行うとともに安定株主として中小企業を支援します。	東京中小企業投資育成(株) 業務統括部 TEL：03-5469-5850	9
	県税の課税免除	2027年3月31日までに県内に事務所・事業所を新増設した企業を対象に、県税（不動産取得税）の課税免除を実施しています。	茨城県総務部税務課 賦課G TEL：029-301-2424	10
	地方拠点強化税制	地方活力向上地域に本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は、法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の課税免除・不均一課税が適用されます。	茨城県政策企画部計画推進課 地方創生G TEL：029-301-2072	12
経営支援	貸金業登録業務	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。	（茨城県知事登録に関するもの） 茨城県産業戦略部産業政策課 金融G TEL：029-301-3530 （財務局長登録に関するもの） 関東財務局水戸財務事務所 理財課 TEL：029-221-3195	13
	旅行業登録業務	旅行業法に基づく第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等を行っております。	茨城県営業戦略部観光戦略課 管理G TEL：029-301-3617	14
	中小企業組合の設立認可、運営支援	複数の企業による共同事業によって経営の効率化を図りたい中小企業等の組織化を支援します。県では、事業協同組合などの設立認可等を行います。また、茨城県中小企業団体中央会では、設立申請支援、運営に係る指導・助言、組合の事業活動を活性化するための各種事業を実施しています。	（認可申請・届出） 茨城県産業戦略部中小企業課 TEL：029-301-3554 （設立・運営相談） 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030	15
	経営革新計画承認制度	「経営革新計画」を作成して、県から承認を受けると、低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。	茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560	16
	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援	経営の悪化しつつある中小企業の事業再生を支援するため、専門家による相談、公的機関の関与による債権者の調整、事業再生計画の策定支援を行います。	茨城県中小企業活性化協議会 TEL：029-300-2288	17
	商工会、商工会議所による経営改善普及事業	商工会、商工会議所では、それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として、地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635	18

経営支援	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）	小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635	19
	事業継続力強化計画認定制度	中小企業が策定した計画に基づく防災・減災対策の取組を支援します。	関東経済産業局 産業部 中小企業課 TEL：048-600-0394 独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部 TEL：03-5470-1606	20
	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業	県内の中小企業支援機関等のネットワーク化により、中小企業の事業承継の総合的な支援体制を強化するとともに、後継者不在の中小企業のM&A（企業の合併・買収）による事業承継を支援します。	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業 茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：029-284-1601	21
	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援	事業承継の円滑化に向けた支援策の一環として、税制（非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）及び金融支援についての特例制度を設けています。	茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560	22
	茨城県価格転嫁促進事業	価格転嫁に関する相談を受け付けるとともに、希望する企業に対し中小企業診断士を派遣し、課題の洗い出しから価格交渉のノウハウやコツなどの改善策の提示まで、無料で伴走支援を行います。	茨城県価格転嫁相談窓口 TEL：029-233-6737	23
	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会では、消費税軽減税率制度や価格転嫁の円滑な実施のため、相談に応じています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030	24
	下請かけこみ寺相談事業	中小企業の取引に関する様々な悩みに親身になって対応し、迅速な解決策を提示するなど適正な取引を行うための支援を行います。	下請かけこみ寺（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：0120-418-618	25
	茨城県よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者の様々な経営課題を解決するため、チーフコーディネーター及びサブコーディネーターが助言します。	茨城県よろず支援拠点（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：029-224-5339	26
	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	潜在成長力のある県内中小企業に対し、新事業展開等を積極的に促し、その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を支援することにより、中小企業の成長を図ります。	（株）ひたちなかテクノセンター TEL：029-264-2200	27
	つくば創業プラザ運営事業	ベンチャー企業等に対して、事業活動の拠点となる支援室を提供します。	（株）つくば研究支援センター ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000	28
	施設提供（施設賃貸）事業	起業家や新たな事業展開等を目指す企業等に対して、事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。	（株）つくば研究支援センター ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000 （株）ひたちなかテクノセンター経営企画部 TEL：029-264-2200	29
	中小企業新事業進出補助金	企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。	中小企業新事業進出促進事業 コールバック予約システム	30
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。	ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL：050-3821-7013	31
	いばらきチャレンジ基金事業	中小企業等が行う海外販路開拓や革新的な新技術・新製品開発の取組を促進するため、必要経費の一部を助成します。	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 TEL：029-224-5317	32
	ものづくり海外展開推進事業	ドイツ・タイ・アメリカでの展示会への共同出展支援や専門家による伴走支援を行い、県内ものづくり中小企業（製造業）の海外での販路開拓を後押しします。	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 TEL：029-224-5317	33
	成長産業振興プロジェクト事業	大学や研究機関、県内外の大手企業等とのネットワークを活用し、産学官連携による新製品の開発や新たなビジネス展開等の支援により、県内ベンチャー企業や中小企業の成長分野への進出促進を図ります。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	34
	ベンチャー企業海外展開支援事業	海外市場での資金調達や販路拡大を目指すベンチャー企業を支援するため、海外アクセラレーターと連携し、アクセラレーションプログラムを実施します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	35
	ベンチャー企業成長促進事業	ディープテック分野の有望企業に対し成長プログラムを実施し、販路開拓や資金調達に向けた集中的な支援を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	36
	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度	地方自治法施行令第167条の2第2項第4号に基づき県の事業者認定制度を設置し、認定された事業者の商品等の普及拡大を図ります。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	37
	県内量子線活用促進業務	J-PARCの利用に係る相談・支援やJ-PARC等の周辺機器整備等への参入支援、量子線技術を活用した新事業・新ビジネスの創出を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 量子線利用推進G TEL：029-301-2529	38

経営支援	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム	宇宙ビジネスに精通したコーディネーターや専門家が、宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業や個人の方からの各種相談に対してワンストップサービスを提供します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515	39
	いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業	「eスポーツの拠点・茨城」のブランド化と関連産業の誘致・創出を図るため、eスポーツを活用したビジネス展開や地域活性化の取組を支援します。	茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画G TEL：029-301-3523	40
	県北中小企業意識改革事業（「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援）	県北地域の中小企業を対象に、本質的な経営課題に対する気づきを促すセミナーの開催や「アイデアソン」によるビジネスプランの策定支援を行い、企業の新事業展開等を支援します。	茨城県政策企画部県北振興局 振興G TEL：029-301-2715	41
	県北起業家育成事業（ネットワーク拡大支援）	県北地域の起業家等を対象に、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換の場を提供し、ネットワークづくりや相互研鑽を図ります。	茨城県政策企画部県北振興局 振興G TEL：029-301-2715	42
	県北ものづくり企業力強化事業	電気・機械産業とその研究成果が集積する県北地域の中小企業等に対し、医療機器等の成長分野への参入や新たな事業展開を支援し、産業競争力の強化を図ります。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 TEL：029-301-3579	43
	いばらきグローバルビジネス推進事業	中小企業の海外展開を推進するため、優れた県産品を世界に発信し、有望市場、有望バイヤーの発掘から商談成約までを総合的に支援します。	茨城県営業戦略部県産品販売課 TEL：029-301-3529 ジェトロ茨城貿易情報センター TEL：029-300-2337 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開一課 TEL：029-224-5412	44
	茨城県上海事務所による支援	中国情報の提供や現地視察の調整、中国でのPR活動など、中国での事業を実施している又は検討している企業を支援します。	茨城県営業戦略部国際渉外チーム TEL：029-301-2862	45
	ものづくり産業マッチング支援事業	営業や資材調達を経験を持つビジネスコーディネーターが、県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチングにより販路開拓を支援します。	（株）ひたちなかテクノセンター 経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	46
	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）	大規模専門展示会への共同出展や、他県の産業支援機関と連携した広域商談会及び県内外の大手企業に対して自社の持つ技術・工法・製品等を提案する提案型商談会などを開催します。	（株）ひたちなかテクノセンター 経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	47
	茨城就職チャレンジナビ事業	企業が人材確保に取り組みやすい環境を整備するため、企業が求人情報やPR動画等を掲載し、求職者向けに豊富な情報を発信できる就職情報サイトを運営します。	茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645	48
	茨城エコ事業所登録制度	地球環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し、環境負荷削減の取組を促進しています。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL：029-301-2939	49
	省エネ対策設備導入推進事業費補助金	省エネ診断を受診し、その診断結果において、助言・提案を受けた設備の導入にあたって補助を受けることができます。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL：029-301-2939	50
	地場産業等総合支援事業	県内地場産業の振興を図るため、地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585	51
	日本酒国際コンペティション出品支援事業	県産日本酒のブランド力向上と海外市場への展開を促進するため、県内の酒蔵が国際コンペティションに出品する費用に対して助成を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585	52
	いばらきデザインカレバールアップ事業	中小企業からのデザインに関する相談を通じてデザインカを活用した商品企画開発を支援します。	茨城県デザインセンター （（株）ひたちなかテクノセンター内） TEL：029-264-2205 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	53
技術支援	伝統工芸品育成支援事業	伝統工芸品の指定を行うとともに、伝統工芸品展の開催等、伝統工芸品の認知度向上、新規販路の開拓等を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585	54
	農業参入等支援センター事業	農業参入に関する各種情報提供、農地の現地案内、参入に向けた関係機関との調整などを支援します。	茨城県農林水産部農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844	55
	茨城県共同受発注センター	作業委託を希望する企業に対して、作業可能な障害者施設を紹介・斡旋することにより、人手不足の解消や事業拡大に貢献します。	茨城県共同受発注センター TEL：029-243-3022	56
	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究	様々な技術課題等について、ご相談をお受けするとともに、成長が見込まれる分野等についての研究開発や、企業の新製品・新技術開発などを支援する共同研究を行っています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	57

技術支援	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験	企業向けに試験分析機器を開放するとともに、依頼試験を行っています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	58
	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定	県内中小企業の工業製品について放射線量測定を実施しています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	59
	新ビジネスチャレンジ事業	ビジネス創出に意欲的な県内中小企業等に対し、産業技術イノベーションセンターや専門家がプランの構築やその実現に向けた支援をすることにより、事業者の競争力強化及び産業の活性化を推進します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579 茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 新ビジネス支援G TEL：029-293-7495	60
	中小企業エキスパート派遣事業	中小企業が抱える技術、経営の課題の解決のため、企業からの依頼に基づき、課題解決に最適な「エキスパート」を企業に派遣し支援を行います。	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 TEL：029-224-5317 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	61
	知財総合支援窓口 (INPIT)	知的財産に係る総合相談窓口として、中小企業等が抱える特許等の知的財産に関する悩みや課題を秘密厳守で相談に応じます。	茨城県知財総合支援窓口 ((株) ひたちなかテクノセンター内) TEL：029-264-2237 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	62
	研究シーズ製品化支援事業	研究、開発段階にある先端技術の製品化・実用化・社会実装に向けた実証実験等の支援や、有識者による伴走支援を通して、研究シーズ等のビジネス化を推進します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 研究開発推進G TEL：029-301-2499	63
	成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)	中小企業が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。	関東経済産業局産業部製造産業課 TEL：048-600-0307 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	64
	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業	省エネルギーに関する専門家による省エネ診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネルギー設備導入等に係る技術的な助言を行います。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL：029-301-2939	65
観光・イベント支援	外国人観光客受入支援	海外の旅行会社との商談機会の提供やパンフレット等の外国語表記の翻訳支援等を行います。	茨城県営業戦略部観光誘客課海外誘客G TEL：029-301-3616 茨城県営業戦略部観光戦略課観光戦略G TEL：029-301-3617	66
人材育成支援	中小企業人材育成支援事業	県内の中小企業・個人事業主が、新たな事業分野への進出や新製品・新サービス開発、生産プロセスの改善等を行う際に必要となる、従業員の資格取得やスキルアップのための教育研修費等について支援します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL：029-301-3653	67
	リスクリリング推進事業	企業・個人が、自らの成長戦略・キャリアデザインのもと、新たな産業・分野で必要となる知識やスキルを習得し、成長産業や成長分野への円滑な労働移動と企業及び社会全体の生産性の向上、賃金水準の向上を図るため、リスクリリングの推進を支援します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL：029-301-3653	68
	人材育成事業 (結城紬、日本酒)、笠間陶芸大学校事業 (笠間焼)	本県の伝統産業である結城紬の技術者確保と、将来的に新製品開発を担う人材の育成を図るため、一連の製造工程の基礎知識及び技術習得を目的とした研修を実施します。 笠間焼については、日用陶磁器の産地でありながらも現代陶芸をリードする産地の両面を併せ持つ、笠間ならではの人材の育成を目指したカリキュラムを実施します。 清酒製造については、県内酒蔵の製造技術者の育成及びレベルアップを図るため、清酒製造に必要な各工程における生産技術等の研修を実施します。	(1) 結城紬 茨城県産業技術イノベーションセンター 繊維高分子研究所 繊維・紬G TEL：0296-33-4154 (2) 笠間焼 茨城県立笠間陶芸大学校 TEL：0296-72-0316 (3) 日本酒 茨城県産業技術イノベーションセンター 技術支援部 フード・ケミカルG TEL：029-293-7497	69
	次世代技術活用人材育成事業	次世代の技術を活用できる競争力ある研究開発型企業を育成するため、実践的な研修を実施し、企業の研究開発技術者の育成を支援します。	茨城県産業技術イノベーションセンター 技術支援部 IT・マテリアルG TEL：029-293-7482	70
	ITエンジニア育成事業	IT企業の若手・中堅技術者のITスキルの向上を図るため、ネットワークやセキュリティなどの専門性の高い分野の講座を実施します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL：029-301-3653	71
	高度IT人材育成・確保事業	本県産業の活性化を図るために、デジタル革命を担う高度IT人材を育成・確保するため、必要なスキル修得や、ビジネスへのデータ活用を目指す「いばらき高度IT人材アカデミー」を実施します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL：029-301-3653	72
	職業能力開発促進法に基づく職業訓練	県立産業技術短期大学校及び産業技術専門学院において職業訓練を実施し、各分野に必要な技能等を有した人材を育成しています。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL：029-301-3653	73
	認定職業訓練助成事業費補助	県の認定を受けて従業員等の職業訓練を実施する場合に、職業訓練にかかる費用の一部を助成します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 技能振興G TEL：029-301-3656	75

人材育成 支援	ものづくり振興・人材育成 事業	茨城県職業能力開発協会では、中小企業の技能の維持・向上を図るため、「ものづくりマイスター」を講師として紹介しています。	茨城県職業能力開発協会 TEL：029-221-8647	76
	人材開発支援助成金	労働者のキャリア形成を促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画的に実施した場合や制度の導入等をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。	厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	77
	キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの「非正規雇用の労働者」の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成します。	厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	79
	働き方改革・女性活躍推進 事業	誰もが個性と能力を発揮し、働きがいを実感できる労働環境の実現に向けて、働き方改革を通じた業務の効率化や、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、職場における女性活躍の推進に取り組みます。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	80
労働環境 整備支援	いばらき労働相談センター 事業	県内の企業の経営者や労務担当の方等からの各種相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、アドバイスや情報提供を行っています。	いばらき労働相談センター TEL：029-233-1560	81
	（公財）茨城カウンセリング センター	勤労者等のこころの悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉向上と豊かでゆとりある職場づくりを支援します。	（公財）茨城カウンセリングセンター TEL：029-225-8580	82
	外国人材活躍促進事業	外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、在留資格制度に関するセミナーや、県内就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチング等を行うことにより、外国人材の県内定着を図ることで、継続的かつ安定的に人材・労働力を確保します。	茨城県外国人材支援センター TEL：029-239-3304	83
	中小企業労働力確保法関連 助成金制度	「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画を作成して県の認定を受けると、国が実施する支援措置を利用することができます。	（改善計画） 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 （助成金） 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	84
	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成します。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	85
	トライアル雇用助成金	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3か月間、試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行を目的とした制度で、雇い入れた事業主に対して、助成金が支給されます。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	86
	働き方改革優良（推進）企 業認定制度	生産性の向上と労働環境の改善に優れた成果のある企業を優良企業として、取組を進めている企業を推進企業として県が認定します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	87
	障害者雇用優良企業認定制 度	障害者雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、障害者雇用に積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備します。	茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 FAX：029-301-3649	88
	両立支援等助成金（出生時 両立支援コース（子育てバ イ支援助成金））	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	89
	両立支援等助成金（育児休 業等支援コース）	労働者が育児休業を取得しやすいよう支援し、育児休業を取得させた中小事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	91
	両立支援等助成金（育休中 等業務代替支援コース）	育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	92
	両立支援等助成金（柔軟な 働き方選択制度等支援コー ス）	育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を導入した中小企業等に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	93
	両立支援等助成金（介護離 職防止支援コース）	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	95
	両立支援等助成金（不妊治 療及び女性の健康課題対応 両立支援コース）	不妊治療や女性の健康課題に対応するための職場環境の整備に取り組み、それぞれに対応する両立支援制度を労働者に利用させた事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	96
	いばらき賃上げ支援金	中小企業等が実施する大幅な賃上げに対し、支援金を交付し、物価上昇を上回る賃上げを促進します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	97
	業務改善助成金	事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	98

労働環境 整備支援	いばらき業務改善奨励金	賃金引上げ後の事業場内最低賃金が1,040円以上の 中小企業・小規模事業者に対して、業務改善助成金 （国）の自己負担額の1／2を助成します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	99
	働き方改革推進支援助成金	生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中 小企業・小規模事業者を支援します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	100
	人材確保等支援助成金 （テレワークコース）	良質なテレワークを制度として導入し、実施するこ とにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観 点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。	テレワーク相談センター （厚生労働省からの委託） TEL：0120-861009	106
	IT導入補助金	中小企業等が自社の課題やニーズに合ったITツール を導入する経費の一部を補助することで、業務効率 化・売上アップを支援します。	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセン ター TEL：0570-666-424	108
その他	わくわく茨城生活実現事業 （移住支援金）	県内の市町村と共同で、東京23区から本県に移住 し、対象中小企業等に就業した者又は起業支援金の 支給を受けて起業する者等に対して、移住支援金を 支給します。	茨城県政策企画部計画推進課 移住推進G TEL：029-301-2536	109
	スタートアップ・エコシ テム拠点都市推進事業	つくば市内で定期的にセミナーやピッチ等、様々 な分野の参加者の交流等を組み合わせた世界的なス タートアップイベントの開催により、国内外のス タートアップや人材が集うコミュニティを形成しま す。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	110
	障害者雇用伴走・定着支援 員	本県に所在している企業の障害者雇用を支援するた め、県の専門の障害者雇用伴走・定着支援員が企業 を訪問し、職場の状況等をお伺いしながら障害者雇 用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をし ます。	いばらき就職支援センター 2階 求人開拓員室内 TEL：029-303-6322 FAX：029-221-6031	111
	茨城県障害者差別相談室 （相談員による支援）	障害のある方への「合理的配慮の提供」等につい て、相談員が情報提供や助言などを行います。 ※「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らす ための茨城県づくり条例（障害者権利条例）」及び 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （障害者差別解消法）」において、「合理的配慮の 提供」は、事業者の義務とされています。	茨城県障害者差別相談室 TEL：029-246-6049 FAX：029-246-6048	112
	茨城県地域住宅産業活性化 支援事業	県産木材の流通促進及び事業者の技術力向上を図る ため、円滑な木材調達、流通材の規格及び県産材の 活用策に関するものや、木造住宅の新制度等に関す る技術的講習会を実施します。また、県産材を活用 した地元工務店による良質な木造住宅の事例を収集 し、県民へPRする場を設けることで、県内住宅産業 の活性化を支援します。	茨城県土木部都市局住宅課 民間住宅・住宅指導G TEL:029-301-4759	113
	茨城県住宅耐震・リフォー ムアドバイザー養成事業	住宅リフォームに関する適正・適切な助言ができる 人材を確保するため、茨城県木造住宅耐震診断士を 対象に、リフォームに係る技術講習会を開催し、修 了者に対して「茨城県住宅耐震・リフォームアドバ イザー」の認定を行います。	（茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー） 茨城県土木部都市局住宅課 民間住宅・住宅指導G TEL：029-301-4755 （茨城県木造住宅耐震診断士） 茨城県土木部都市局建築指導課 企画G TEL：029-301-4716	114

※ 掲載されている内容は各施策の概要となりますので、ご不明な点があるときや実際の施策利用に当たっては、
各ページに記載されている「問い合わせ先」までご確認ください。

※ 掲載されている内容が変更される場合もありますので、ご注意ください。

県制度融資を利用したい

事業名	中小企業融資資金貸付金																																																																																																																																																			
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																																																																																																																																																			
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																																																																																																																																																			
事業要旨	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。																																																																																																																																																			
事業概要	【対象者】 申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を1年以上引き続き営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方がご利用できます。（農林漁業、金融業等は除かれます。） ※創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資は、新たに事業を開始する方等が対象。 製造業等……………資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業……………資本金1億円以下又は従業員100人以下 小売業……………資本金5,000万円以下又は従業員50人以下 サービス業……………資本金5,000万円以下又は従業員100人以下 中小企業等協同組合法に規定する組合等 【支援の内容】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">融資名称</th><th rowspan="2">融資利率 (保証付の利率)</th><th colspan="2">融資限度額(万円)</th><th colspan="2">融資期間(以内)</th><th rowspan="2">保証料率※1</th></tr> <tr> <th>設備</th><th>運転</th><th>設備</th><th>運転</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般資金</td><td>経営合理化融資</td><td>2.2～2.4%</td><td>5,000</td><td>3,000</td><td>7年</td><td>5年</td><td>0.45～1.9%</td></tr> <tr> <td>創業支援融資</td><td>1.3～1.6%</td><td>3,500</td><td>3,500</td><td>10年</td><td>7年</td><td>原則0.9% ※2、3</td></tr> <tr> <td rowspan="8">事業 活性化 資金</td><td>女性・若者・障害者創業支援融資</td><td>1.3～1.6%</td><td>3,500</td><td>3,500</td><td>10年</td><td>7年</td><td>原則0.9% ※2、3</td></tr> <tr> <td>設備投資支援融資</td><td>1.5～1.8%</td><td>10,000</td><td>—</td><td>10年</td><td>—</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr> <tr> <td>新分野進出等支援融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>10,000</td><td>3,000</td><td>10年</td><td>5年</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr> <tr> <td>雇用促進等支援融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>10,000</td><td>3,000</td><td>10年</td><td>5年</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr> <tr> <td>小売商業・地場産業支援融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>10,000</td><td>3,000</td><td>10年</td><td>5年</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr> <tr> <td>観光おもてなし施設整備融資</td><td>1.6～2.0%</td><td>50,000</td><td>—</td><td>12年</td><td>—</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr> <tr> <td>事業承継支援融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>8,000</td><td>8,000</td><td>10年</td><td>10年</td><td>0.1～1.8%</td></tr> <tr> <td>パワーアップ融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>10年</td><td>7年</td><td>0.45～1.9%</td></tr> <tr> <td rowspan="6">経営 安定化 資金</td><td rowspan="2">経営力強化保証 対応</td><td>1.6～1.9%</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>7年</td><td>5年 ※4</td><td>0.45～1.75%</td></tr> <tr> <td>1.6～1.9%</td><td>5,000</td><td>3,000</td><td>10年</td><td>7年</td><td>0.45～1.9%</td></tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>5,000</td><td>3,000</td><td>10年</td><td>7年</td><td>0.45～1.9%</td></tr> <tr> <td>1.5～1.8%</td><td>5,000</td><td>3,000</td><td>10年</td><td>7年</td><td>0.45～1.9%</td></tr> <tr> <td>再生支援融資</td><td>2.5%以内</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>10年</td><td>10年</td><td>0.3～1.0%</td></tr> <tr> <td>借換融資</td><td>1.6～1.9%</td><td colspan="2">既往融資残高及び 借換に係る諸費用</td><td>—</td><td>10年</td><td>0.45～1.9%</td></tr> <tr> <td colspan="2">小規模企業支援融資</td><td>1.5～2.4%</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>10年</td><td>10年</td><td>0.5～2.2% ※3</td></tr> <tr> <td colspan="2">短期運転資金融資</td><td>1.8%</td><td>—</td><td>2,000</td><td>—</td><td>1年</td><td>0.45～1.9%</td></tr> </tbody> </table> ※1 一部の場合を除き、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、保証料率が0.25%または0.45%上乗せ。 ※2 創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資について、経営者保証を不要とする場合は原則1.1%。 ※3 2026年3月31日まで、一部を除き、信用保証協会が保証料率の引下げを実施。（掲載の保証料率は引下げ前） ※4 借換資金が含まれる場合、融資期間は10年以内。 【利用方法等】 商工会議所・商工会又は県中小企業団体中央会等に認定申請を行い（一部を除く）、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ TEL：029-301-3530							融資名称		融資利率 (保証付の利率)	融資限度額(万円)		融資期間(以内)		保証料率※1	設備	運転	設備	運転	一般資金	経営合理化融資	2.2～2.4%	5,000	3,000	7年	5年	0.45～1.9%	創業支援融資	1.3～1.6%	3,500	3,500	10年	7年	原則0.9% ※2、3	事業 活性化 資金	女性・若者・障害者創業支援融資	1.3～1.6%	3,500	3,500	10年	7年	原則0.9% ※2、3	設備投資支援融資	1.5～1.8%	10,000	—	10年	—	0.45～1.9% ※3	新分野進出等支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10年	5年	0.45～1.9% ※3	雇用促進等支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10年	5年	0.45～1.9% ※3	小売商業・地場産業支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10年	5年	0.45～1.9% ※3	観光おもてなし施設整備融資	1.6～2.0%	50,000	—	12年	—	0.45～1.9% ※3	事業承継支援融資	1.6～1.9%	8,000	8,000	10年	10年	0.1～1.8%	パワーアップ融資	1.6～1.9%	5,000	5,000	10年	7年	0.45～1.9%	経営 安定化 資金	経営力強化保証 対応	1.6～1.9%	5,000	5,000	7年	5年 ※4	0.45～1.75%	1.6～1.9%	5,000	3,000	10年	7年	0.45～1.9%	災害対策融資	1.6～1.9%	5,000	3,000	10年	7年	0.45～1.9%	1.5～1.8%	5,000	3,000	10年	7年	0.45～1.9%	再生支援融資	2.5%以内	10,000	10,000	10年	10年	0.3～1.0%	借換融資	1.6～1.9%	既往融資残高及び 借換に係る諸費用		—	10年	0.45～1.9%	小規模企業支援融資		1.5～2.4%	2,000	2,000	10年	10年	0.5～2.2% ※3	短期運転資金融資		1.8%	—	2,000	—	1年	0.45～1.9%
融資名称		融資利率 (保証付の利率)	融資限度額(万円)		融資期間(以内)		保証料率※1																																																																																																																																													
			設備	運転	設備	運転																																																																																																																																														
一般資金	経営合理化融資	2.2～2.4%	5,000	3,000	7年	5年	0.45～1.9%																																																																																																																																													
	創業支援融資	1.3～1.6%	3,500	3,500	10年	7年	原則0.9% ※2、3																																																																																																																																													
事業 活性化 資金	女性・若者・障害者創業支援融資	1.3～1.6%	3,500	3,500	10年	7年	原則0.9% ※2、3																																																																																																																																													
	設備投資支援融資	1.5～1.8%	10,000	—	10年	—	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																													
	新分野進出等支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10年	5年	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																													
	雇用促進等支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10年	5年	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																													
	小売商業・地場産業支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10年	5年	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																													
	観光おもてなし施設整備融資	1.6～2.0%	50,000	—	12年	—	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																													
	事業承継支援融資	1.6～1.9%	8,000	8,000	10年	10年	0.1～1.8%																																																																																																																																													
	パワーアップ融資	1.6～1.9%	5,000	5,000	10年	7年	0.45～1.9%																																																																																																																																													
経営 安定化 資金	経営力強化保証 対応	1.6～1.9%	5,000	5,000	7年	5年 ※4	0.45～1.75%																																																																																																																																													
		1.6～1.9%	5,000	3,000	10年	7年	0.45～1.9%																																																																																																																																													
	災害対策融資	1.6～1.9%	5,000	3,000	10年	7年	0.45～1.9%																																																																																																																																													
		1.5～1.8%	5,000	3,000	10年	7年	0.45～1.9%																																																																																																																																													
	再生支援融資	2.5%以内	10,000	10,000	10年	10年	0.3～1.0%																																																																																																																																													
	借換融資	1.6～1.9%	既往融資残高及び 借換に係る諸費用		—	10年	0.45～1.9%																																																																																																																																													
小規模企業支援融資		1.5～2.4%	2,000	2,000	10年	10年	0.5～2.2% ※3																																																																																																																																													
短期運転資金融資		1.8%	—	2,000	—	1年	0.45～1.9%																																																																																																																																													

政府系等金融機関による融資を受けたい

事業名	政府系等金融機関による融資																																																		
対象分野	金融支援、経営支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																																																		
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																																																		
事業概要	(株)日本政策金融公庫 ●中小企業事業 <table><tr><th rowspan="2">方式</th><th rowspan="2">貸付対象等</th><th colspan="3">貸付条件</th></tr><tr><th>貸付限度額</th><th>貸付期間</th><th>貸付利率</th></tr><tr><td>直接貸付</td><td>設備資金・長期運転資金</td><td>各融資制度（注2）の限度内</td><td>融資制度（注2）ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年</td><td>融資制度（注2）ごとに借入れ期間などに応じて設定</td></tr><tr><td>代理貸付（注1）</td><td>同上</td><td>同上</td><td>融資制度ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年</td><td>同上</td></tr></table> （注1）代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。 （注2）特別貸付制度として、「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付（海外展開資金ほか）」、「セーフティネット貸付」等がありますのでご相談ください。 【相談窓口】水戸支店 TEL：029-231-4246 ●国民生活事業 <table><tr><th rowspan="2">方式</th><th rowspan="2">貸付対象等</th><th colspan="3">貸付条件</th></tr><tr><th>貸付限度額</th><th>貸付期間</th><th>貸付利率</th></tr><tr><td>一般貸付</td><td>事業を営むほとんどの方が利用いただけます。</td><td>4,800 万円</td><td>設備資金 10 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 7 年以内 （据置 1 年以内）</td><td>（注）のとおりに</td></tr><tr><td>マル経融資 （無担保無保証人）</td><td>商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は 20 人以下）の企業</td><td>2,000 万円</td><td>10 年以内 （据置 2 年以内）</td><td>年 1.70% （R7.5.1 現在）</td></tr></table> （注）利率はご返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談ください。 このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。 【相談窓口】水戸支店 TEL：0570-009857 土浦支店 TEL：0570-012646 日立支店 TEL：0570-012777 生活衛生貸付については（公財）茨城県生活衛生営業指導センター（TEL：029-225-6603）も相談窓口です。 (株)商工組合中央金庫 <table><tr><th rowspan="2">融資対象</th><th colspan="3">融資条件</th></tr><tr><th>融資利率</th><th>融資期間</th><th>返済方法</th></tr><tr><td>商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 ・中小企業等協同組合/事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合 ・協業組合 ・商工組合・同連合会 ・商店街振興組合・同連合会 ・生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合 ・酒造組合・同連合会・同中央会 ・酒販組合・同連合会・同中央会 ・内航海運組合・同連合会 ・輸出組合・輸入連合 ・市街地再開発組合</td><td>固定金利・変動金利 ※詳しくは窓口にご相談ください</td><td>原則として 設備資金 15 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 10 年以内 （据置 2 年以内）</td><td>分割返済 期限一時返済</td></tr></table> 【相談窓口】水戸支店 TEL：029-225-5151 つくば営業所 TEL：029-859-8615				方式	貸付対象等	貸付条件			貸付限度額	貸付期間	貸付利率	直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度（注2）の限度内	融資制度（注2）ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年	融資制度（注2）ごとに借入れ期間などに応じて設定	代理貸付（注1）	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年	同上	方式	貸付対象等	貸付条件			貸付限度額	貸付期間	貸付利率	一般貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます。	4,800 万円	設備資金 10 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 7 年以内 （据置 1 年以内）	（注）のとおりに	マル経融資 （無担保無保証人）	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は 20 人以下）の企業	2,000 万円	10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.70% （R7.5.1 現在）	融資対象	融資条件			融資利率	融資期間	返済方法	商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 ・中小企業等協同組合/事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合 ・協業組合 ・商工組合・同連合会 ・商店街振興組合・同連合会 ・生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合 ・酒造組合・同連合会・同中央会 ・酒販組合・同連合会・同中央会 ・内航海運組合・同連合会 ・輸出組合・輸入連合 ・市街地再開発組合	固定金利・変動金利 ※詳しくは窓口にご相談ください	原則として 設備資金 15 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 10 年以内 （据置 2 年以内）	分割返済 期限一時返済
方式	貸付対象等	貸付条件																																																	
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率																																															
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度（注2）の限度内	融資制度（注2）ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年	融資制度（注2）ごとに借入れ期間などに応じて設定																																															
代理貸付（注1）	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年	同上																																															
方式	貸付対象等	貸付条件																																																	
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率																																															
一般貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます。	4,800 万円	設備資金 10 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 7 年以内 （据置 1 年以内）	（注）のとおりに																																															
マル経融資 （無担保無保証人）	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は 20 人以下）の企業	2,000 万円	10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.70% （R7.5.1 現在）																																															
融資対象	融資条件																																																		
	融資利率	融資期間	返済方法																																																
商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 ・中小企業等協同組合/事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合 ・協業組合 ・商工組合・同連合会 ・商店街振興組合・同連合会 ・生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合 ・酒造組合・同連合会・同中央会 ・酒販組合・同連合会・同中央会 ・内航海運組合・同連合会 ・輸出組合・輸入連合 ・市街地再開発組合	固定金利・変動金利 ※詳しくは窓口にご相談ください	原則として 設備資金 15 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 10 年以内 （据置 2 年以内）	分割返済 期限一時返済																																																

商工業と農業を兼業しており、農業資金の融資を受けたい

事業名	農業ビジネス保証制度														
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他														
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他														
事業要旨	県内において、商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が設けています。併せて、県が保証料の補助を行います。														
事業概要	【対象者】 商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人 【支援の内容】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">資金使途</td><td>茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金（運転資金・設備資金）、（商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む）</td></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>5,000万円（保証限度額4,000万円）</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td> ・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内（据置2年以内） 設備資金 15年以内（据置2年以内） </td></tr> <tr> <td>融資利率</td><td>金融機関所定利率</td></tr> <tr> <td>信用保証</td><td>茨城県信用保証協会の信用保証付き</td></tr> <tr> <td>信用保証料率</td><td>借入金額に対し0.8%</td></tr> <tr> <td>保証料補助</td><td>保証料の50%を補助</td></tr> </table> 【利用方法等】 商工会議所・商工会又は農業参入等支援センターに認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。 【問い合わせ先】 茨城県農林水産部農業経営課 団体・金融グループ TEL：029-301-3862	資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金（運転資金・設備資金）、（商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む）	融資限度額	5,000万円（保証限度額4,000万円）	融資期間	・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内（据置2年以内） 設備資金 15年以内（据置2年以内）	融資利率	金融機関所定利率	信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き	信用保証料率	借入金額に対し0.8%	保証料補助	保証料の50%を補助
資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金（運転資金・設備資金）、（商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む）														
融資限度額	5,000万円（保証限度額4,000万円）														
融資期間	・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内（据置2年以内） 設備資金 15年以内（据置2年以内）														
融資利率	金融機関所定利率														
信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き														
信用保証料率	借入金額に対し0.8%														
保証料補助	保証料の50%を補助														

工場等を立地する際に融資を受けたい

事業名	工場等立地促進融資																						
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																						
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																						
事業要旨	県内の対象工業団地等に立地する場合などに、県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。																						
事業概要	【対象者及び支援の内容】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象者</th><th style="width: 15%;">使途</th><th style="width: 10%;">限度額</th><th style="width: 15%;">融資期間</th><th style="width: 20%;">融資利率</th><th style="width: 15%;">申込先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 県、開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者</td><td rowspan="3">土地取得費、施設・設備整備費</td><td>25 億円</td><td>15 年以内 (据置 2 年以内)</td><td>10 年超 年 1.3%以内 5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内</td><td rowspan="3">県立地 推進課</td></tr> <tr> <td>(2) 県内に立地する者で (1)に該当しない者（製造業等を営む者に限る）</td><td rowspan="2">15 億円</td><td rowspan="2">10 年以内 (据置 2 年以内)</td><td>5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内</td></tr> <tr> <td>(3) 県内の工業団地内等で増設を行う者</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※留意事項 ・「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設（事業所等）を設置する者です。 ・「製造業等」とは、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、植物工場等です。 ・「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。 ・(1)の対象工業団地にリースで立地する場合、県が新規に分譲する工業団地は(1)、その他は(2)が適用となります。 【利用方法等】 原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは、取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県立地推進部立地推進課 TEL：029-301-2036					対象者	使途	限度額	融資期間	融資利率	申込先	(1) 県、開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者	土地取得費、施設・設備整備費	25 億円	15 年以内 (据置 2 年以内)	10 年超 年 1.3%以内 5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内	県立地 推進課	(2) 県内に立地する者で (1)に該当しない者（製造業等を営む者に限る）	15 億円	10 年以内 (据置 2 年以内)	5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内	(3) 県内の工業団地内等で増設を行う者	
対象者	使途	限度額	融資期間	融資利率	申込先																		
(1) 県、開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者	土地取得費、施設・設備整備費	25 億円	15 年以内 (据置 2 年以内)	10 年超 年 1.3%以内 5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内	県立地 推進課																		
(2) 県内に立地する者で (1)に該当しない者（製造業等を営む者に限る）		15 億円	10 年以内 (据置 2 年以内)	5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内																			
(3) 県内の工業団地内等で増設を行う者																							

環境保全に係る設備導入の際に融資を受けたい

事業名	環境保全施設資金融資制度																											
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																											
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																											
事業要旨	中小企業の方が行う環境保全への取組を支援するために必要な資金について、低利融資のあつ旋を行っており、事業によっては利子を補助します。																											
事業概要	【対象者】 県内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者 ※公害関係法令等で定める特定施設を有し、県税に滞納がないこと 【支援の内容】 1 融資対象事業 <table><tr><td>対象事業</td><td>事業例</td><td>融資限度額</td><td>融資利率</td></tr><tr><td>環境保全施設</td><td>公害防止施設の設置、 公害防止のために工場等 を移転する事業 など</td><td>2,500 万円 (事業費の 80%以内) *必要と認める場合は 5,000 万円</td><td>(保証付) 年 1.6%～1.8% (保証無) 年 2.1%～2.3%</td></tr></table> 2 利子補給対象事業 <table><tr><td colspan="2">事業種類</td><td>利子補給率</td></tr><tr><td rowspan="2">霞ヶ浦流域外において、 小規模事業者が行う排水 対策</td><td>高度処理施設 (窒素又はりん除去)</td><td>借受者の実質金利は無利子</td></tr><tr><td>高度処理以外の 污水处理施設</td><td>0.9%</td></tr><tr><td colspan="2">霞ヶ浦流域において、法令等※に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル未満の者</td><td>借受者の実質金利は無利子</td></tr><tr><td colspan="2">家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域のみ）</td><td>借受者の実質金利は無利子</td></tr><tr><td colspan="2">ダイオキシン類対策施設</td><td>0.6%</td></tr></table> ※水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例 【利用方法等】 下記の問い合わせ先又は最寄の県民センター等へお問い合わせの上、必要書類を各市町村の窓口へ提出してください。 また、融資の詳細及び必要書類につきましては、ホームページでご確認いただけます。 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kantai/index.html 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部環境対策課 公害防止グループ TEL：029-301-2956			対象事業	事業例	融資限度額	融資利率	環境保全施設	公害防止施設の設置、 公害防止のために工場等 を移転する事業 など	2,500 万円 (事業費の 80%以内) *必要と認める場合は 5,000 万円	(保証付) 年 1.6%～1.8% (保証無) 年 2.1%～2.3%	事業種類		利子補給率	霞ヶ浦流域外において、 小規模事業者が行う排水 対策	高度処理施設 (窒素又はりん除去)	借受者の実質金利は無利子	高度処理以外の 污水处理施設	0.9%	霞ヶ浦流域において、法令等※に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル未満の者		借受者の実質金利は無利子	家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域のみ）		借受者の実質金利は無利子	ダイオキシン類対策施設		0.6%
対象事業	事業例	融資限度額	融資利率																									
環境保全施設	公害防止施設の設置、 公害防止のために工場等 を移転する事業 など	2,500 万円 (事業費の 80%以内) *必要と認める場合は 5,000 万円	(保証付) 年 1.6%～1.8% (保証無) 年 2.1%～2.3%																									
事業種類		利子補給率																										
霞ヶ浦流域外において、 小規模事業者が行う排水 対策	高度処理施設 (窒素又はりん除去)	借受者の実質金利は無利子																										
	高度処理以外の 污水处理施設	0.9%																										
霞ヶ浦流域において、法令等※に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル未満の者		借受者の実質金利は無利子																										
家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域のみ）		借受者の実質金利は無利子																										
ダイオキシン類対策施設		0.6%																										

宇宙ビジネスのための補助を受けたい

事業名	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	宇宙ベンチャーの創出・誘致と県内企業の新規参入を図るため、宇宙ビジネスを展開する事業者に対して補助を行います。
事業概要	【対象者】 宇宙ビジネスを行っている又は行う予定（申請後3か月以内に事業を開始する具体的な計画がある）がある下記のいずれにもあてはまる者が対象となります。 ・県内に活動拠点（本店、支店、営業所、研究所等）を有する企業、団体、個人であること ・補助事業終了後も、引き続き1年以上県内で事業活動を継続する予定があること 【支援の内容】 外部資金獲得・受注拡大取組、新製品・試作開発、販路拡大等に係る費用の補助 ○補 助 率：対象経費の10／10 ○補助上限額：50万円 ○対象経費：新製品等の研究・開発・試作費、環境試験設備の利用料、専門家等コンサル料、国内外展示会への出展経費、ソフトウェア開発に係る人件費 等 ※詳細は募集要項等をご参照ください。 【利用方法等】 申請する前に、必ず下記までご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515

起業する際に支援を受けたい

事業名	地域課題解決型起業支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地域の課題に対して効果的な起業又は事業承継若しくは第二創業をする際に、起業支援金の受給や伴走支援を受けることができます。
事業概要	【対象者】 次の3つの要件を満たす方 ① 県が地域再生計画に位置付ける社会的事業（地域活性化、まちづくりの推進等）において新たにデジタル技術を活用して起業する方又は Society5.0 関連業種等付加価値の高い産業分野において地域課題の解決に資する社会的事業を、デジタル技術を活用し、かつ事業承継若しくは第二創業により実施する方 ② 県内において起業する方又は上記事業承継若しくは第二創業を実施する方 ③ 令和7年4月1日以降、補助事業完了日までに法人の設立、あるいは個人開業届の提出を行う方又は上記事業承継若しくは第二創業を実施する方 【支援の内容】 ① 起業支援金の支給 （補助率）1/2 （補助額）上限200万円 （対象経費）人件費、専門家謝金、委託費、マーケティング費、広報費等 ② 支援対象者に対する採択後の伴走支援、創業後の事業継続支援等 【利用方法等】 公募開始後、審査を経て支援対象者を決定します。詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522

地域公共交通のDX・GXやバス運転士確保のための補助を受けたい

事業名	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	物価高騰や運転士不足の影響を受ける中で経営改善に取り組む交通事業者に対し、DX・GXの活用による経営改善やバス運転士確保の更なる取組を支援します。
事業概要	【対象者】 (1) 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業 県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者、県内地域鉄道事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者が対象です。 (2) バス運転士緊急確保事業 県内に営業所を有する乗合・貸切バス事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者が対象です。 ※経営改善計画書：賃上げ、業務効率化、運賃改定などの実施計画や内容を盛り込んだ計画書 【支援の内容】 (1) 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業 DXによる業務効率化やGXによる省エネ化に係る経費を補助します。 補助率：1/2 補助上限：乗合バス 150万円/事業者 タクシー 6万円/台 鉄 道 250万円/事業者 (例) 乗合バス：運行計画作成システム、IT点呼システム 等 タクシー：配車アプリ、ハンディー型キャッシュレス端末 等 鉄 道：鉄道施設遠隔管理システム、駅舎のLED照明化 等 (2) バス運転士緊急確保事業 バス運転士の採用広報に係る経費を補助します。 補助率：1/2 補助上限：100万円/事業者 【利用方法等】 茨城県等に交付申請を行います。 詳細はホームページに掲載しますので、下記までお問合せください。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部交通政策課 (地域鉄道関係) 鉄道担当 電話:029-301-2606 Fax:029-301-2608 (バス・タクシー関係) 地域交通担当 電話:029-301-2604 Fax:029-301-2608

東京中小企業投資育成株式会社から投資等を受けたい

事業名	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業が増資等により自己資金を調達する際に、東京中小企業投資育成（株）が投資を行うとともに安定株主として中小企業を支援します。
事業概要	【対象者】 「資本金の額が3億円以下の株式会社」又は「当該株式会社を設立しようとする方」が対象となります。 ただし、次の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超える会社であっても対象となります。 中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業等経営強化法、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法、地域未来投資促進法、5G促進法、研究開発力強化法、経済安全保障推進法 ※基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業は対象外となります。 【支援の内容】 ○投資事業（投資育成制度） ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け ②増資に際して発行される株式の引受け ③新株予約権の引受け ④新株予約権付社債の引受け 〔活用の効果〕 ・投資した資金は、担保が不要な長期安定資金ですので、設備投資や研究開発に活用することができます。 ・企業の将来性を評価して投資を行っている「投資育成制度」を利用することは、取引先や金融機関等に対する信用力の向上が期待できます。 ○育成事業（コンサルティング事業） 株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業に対し、次の支援を行います。 ・経営の安定化 ・事業承継支援 ・株式上場支援 ・ビジネスマッチング ・人材育成支援 【利用方法等】 東京中小企業投資育成（株）に相談・申込後、審査を経て投資の可否が決定されます。 【問い合わせ先】 東京中小企業投資育成株式会社 業務統括部 TEL：03-5469-5850 https://www.sbic.co.jp

事務所・事業所を新增設する際に課税免除を受けたい

事業名	県税の課税免除
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県では、2027年3月31日までに県内に事務所・事業所を新增設した企業を対象に県税（不動産取得税）の課税免除を実施しています。
事業概要	【対象地域】 茨城県内全域 【対象要件】 茨城県内に事務所又は事業所を新設又は増設し、県内で原則5人以上従業員が増加した法人 ※ 当該新增設が、茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等の区域内、茨城県有地及び過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）で行われるものである場合は、増加従業員数が5人未満であっても対象となります。 ※ 従業員の範囲：雇用保険法に定める被保険者（日雇労働者及び短期雇用者等を除く） 【対象事業】 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、電気・ガス・熱供給業（産業振興促進区域で行うものに限る）、旅館業、小売業（認定中心市街地等又は産業振興促進区域における大規模小売店舗で行うものに限る）、植物工場（不動産取得税が課税対象となる家屋内で行う事業に限る）、農林水産物等販売業（産業振興促進区域で行うものに限る） 【優遇措置の内容】 事務所等の新增設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除 ※ 土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が課税免除対象になる場合に限りです。 【適用除外】 ・県税の滞納がある法人 ・事務所等の新增設が、県内事務所等の移転等によるもの（ただし、移転前の面積を超えるものについては対象） 【適用期間】 2027年3月31日まで 【手続き】 不動産を取得した日から60日以内に、不動産取得申告（報告）書と併せて課税免除申告書を提出してください。ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する表示に関する登記又は所有権の登記を申請した場合には不動産取得申告（報告）書の提出は不要です。

【問い合わせ先】

茨城県総務部税務課 賦課グループ TEL：029-301-2424

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/zeimu/index.html>

水戸県税事務所 課税第二課 TEL：029-221-4820

常陸太田県税事務所 課税第二課 TEL：0294-80-3312

行方県税事務所 課税第二課 TEL：0299-72-0773

土浦県税事務所 課税第二課 TEL：029-822-7216

筑西県税事務所 課税第二課 TEL：0296-24-9197

地方拠点強化税制に係る特例措置等の適用を受けたい

事業名	地方拠点強化税制 1 法人税等に係る税制上の特例措置等 2 地方税の課税免除・不均一課税
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地域再生法に基づき、地域再生計画（いばらき地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト）で定めた地方活力向上地域において、本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は、法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の課税免除・不均一課税が適用されます。
事業概要	【対象者等】 ○対象市町村 首都圏整備法に基づく近郊整備地帯（龍ケ崎市、常総市（水海道地区）、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町）を除く県内市町村 ○対象地域 対象市町村のうち地域再生計画で定めた地方活力向上地域 移転型事業の区域（東京23区にある本社機能の移転） 拡充型事業の区域（地方にある本社機能の移転・新增設） ○対象者 本社機能（事業や業務を管理、統括、運営している業務等）を有する事務所、研究開発において重要な役割を担う研究所又は人材育成において重要な役割を担う研修所等を整備する事業者（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業の事業者を除く） 【支援の内容】 1 法人税等に係る税制上の特例措置等 ① 建物等の取得価額に対する税制優遇措置（オフィス減税）※ 特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除 ② 本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置（雇用促進税制）※ 特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除 ※ 原則、同一事業年度内での併用不可 ③ 事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借入れに対する独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証 2 地方税の課税免除・不均一課税 特定業務施設の整備に係る事業税（3年間）の不均一課税、不動産取得税の課税免除（※）・不均一課税 ※不動産取得税の課税免除は移転型事業のみ適用 【利用方法等】 特例措置の適用を受けるには、事前に県に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。 その後、認定通知書を添えて税務署への確定申告や県税事務所への不均一課税の手続き等を行うことにより、特例措置を受けることができます。 なお、各事業年度終了後には、実施状況報告書等を提出する必要があります。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部計画推進課 地方創生グループ TEL：029-301-2072

貸金業の登録をしたい

事業名	貸金業登録業務												
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <u>その他</u>												
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他												
事業要旨	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。												
事業概要	【対象者】 貸金業を営もうとする方は、貸金業法に基づく登録を受けることが必要です。また、3年ごとに更新する必要があります。 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者、貸金業の登録取消後5年を経過しない方等は、登録を受けられません。 【登録する行政庁】 営業所又は事務所が茨城県内のみにある場合は、茨城県知事の登録となります。 営業所又は事務所が2つ以上の都道府県の区域にある場合には、国の財務局長の登録となります。 【審査】 登録を受けるためには、法令で定める様式による申請書に、法令で定める書類の添付が必要です。 申請書が提出され、書類に不備等がなければ、申請書受理後2ヶ月程度で登録となります。 【申請手続き等の内容】 貸金業については、登録をはじめ次の手続きが必要となります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 貸金業の登録</td><td>[貸金業法第3条第1項]</td></tr> <tr> <td>(2) 貸金業の登録の更新</td><td>[貸金業法第3条第2項]</td></tr> <tr> <td>(3) 貸金業者の変更の届出</td><td>[貸金業法第8条第1項]</td></tr> <tr> <td>(4) 貸金業者の廃業等の届出</td><td>[貸金業法第10条第1項]</td></tr> <tr> <td>(5) 貸金業者の事業報告書の提出</td><td>[貸金業法第24条の6の9]</td></tr> <tr> <td>(6) 貸金業者の業務報告書の提出</td><td>[貸金業法第24条の6の10]</td></tr> </table> 【問い合わせ先】 ○茨城県知事登録に関するもの 茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ TEL：029-301-3530 ○財務局長登録に関するもの 関東財務局水戸財務事務所 理財課 TEL：029-221-3195	(1) 貸金業の登録	[貸金業法第3条第1項]	(2) 貸金業の登録の更新	[貸金業法第3条第2項]	(3) 貸金業者の変更の届出	[貸金業法第8条第1項]	(4) 貸金業者の廃業等の届出	[貸金業法第10条第1項]	(5) 貸金業者の事業報告書の提出	[貸金業法第24条の6の9]	(6) 貸金業者の業務報告書の提出	[貸金業法第24条の6の10]
(1) 貸金業の登録	[貸金業法第3条第1項]												
(2) 貸金業の登録の更新	[貸金業法第3条第2項]												
(3) 貸金業者の変更の届出	[貸金業法第8条第1項]												
(4) 貸金業者の廃業等の届出	[貸金業法第10条第1項]												
(5) 貸金業者の事業報告書の提出	[貸金業法第24条の6の9]												
(6) 貸金業者の業務報告書の提出	[貸金業法第24条の6の10]												

旅行業の登録をしたい

事業名	旅行業登録業務
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <u>その他</u>
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	旅行業法第3条及び同法施行規則第1条に規定する第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等を行っております。
事業概要	【対象者】 以下の「申請手続きの内容」に掲げる旅行業法に関する手続きをされる方のうち、茨城県内に主たる営業所を設置している方又は設置する予定の方。 ※第1種旅行業につきましては、関東運輸局観光部観光企画課が窓口となっております。 また、県内に本店がある場合でも、主たる営業所が他の都道府県である場合は、主たる営業所の所在地の都道府県が窓口となります。 【申請手続きの内容】 (1) 第2種旅行業、第3種旅行業及び地域限定旅行業の新規登録の申請 (2) 第2種旅行業、第3種旅行業及び地域限定旅行業の更新登録の申請 (3) 第2種旅行業、第3種旅行業及び地域限定旅行業への変更登録の申請 (4) 第2種旅行業、第3種旅行業及び地域限定旅行業の登録事項変更の届出 (5) 旅行業者代理業の新規登録の申請及び登録事項変更の届出 (6) 旅行サービス手配業の新規登録の申請及び登録事項変更の届出 【利用方法等】 申請等には、申請書のほか各種添付書類が必要です。申請をされる前に、事前にご相談ください。(お越しいただく場合には、事前に来課希望日時をご連絡ください。) 【問い合わせ先】 茨城県営業戦略部観光戦略課 管理グループ TEL：029-301-3617

中小企業による事業協同組合を設立したい

事業名	中小企業組合の設立認可、運営支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	複数の企業による共同事業によって経営の効率化を図りたい中小企業等の組織化を支援します。県では、事業協同組合などの設立認可等を行います。また、茨城県中小企業団体中央会では、設立申請支援、運営に係る指導・助言、組合の事業活動を活性化するための各種事業を実施しています。
事業概要	【支援の内容】 (1) 県の事務 中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合の設立、定款変更の認可等 (2) 茨城県中小企業団体中央会による支援 ＜組合設立支援＞ 新たに中小企業組合の設立を希望される中小企業に対し、設立までの相談、指導・助言などの支援を行います。組合設立後も、随時、相談に対応しています。 ＜組合運営支援＞ ①調査、研究に関する事業 組合等へ中小企業の労務管理関連指標としての情報提供を行います。また、中小企業の経営実態把握と施策提言等を目的の調査研究を行います。 ②人材養成に関する事業 組合等の活性化や、運営の適正化を図るため、分野別または異業種による研修会の開催を支援します。 ③組合の特定分野への支援事業 税務、法律などの専門家を派遣し、円滑な組合運営を支援します。 ④情報提供、広報に関する事業 機関紙の発行やホームページ等により、組合運営に役立つ情報や組合活動を広く周知しています。 ⑤組合への個別巡回による支援 中小企業組合事業の活性化に向けた提案を行い、課題を抱える組合員等企業からの要請に応じて、個別訪問を実施し、課題の解決の支援を行います。 【利用方法等】 各種相談につきましては、県中央会へご連絡ください。 ※ 一部の事業（例えば講演会など）では、受益者負担が発生する場合がございます。 茨城県中小企業団体中央会ホームページ http://www.ibarakiken.or.jp/ 【問い合わせ先】 ＜認可申請・届出＞ 茨城県産業戦略部中小企業課 TEL：029-301-3554 ＜設立・運営相談＞ 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030

新たな事業活動を行う際に県の承認を受けたい

事業名	経営革新計画承認制度													
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他													
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他													
事業要旨	中小企業者の方が、新製品の開発や生産、新サービスの開発や提供などの新たな取組を行うための「経営革新計画」を作成して、県から承認を受けると、低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。													
事業概要	【対象者】 県内に本社を有する中小企業者等（組合等の申請も可能） 【支援の内容】 （１）承認基準 次の①、②の双方を満たす計画である必要があります。 ①以下の新たな取組の類型に該当するもの ・新商品の開発又は生産 ・新役務の開発又は提供 ・商品の新たな生産又は販売方式の導入 ・役務の新たな提供の方式の導入 ・技術に関する研究開発及びその成果の利用、その他新たな事業活動 ②下表の経営指標を満たすもの <table><tr><td></td><td>付加価値又は一人当たりの付加価値額の伸び率</td><td>給与支給総額の伸び率</td></tr><tr><td>3年計画の場合</td><td>9%</td><td>4. 5%</td></tr><tr><td>4年計画の場合</td><td>12%</td><td>6%</td></tr><tr><td>5年計画の場合</td><td>15%</td><td>7. 5%</td></tr></table> （２）主な支援策 ・政府系金融機関による低利融資 ・海外展開に伴う資金調達支援 ・信用保証の特例 ※計画の承認は支援策の利用を保証するものではありません。各支援実施機関による別途審査が必要となります。 【利用方法等】 申請に先立ち、申請書類の事前提出が必要となります。詳細は以下のHPをご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/sinsei.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560			付加価値又は一人当たりの付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率	3年計画の場合	9%	4. 5%	4年計画の場合	12%	6%	5年計画の場合	15%	7. 5%
	付加価値又は一人当たりの付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率												
3年計画の場合	9%	4. 5%												
4年計画の場合	12%	6%												
5年計画の場合	15%	7. 5%												

事業再生の支援を受けたい

事業名	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、 <u>その他</u>
事業要旨	中小企業活性化協議会では、経営の悪化しつつある中小企業の事業再生を支援するため、専門家による相談、公的機関の関与による債権者の調整、事業再生計画の策定支援を行います。
事業概要	【対象者】 例えば、次のような中小企業の方が支援の対象になります。 ・事業に収益力があるものの、過大な債務負担により、経営が逼迫している中小企業 ・将来性がある事業に着手したいと考えているが、過剰債務により、新規の借入ができない中小企業 【支援の内容】 企業再生に関する知識と経験を持つ専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関 OB 等）が、多様性、地域性といった中小企業の特性を踏まえ、再生に向けた相談・助言から再生計画策定まで、個々の企業にあった、きめ細かな支援を行います。 さらに、再生がどうしても困難な場合には、再チャレンジ支援事業により、経営者の経済的更生を支援します。 【利用方法等】 再生の流れ (1) 経営相談 （第1次段階対応） 様々な経営上の問題点を抱えている中小企業に対してその具体的な課題を抽出し、最も適した施策等のアドバイスを行います。 【関係機関との連携】 ・各地商工会議所、商工会 ・いばらき中小企業グローバル推進機構 ・各地中小企業支援センター ・政府系金融機関、地元金融機関 ・茨城県信用保証協会 等 (2) 再生支援 （第2次段階対応） 更に必要と判断した企業に対して ・中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、取引金融機関等の専門家による個別支援チームの立上げ ・再生計画案の作成支援 ・再生計画実施とフォローアップによる支援 再生計画の具体例 ・金融機関との調整、返済計画見直し ・中小企業再生ファンドの活用による債権の買取 ・不採算部門の分社化 等 【問い合わせ先】 茨城県中小企業活性化協議会 TEL：029-300-2288

経営面での問題に関して相談がしたい

事業名	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
対象分野	金融支援、 経営支援 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 相談・助言 、 その他
事業要旨	商工会、商工会議所では、それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として、地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。
事業概要	【対象者】 県内に事業所を有する中小企業者等 【支援の内容】 (1) 各種経営相談への対応 小規模事業者の経営に詳しい経営支援員が、様々な経営上の相談に対応いたします。 (商工会・商工会議所等の窓口での相談対応の他、経営支援員が各事業所までお伺いする巡回指導も行っています。) (相談内容(例)) ○ 金融（県制度融資、マル経融資等）・信用保証の相談、あっせん ○ 税務、経理、労務、社会保険など ○ 経営・技術の改善、知的財産権、商取引など (2) エキスパートバンク事業 経営・営業・生産・技術・ITなど多くの課題をかかえている小規模事業者のご要望に応じて、登録された専門家（エキスパート）を直接現場に派遣し、専門的・実践的な指導アドバイスをを行い、問題解決をお手伝いします。 (3) 経営安定特別相談事業 様々な理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方あるいは民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方からの相談に対し、専門スタッフや弁護士などの専門家が相談に応じ、問題の解決をお手伝いします。 (4) 各種経営セミナーや講演会等の開催 業種別・テーマ別など地域事業者の方々のニーズに沿った各種セミナーや講演会の他、創業や経営革新を目指す方を対象としたセミナーや講習会などを開催しております。 【利用方法等】 各種相談事業等を受けたい場合は、事業を実施している県内の各商工会・商工会議所等にお気軽にご連絡ください。相談料や参加料については、基本的には無料です。 ※エキスパートバンク事業等一部の事業においては、経費の一部をご負担いただく場合がございますので、あらかじめ事業実施団体にご確認ください。 【問い合わせ先】 ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635

販路開拓（ブランド向上、商品宣伝）を目指したい

事業名	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。
事業概要	【対象者】 常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主 【支援の内容】 小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。 ○補助対象　：店舗の改装、ホームページ作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告掲載など ○補助率　　：2／3 ○補助上限額：〔通常枠〕50万円 〔賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠〕200万円 ※インボイス特例として、免税事業者から定格請求書発行事業者に転換する小規模事業者に対して補助上限額を一律50万円上乘せ 【利用方法等】 応募申請手続き等詳細については、県内の商工会、商工会議所にご相談ください。 【問い合わせ先】 ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635

防災・減災対策に取り組みたい

事業名	事業継続力強化計画認定制度
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業が策定した計画に基づく防災・減災対策の取組を支援します。
事業概要	【対象者】 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様 【支援の内容】 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。 ＜計画に記載する項目事例＞ ○ハザードマップ等を活用した自然災害リスク等の想定 ○安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順 ○人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策 ○訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取組 等 ＜支援策＞ ○日本政策金融公庫による低利融資（設備投資資金） ○信用保証枠の追加 ○防災・減災設備に対する税制措置 ○補助金（ものづくり補助金、持続化補助金等）の加点措置 ○認定ロゴマークの使用 など 【利用方法等】 ・計画策定にあたっては、中小企業庁が公開している策定の手引きをご参照ください。 ・申請は、事業継続力強化計画電子申請システムから行ってください。 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構では、セミナー等による普及啓発や専門家派遣による計画の策定支援を実施しておりますので、ご利用ください。 中小企業庁ホームページ URL： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html 独立行政法人中小企業基盤整備機構強靱化ポータルサイト URL： https://kyoujinnka.smrj.go.jp/ 【問い合わせ先】 1 申請について 関東経済産業局 産業部 中小企業課 TEL：048-600-0394 2 策定支援について ○最寄りの商工会・商工会議所 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部 TEL：03-5470-1606

事業承継に関する支援を受けたい

事業名	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県内の中小企業支援機関等のネットワーク化により、中小企業の事業承継の総合的な支援体制を強化するとともに、後継者不在の中小企業のM&A（企業の合併・買収）による事業承継を支援します。
事業概要	【支援の内容】 1 「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業 （1）M&Aマッチングの促進 後継者不在の中小企業に対してM&Aを促進するため、M&A仲介会社及び地域金融機関等と連携しながら、県のコーディネーターが、企業評価及びオープンネーム型のインターネットプラットフォームを活用した買い手候補企業の選定（マッチング）を支援します。 （コーディネーターの支援内容） ○企業評価コーディネーター：M&Aの際に必要な、企業概要書の作成や当該企業の価値を計るための株価仮算定の実施 ○マッチングコーディネーター：オープンネーム型のインターネットプラットフォームを活用した後継者探しの支援及び買い手候補者とのマッチング機会となるツアールの実施 （2）事業承継の機運醸成 後継者不在の中小企業の事業承継に向けた機運醸成のため、M&Aを実施した経営者が自身の体験を語る内容のセミナーや、自社の事業承継に悩みを抱える事業者へ専門家への相談機会を提供するため、事業承継個別相談会を開催します。 （3）M&Aインセンティブ 売り手企業の掘り起こしを図るため、県の指定するインターネットプラットフォームを活用しM&Aに取組んだ士業等専門家に対し、奨励金を支給することによりM&Aマッチングを促進します。 2 茨城県事業承継・引継ぎ支援センターによる支援 中小企業の事業承継の相談窓口として、親族承継、経営者保証解除、M&Aなどの相談に対し、専門的で適切な助言や情報提供及び事業引継ぎのマッチング支援等を行います。 【問い合わせ先】 1 「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業 茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560 2 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：029-284-1601

事業承継時に税制・金融面での支援を受けたい

事業名	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	経営承継円滑化法では、中小企業の事業承継が円滑に進められるよう、事業承継税制（非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）及び金融支援について支援策を講じています。この制度を利用するには、あらかじめ県へ申請のうえ認定を受ける必要があります。
事業概要	【対象者】 ・先代経営者から、非上場会社の株式等を贈与又は相続により取得した後継者 ・先代経営者から、非上場会社の株式等を買取る予定の会社又は現経営者 【支援の内容】 中小企業の事業承継にあたり、事業承継税制や金融支援の活用を希望する中小企業者に対し、経営承継円滑化法に基づく県の認定により、当該支援制度の活用による円滑な事業承継を支援します。 （１）事業承継税制 【法人版事業承継税制】 中小企業の後継者が、先代経営者から、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続により取得した場合において、贈与税・相続税の納税が猶予されます。 【個人版事業承継税制】 個人事業者の事業承継を促進するため、一定の要件を満たした場合、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税の納税が猶予されます。 ※詳細については、問い合わせ先までお尋ねください。 （２）金融支援 先代経営者からの株式や事業用資産等の買い取り、経営者交代による信用状態の悪化等に対応するため、県の認定を受けることにより、以下の支援策が利用可能となります。 ・日本政策金融公庫の融資 ・信用保証の特例（通常の保証枠と同額を別枠化） ※いずれも利用にあたっては、別途金融機関等の審査が必要となります。 【利用方法等】 必要書類を作成のうえ、以下の問い合わせ先まで郵送又は持参してください。 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560

価格転嫁について相談をしたい

事業名	茨城県価格転嫁促進事業
対象分野	金融支援、 経営支援 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 相談・助言 、その他
事業要旨	物価高騰に対応するため、適切な価格転嫁を行おうとする県内の中小企業等に対し、中小企業診断士による伴走支援を実施します。
事業概要	【対象者】 県内に事業所を有する中小企業等 【支援内容】 (1) 価格転嫁に関する専門の相談窓口の設置 価格転嫁に関するお悩み事や相談に対して、中小企業診断士などが助言を行います。 また、発注側企業が理由もなく価格交渉に応じないといった相談があった場合は、公正取引委員会へ情報提供を行う場合があります。 (2) 中小企業診断士の派遣による伴走支援 支援を希望する企業を中小企業診断士が訪問し、課題の洗い出しから価格交渉のノウハウやコツなどの改善策の提示まで、無料で伴走支援を行います。 (3) 価格転嫁に関するセミナーの開催 中小企業診断士などを講師としたセミナーを県内各地で開催いたします。 【利用方法等】 価格転嫁についての相談や中小企業診断士による伴走支援を希望する場合は、以下の問い合わせ先にお問い合わせください。 中小企業診断士の派遣については、1社あたり3回まで無料で実施いたします。 セミナーの開催情報は茨城県産業戦略部中小企業課のHPで随時ご案内いたしますので、ご確認ください。 【問い合わせ先】 1 相談窓口、中小企業診断士による伴走支援について 茨城県価格転嫁促進事業事務局（株式会社常陽産業研究所内） 電話番号：029-233-6737 専用 web フォーム： https://www16.webcas.net/form/pub/joyo_jir/ibaraki-kakakutenka 2 セミナーの開催情報 茨城県産業戦略部中小企業課HP https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakakutenka.html

消費税の価格転嫁や軽減税率制度に関する相談をしたい

事業名	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業																							
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																							
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他																							
事業要旨	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会では、消費税軽減税率制度や価格転嫁の円滑な実施のため、相談窓口を設置し、中小企業等からの相談に応じています。																							
事業概要	【対象者】 県内に事業所を有する中小企業、小規模企業等 【支援の内容】 1 県の消費税転嫁に係る相談窓口 県では、中小企業の経営の圧迫要因となる消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、中小企業の相談窓口を設けています。ご相談いただいた内容に応じて、専門機関への通報等を行います。 (相談窓口一覧) <table><tr><td>ご相談の内容別</td><td>担当課</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>・改正地方税法について</td><td>税務課</td><td>029-301-2418</td></tr><tr><td>・転嫁阻害表示、価格表示について</td><td>生活文化課</td><td>029-301-2829</td></tr><tr><td>・転嫁拒否を行う者が下記5業種以外の場合</td><td>中小企業課</td><td>029-301-3560</td></tr><tr><td>建設業、浄化槽工事業、解体工事業の場合</td><td>監理課</td><td>029-301-4334</td></tr><tr><td>宅地建物取引業の場合</td><td>建築指導課</td><td>029-301-4722</td></tr><tr><td>不動産鑑定業の場合</td><td>用地課</td><td>029-301-4353</td></tr></table> 2 消費税軽減税率に関する相談窓口 消費税軽減税率の適正な実施のため、各商工会・商工会議所、茨城県中小企業団体中央会において、相談窓口を設置しています。また、中小企業向けの研修会の開催や消費税転嫁に関する相談にも応じています。 ○相談例：「軽減税率導入後の経理処理について知りたい」 「複数税率対応レジ導入に対する補助について知りたい」 「消費税引き上げに向けて経営改善を図りたい」 「取引先から消費税の転嫁を拒否された」 等 【利用方法等】 最寄りの各商工会・商工会議所及び茨城県中小企業団体中央会にお気軽にご連絡ください。 【問い合わせ先】 ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030			ご相談の内容別	担当課	電話番号	・改正地方税法について	税務課	029-301-2418	・転嫁阻害表示、価格表示について	生活文化課	029-301-2829	・転嫁拒否を行う者が下記5業種以外の場合	中小企業課	029-301-3560	建設業、浄化槽工事業、解体工事業の場合	監理課	029-301-4334	宅地建物取引業の場合	建築指導課	029-301-4722	不動産鑑定業の場合	用地課	029-301-4353
ご相談の内容別	担当課	電話番号																						
・改正地方税法について	税務課	029-301-2418																						
・転嫁阻害表示、価格表示について	生活文化課	029-301-2829																						
・転嫁拒否を行う者が下記5業種以外の場合	中小企業課	029-301-3560																						
建設業、浄化槽工事業、解体工事業の場合	監理課	029-301-4334																						
宅地建物取引業の場合	建築指導課	029-301-4722																						
不動産鑑定業の場合	用地課	029-301-4353																						

取引に関するアドバイスが欲しい

事業名	下請かけこみ寺相談事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	中小企業の取引に関する様々な悩みに親身になって対応し、迅速な解決策を提示するなど適正な取引を行うための支援を行います。
事業概要	【対象者】 企業間取引に関して、様々な悩みを持つ中小企業 【支援の内容】 (1) 事業内容 ①各種相談の対応 中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家（相談員）が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行います。 ②裁判外紛争解決手続（ADR） 中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続（ADR）を行います。 ③下請適正取引ガイドラインの普及啓発 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携して開催します。 (2) 相談費用 無料 (3) 実施場所 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内 (4) 相談時間 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構の開館時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（12:00～13:00 除く） 【利用方法等】 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構に設置されている「下請かけこみ寺」までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 下請かけこみ寺（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：0120-418-618 公益財団法人 全国中小企業振興機関協会 下請かけこみ寺本部 TEL：03-5541-6655

様々な経営課題について相談したい

事業名	茨城県よろず支援拠点
対象分野	金融支援、 経営支援 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 相談・助言 、その他
事業要旨	中小企業・小規模事業者の様々な課題を解決するため、チーフコーディネーター及びサブコーディネーターが助言します。
事業概要	【対象者】 県内中小企業・小規模事業者、団体、個人等 【支援の内容】 ① 総合的・先進的アドバイスの実施 中小企業・小規模事業者からの経営相談に対して、課題を分析し、一定の解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。 ② 支援チーム等編成支援 中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援します。また、支援チーム編成のため複数の支援機関、公的機関、企業OB等の「支援専門家」や、大学、大企業等の事業連携の相手方等と調整を実施します。 ③ ワンストップサービス 支援機関等との接点が無く、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として広く相談に応じます。 ○実施機関：（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 ○相談内容：売上拡大、経営改善、販路開拓、地域資源活用、IT化、創業・廃業・事業承継、商店街活性化等、経営上のあらゆる相談に対応 ○料 金：無料 ○相談時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 【利用方法等】 窓口相談（事前に、電話での申し込みをいただければ、現地訪問させていただきます） 【問い合わせ先】 茨城県よろず支援拠点（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：029-224-5339

プロフェッショナルな人材を採用したい

事業名	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
対象分野	金融支援、 経営支援 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資 、 補助金等 、認定等、施設利用、機会提供、 相談・助言 、その他
事業要旨	県内中小企業が新事業を積極的に展開できるよう、その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の採用を支援します。 ＜参考＞プロフェッショナル人材とは 新たな商品・サービスの開発、商品等の販売開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材
事業概要	【対象者】 県内中小企業 【支援の内容】 プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、民間人材ビジネス事業者と連携して中小企業に必要なプロフェッショナル人材の採用を支援することで、企業の成長や経営改善を促進します。 (1) 意識の改革 地域の中小企業が持つ潜在成長力への目覚めを促し、攻めの経営への転換を進めます。 ・企業訪問、セミナーの開催等 (2) プロ人材活用の検討 中小企業の現場が必要とするプロ人材のニーズを明らかにし、採用の機会を提供します。 (3) プロ人材ニーズの伝達とマッチング 明らかにしたプロ人材ニーズを踏まえ、求職者とのマッチングを支援します。 ・マネージャーは、求人情報を民間人材ビジネス事業者へ伝達します。 ・民間人材ビジネス事業者は、中小企業者とプロ人材とのマッチングを実施します。 (4) フォローアップ 経営者、プロ人材双方に対するフォローアップを実施します。 (5) 副業・兼業人材の活用促進補助 初めて副業・兼業人材を活用する県内企業を対象に、人材事業者へ支払う紹介手数料、副業・兼業人材に支払う報酬等の8/10を補助します。 【プロフェッショナル人材戦略拠点設置場所】 株式会社ひたちなかテクノセンター内 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 株式会社ひたちなかテクノセンター 茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点事務局 TEL：029-264-2200 FAX：029-264-2203 URL：https://www.htc.co.jp/support/professional/

創業する際に支援を受けたい

事業名	つくば創業プラザ運営事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、 <u>施設利用</u> 、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	起業家や新たな事業展開を目指す中小企業等に対して、事業活動の拠点となる事務室を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。
事業概要	【対象者】 ①県内において、原則、今後1年以内に創業を目指す起業家 ②県内に所在、または進出する原則設立後5年未満のベンチャー企業等 ③新事業への進出を目指し、原則今後2年以内に県内において分社化を予定している企業 ④上記①～③に該当する者の事業活動を支援する業務を行う者で知事が適当と認める者 【支援の内容】 (1) 施設概要 ○設 置：茨城県 ○運営主体：㈱つくば研究支援センター（指定管理者） ○入居期間：原則2年以内（延長可、最長5年） ○所 在 地：つくば市東新井13-2（民間ビルの一部を県が借り上げ） ○設備内容：事務室（30㎡） 6室 打合せ・会議室などの共用施設。全室バリアフリー対応。 ○利用料金：事務室（30㎡）…105,050円/月 (使用料、共益費、駐車場1台、消費税込み) (2) 施設の特徴・入居企業のメリット ○つくば地区の研究機関群中心地に位置し、交流・連携に最適 ○様々な起業家が集まるため、モチベーションの高揚や有意義な交流が可能 ○敷金無しの低廉な初期投資 ○専門家からの助言・指導やセミナー・ビジネスマッチング会の開催等の各種支援策 【利用方法等】 入居申込みを随時受け付けています。下記まで問い合わせください。 【問い合わせ先】 株式会社 つくば研究支援センター ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000 http://www.tsukuba-toi.co.jp/

創業や新事業展開等のために研究室やオフィスを借りたい

事業名	施設提供（施設賃貸）事業																
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																
対象分類	融資、補助金等、認定等、 <u>施設利用</u> 、機会提供、相談・助言、その他																
事業要旨	起業家や新たな事業展開等をを目指す企業等に対して、事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。																
事業概要	【対象者】 県内において、創業や新たな事業展開（研究開発等を含む）を目指す企業等 【支援の内容】 (1) 施設概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">施 設 名</td><td style="width: 45%;">(株)つくば研究支援センター</td><td style="width: 40%;">(株)ひたちなかテクノセンター</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>つくば市千現2-1-6</td><td>ひたちなか市新光町38</td></tr> <tr> <td>提供施設</td><td> 企業情報事務所（30㎡） 40室 企業育成室（25・50㎡） 23室 試験研究室（50㎡） 40室 大型実験室（25～360㎡） 12室 創業プラザ棟（25～50㎡） 26室 創業準備ルーム 3区画 ※このほか、コワーキングスペースや試作品加工のための作業スペースを設置 </td><td> ビジネスオフィス（標準） （100・50・21㎡）4,862㎡ ※50㎡単位で拡張可能。21㎡は50㎡を2分割 ビジネスオフィス（シェアード） （9・10・14・16・20㎡）376㎡ インキュベーションオフィス 10ブース ※（約3㎡）のスペースを用意 </td></tr> <tr> <td>利用料金</td><td> 企業情報事務所・研究室等については、事業規模・利用形態等により異なりますので、直接お問い合わせください。 創業準備ルーム（月額） 3㎡ 16,500円・6㎡ 33,000円 ※当初6ヶ月間（共益費・インターネットアクセス料・電気料込み） </td><td> ビジネスオフィス（標準・シェアード） 総額単価（月額）3,300円/㎡ ※部屋代 2,100円＋共益費 1,200円 インキュベーションオフィス 賃料（月額）13,000円 ※共益費・ネットアクセス料・電気料込み ※料金は全て消費税抜きの金額 </td></tr> <tr> <td>入居期間</td><td> 企業情報事務所・研究室等については、当初3年（自動更新）が基本。 創業準備ルームは当初6ヶ月間（その後審査の上、事業支援ルームとして11ヶ月間継続可） </td><td> ビジネスオフィス（標準） ：当初2年（自動更新） ビジネスオフィス（シェアード） ：当初1年（自動更新） インキュベーションオフィス ：当初6ヶ月（最長10年） </td></tr> </table> (2) 入居メリット ・インキュベーションマネージャー等による入居者への支援（助言・指導等） ・各種研修会やセミナー、ビジネスマッチング会の開催などによる支援 ・入居企業との交流による人的ネットワークの構築 【利用方法等】 入居申込を随時受け付けています。下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 株式会社 つくば研究支援センター ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000 http://www.tsukuba-tci.co.jp/ 株式会社 ひたちなかテクノセンター 経営企画部 TEL：029-264-2200 http://www.htc.co.jp		施 設 名	(株)つくば研究支援センター	(株)ひたちなかテクノセンター	所 在 地	つくば市千現2-1-6	ひたちなか市新光町38	提供施設	企業情報事務所（30㎡） 40室 企業育成室（25・50㎡） 23室 試験研究室（50㎡） 40室 大型実験室（25～360㎡） 12室 創業プラザ棟（25～50㎡） 26室 創業準備ルーム 3区画 ※このほか、コワーキングスペースや試作品加工のための作業スペースを設置	ビジネスオフィス（標準） （100・50・21㎡）4,862㎡ ※50㎡単位で拡張可能。21㎡は50㎡を2分割 ビジネスオフィス（シェアード） （9・10・14・16・20㎡）376㎡ インキュベーションオフィス 10ブース ※（約3㎡）のスペースを用意	利用料金	企業情報事務所・研究室等については、事業規模・利用形態等により異なりますので、直接お問い合わせください。 創業準備ルーム（月額） 3㎡ 16,500円・6㎡ 33,000円 ※当初6ヶ月間（共益費・インターネットアクセス料・電気料込み）	ビジネスオフィス（標準・シェアード） 総額単価（月額）3,300円/㎡ ※部屋代 2,100円＋共益費 1,200円 インキュベーションオフィス 賃料（月額）13,000円 ※共益費・ネットアクセス料・電気料込み ※料金は全て消費税抜きの金額	入居期間	企業情報事務所・研究室等については、当初3年（自動更新）が基本。 創業準備ルームは当初6ヶ月間（その後審査の上、事業支援ルームとして11ヶ月間継続可）	ビジネスオフィス（標準） ：当初2年（自動更新） ビジネスオフィス（シェアード） ：当初1年（自動更新） インキュベーションオフィス ：当初6ヶ月（最長10年）
施 設 名	(株)つくば研究支援センター	(株)ひたちなかテクノセンター															
所 在 地	つくば市千現2-1-6	ひたちなか市新光町38															
提供施設	企業情報事務所（30㎡） 40室 企業育成室（25・50㎡） 23室 試験研究室（50㎡） 40室 大型実験室（25～360㎡） 12室 創業プラザ棟（25～50㎡） 26室 創業準備ルーム 3区画 ※このほか、コワーキングスペースや試作品加工のための作業スペースを設置	ビジネスオフィス（標準） （100・50・21㎡）4,862㎡ ※50㎡単位で拡張可能。21㎡は50㎡を2分割 ビジネスオフィス（シェアード） （9・10・14・16・20㎡）376㎡ インキュベーションオフィス 10ブース ※（約3㎡）のスペースを用意															
利用料金	企業情報事務所・研究室等については、事業規模・利用形態等により異なりますので、直接お問い合わせください。 創業準備ルーム（月額） 3㎡ 16,500円・6㎡ 33,000円 ※当初6ヶ月間（共益費・インターネットアクセス料・電気料込み）	ビジネスオフィス（標準・シェアード） 総額単価（月額）3,300円/㎡ ※部屋代 2,100円＋共益費 1,200円 インキュベーションオフィス 賃料（月額）13,000円 ※共益費・ネットアクセス料・電気料込み ※料金は全て消費税抜きの金額															
入居期間	企業情報事務所・研究室等については、当初3年（自動更新）が基本。 創業準備ルームは当初6ヶ月間（その後審査の上、事業支援ルームとして11ヶ月間継続可）	ビジネスオフィス（標準） ：当初2年（自動更新） ビジネスオフィス（シェアード） ：当初1年（自動更新） インキュベーションオフィス ：当初6ヶ月（最長10年）															

新市場・高付価値事業への進出のための設備投資をしたい

事業名	中小企業新事業進出補助金							
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他							
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他							
事業要旨	中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的に、中小企業等が行う、既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付価値事業への進出を支援します。							
事業概要	【対象者】 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等 【補助内容】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="4">補助上限額</td><td>従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円)</td></tr> <tr> <td>従業員数 21～50 人 4,000 万円 (5,000 万円)</td></tr> <tr> <td>従業員数 51～100 人 5,500 万円 (7,000 万円)</td></tr> <tr> <td>従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円)</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>1/2</td></tr> </table> ※補助下限 750 万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金＋50 円、②給与支給総額＋6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。） 【基本要件】 ① 新事業進出要件 ② 付加価値額要件 ③ 賃上げ要件 ④ 事業場内最賃水準要件 ⑤ ワークライフバランス要件 ⑥ 金融機関要件 ⑦ 賃上げ特例要件（賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件） 【補助対象経費】 機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費 【利用方法等】 最新情報は「中小企業新事業進出促進補助金」の HP（以下の URL）をご覧ください。 https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/ 【申請期間】 第 1 回公募期間：令和 7 年 4 月 22 日（火）～令和 7 年 7 月 10 日（木） 【問い合わせ先】 お問い合わせをご希望の方は下記 URL の「コールバック予約システム」をご利用ください。 https://shinjigyou.resv.jp/reserve/calendar.php?x=1745403680	補助上限額	従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円)	従業員数 21～50 人 4,000 万円 (5,000 万円)	従業員数 51～100 人 5,500 万円 (7,000 万円)	従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円)	補助率	1/2
補助上限額	従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円)							
	従業員数 21～50 人 4,000 万円 (5,000 万円)							
	従業員数 51～100 人 5,500 万円 (7,000 万円)							
	従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円)							
補助率	1/2							

開発や生産プロセス改善のための設備投資をしたい

事業名	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金													
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他													
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他													
事業要旨	成長志向の中小企業者等が、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ等の事業環境変化に対応し、“稼ぐ力”を強化するために、革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことで、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。													
事業概要	【対象者】中小企業・小規模事業者 等 【補助内容】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請枠</th><th style="text-align: center;">補助上限※</th><th style="text-align: center;">補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">製品・サービス 高付加価値化枠</td><td style="text-align: center;">750～2,500万円</td><td>中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 及び再生事業者 2/3</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">グローバル枠</td><td style="text-align: center;">3,000万円</td><td>中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例措置</td><td>大幅な賃上げに取り組む事業者に 対しては、補助上限を 100～1,000万円上乗せ</td><td>最低賃金の引上げに取り組む事業者 に対しては、補助率を2/3に引き上げ</td></tr> </tbody> </table> ※従業員数や満たす要件に応じて異なる 【利用方法等】 最新情報は「ものづくり補助金総合サイト」のホームページ（以下のURL）をご覧ください。 https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html 【公募期間】 第20次公募：令和7年4月25日（金）～令和7年7月25日（金）17：00（金） 【問い合わせ先】 ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間：10：00～17：00（土日祝日および12/29～1/3を除く） TEL：050-3821-7013 E-mail： ・公募要領に関する問い合わせ：kakunin@monohojo.info ・電子申請システムの操作に関する問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp		申請枠	補助上限※	補助率	製品・サービス 高付加価値化枠	750～2,500万円	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 及び再生事業者 2/3	グローバル枠	3,000万円	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3	特例措置	大幅な賃上げに取り組む事業者に 対しては、補助上限を 100～1,000万円上乗せ	最低賃金の引上げに取り組む事業者 に対しては、補助率を2/3に引き上げ
申請枠	補助上限※	補助率												
製品・サービス 高付加価値化枠	750～2,500万円	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 及び再生事業者 2/3												
グローバル枠	3,000万円	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3												
特例措置	大幅な賃上げに取り組む事業者に 対しては、補助上限を 100～1,000万円上乗せ	最低賃金の引上げに取り組む事業者 に対しては、補助率を2/3に引き上げ												

海外販路開拓や新技術・新製品開発に対する補助を受けたい

事業名	いばらきチャレンジ基金事業				
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他				
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他				
事業要旨	中小企業等が行う海外販路開拓や革新的な新技術・新製品開発の取組を促進するため、必要経費の一部を助成します。				
事業概要	【対象者】 県内に主たる事務所、事業所を有する中小企業者及びそれらを含む組合等				
	【支援の内容】				
	事業名	主な対象経費	助成対象期間	助成率	助成限度額
	海外販路開拓促進事業※	小間借上費、小間装飾費、旅費等	1年以内 (単年度内に限る)	2/3以内	150万円
	外国語ウェブサイト制作事業※	ウェブサイト制作費、翻訳費等			100万円
	国際認証取得事業	国際認証取得費、調査・分析外注費等			250万円
	新技術・新製品開発促進事業（単年度）	原材料費、外注加工費、弁理士費用等			250万円
	新技術・新製品開発促進事業（複数年）		500万円		
	※「海外販路開拓促進事業」と「外国語ウェブサイト制作事業」は併用可				
	【利用方法等】 ・募集状況等詳細は、いばらき中小企業グローバル推進機構のウェブサイトをご確認ください。 ・助成金交付申請書（ホームページからダウンロード可能）により、ご持参いただくか、郵送によりご応募ください。				
【問い合わせ先】 公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構グローバル展開二課（経営助成担当） TEL：029-224-5317 E-mail：setsubi@iis-net.or.jp HP： http://www.iis-net.or.jp/page?kind=challenge_kikin					

海外での販路を開拓したい（製造業）

事業名	ものづくり海外展開推進事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、 <u>その他</u>
事業要旨	ドイツ・タイ・アメリカでの展示会への共同出展支援や専門家による伴走支援を行い、県内ものづくり中小企業（製造業）の海外での販路開拓を後押しします。
事業概要	【対象者】 海外での販路開拓に挑戦する県内ものづくり中小企業（製造業） 【支援の内容】 (1) 海外展示会への出展支援 ○ ドイツ・タイ・アメリカでの展示会で出展支援 （各国の展示会において、県ブースを設置し、共同出展） ○ 商談の成約率を高めるため、現地企業との事前マッチング ○ 海外展開セミナーの開催、販売戦略の立案支援 ○ 海外向けのWEB ページやプロモーション動画等の作成支援 (2) 専門家による伴走支援 ○ 海外駐在や貿易実務などの経験豊富な専門家（商社 OB 等）を配置し、出展準備から実際の商談、成約までを伴走支援 【利用方法等】 ・募集状況等詳細は、いばらき中小企業グローバル推進機構のウェブサイトをご確認ください。 【問い合わせ先】 公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課（販路開拓担当） TEL：029-224-5317 FAX：029-227-2586 E-mail：kigyo@iis-net.or.jp HP：https://www.iis-net.or.jp/

今後成長が見込まれる分野に進出したい

事業名	成長産業振興プロジェクト事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <u>その他</u>
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	大学や研究機関、県内外の大手企業等とのネットワークを活用し、産学官連携による新製品の開発や新たなビジネス展開等の支援により、県内ベンチャー企業や中小企業の成長分野への進出促進を図ります。
事業概要	【対象者】 県内に本社・事業所・営業所等活動拠点を有するベンチャー企業や中小企業 等 【支援の内容】 成長分野（「環境・エネルギー」及び「ライフサイエンス」等）において、産学官連携による事業マッチング等を通じて、新製品開発や新たなビジネス展開を創出するため、主に以下の取組を実施しています。 ・試作・製品化や量産化に向けたベンチャー企業、中小企業、大手企業、大学・研究機関等のマッチングイベント ・ベンチャー企業等の試作・量産化に向けた企業・拠点の発掘 ・ベンチャー企業のサービス等を普及推進する交流イベント等 ・専門機関等と連携したイベントの開催やマッチング支援 ・他地域との連携イベントの実施 ・成長分野に関連するセミナーの開催や展示会等への出展支援 等 【利用方法等】 詳細は下記までお問合せください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522

海外での事業展開をしたい

事業名	ベンチャー企業海外展開支援事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、 <u>その他</u>
事業要旨	海外市場での資金調達や販路拡大を目指すベンチャー企業を支援するため、海外アクセラレーターと連携し、アクセラレーションプログラムを実施します。
事業概要	【対象者】 ○以下①～⑥すべての要件を満たす企業3～5社程度 ①新技術や新しいビジネスモデルを中核とした新規事業により、急速な成長を目指すベンチャー企業であること。 ②英語での十分なコミュニケーション能力を有すること。 ③今後の事業計画において、海外展開を目指していること。 ④アクセラレーターが指定するオンラインミーティングシステムの環境を参加者自身で準備できること。 ⑤原則として、茨城県内に拠点を持ち、または、茨城県内の研究機関や大学等とゆかりがあるベンチャー企業であること。 ⑥製品・サービスを有しており、国内での販売実績があることが望ましい。 【支援の内容】 ○海外アクセラレーターによるグローバルアクセラレーションプログラム ・オンラインでの事前トレーニング（ピッチトレーニング等）の実施 ・ニューヨーク現地でのグローバルアクセラレーションプログラムの実施 【プログラム概要】 ①投資家へのピッチの練習・グループフィードバック ②複数メンターとの1on1 メンターミーティング ③資金調達プロセスや米国への市場参入に関するワークショップ ④ピッチイベント 【期待される効果】 海外アクセラレーターのネットワークを活用した海外投資家等との関係構築による、今後の資金調達や具体的なビジネスへの展開が期待できる。 【利用方法等】 募集時期等の詳細はお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522 FAX：029-301-3599

自社の成長に向けた支援を受けたい

事業名	ベンチャー企業成長促進事業
対象分野	金融支援、 経営支援 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 機会提供 、 相談・助言 、 その他
事業要旨	ディープテック分野の有望企業に対し成長プログラムを実施し、販路開拓や資金調達に向けた集中的な支援を行います。
事業概要	【対象者】 以下の全ての要件を満たす企業5社程度。 ①事業開始後、概ね10年未満のベンチャー企業であること。 ②原則として、茨城県内に拠点を持ち、または、茨城県内の研究機関や大学等とゆかりがあるベンチャー企業であること。 ③ディープテック分野（ライフサイエンス（医療、創薬、医療・福祉機器等）、環境・エネルギー、電子デバイス、素材等）の企業であること。 【支援の内容（例）】 支援対象企業とのヒアリングを通じて、支援メニューを決定します。 ①資本政策・資金調達に係る支援 ・投資家やベンチャーキャピタル経験者などによるアドバイスやメンタリングを通じた資金調達計画や持株比率などの資本政策立案に係る支援 ・弁護士、会計士、税理士などによる、新株予約権（有償ストックオプション、信託型ストックオプションなどを含む）活用に関わる支援 など ②研究開発・知財戦略に係る支援 ・ディープテック分野に強みのある弁理士や弁護士、国内外の大手企業等からのメンタリング及び伴走支援などによる、知財戦略の構築や臨床試験に向けた研究開発などに係る支援 ・規制機関経験者や薬事コンサルタントによる、医薬品・医療機器の臨床試験に向けた支援 など ③人材獲得に係る支援 ・ベンチャー企業の経営人材獲得の専門家によるメンタリングなど、支援対象企業の今後の成長 ・人材マッチングイベントの開催を通じた経営人材の獲得支援 など ④市場戦略・販路開拓に係る支援 ・国内外の市場進出に必要な市場戦略の策定支援 ・共同研究や共同開発につなげるため、国内外の事業会社や研究機関等とのマッチングなどの支援 など 【利用方法等】 募集時期等の詳細はお問い合わせください。 【問い合わせ先】 CIC Tokyo ベンチャー企業成長促進事業担当 E-mail：startup-support@cic.com 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522 FAX：029-301-3599

販路の拡大を図りたい

事業名	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地方自治法施行令第167条の2第2項第4号に基づき県の事業者認定制度を設置し、認定された事業者の商品等の普及拡大を図ります。
事業概要	【対象者】 ※以下の全てを満たす企業 ①中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業であること ②県内に事業所を有する企業であること ③県の機関で活用が見込まれる新商品・新役務（以下「新商品等」）を提供する企業であること ④ベンチャー企業であること 【認定基準（対象となる新商品等）】 ※以下の全てに該当すること ・新規性・独創性が認められること ・技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの ・生産方法並びに生産に必要な資金の額及び調達方法が適切なもの ・優れた商品特性を有し、本県の行政目的の実現に有効であると認められること 【支援の内容】 認定された新商品等について、県の随意契約による率先的な活用等を図るとともに、県内外に広く情報発信を行う。 ※ただし、認定自体が新商品等の購入を約束するものではない 【利用方法等】 以下 HP をご参照ください。※申請は随時受付 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/O603ivt.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522

J-PARC等量子線技術を利用・活用したい

事業名	県内量子線利活用促進業務
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、 <u>施設利用</u> 、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県内企業の量子線技術利活用を促進するため、J-PARCの普及啓発や利用相談に取り組むとともに、J-PARC等の周辺機器整備等への参入や量子線技術を活用した新事業創出を支援します。
事業概要	【対象者】 量子線の利活用に興味と意欲を持つ茨城県内の企業 【支援の内容】 茨城県には、J-PARCや量子科学研究開発機構(QST)那珂フュージョン科学技術研究所(核融合)などをはじめとした世界最先端の量子線研究施設が立地しています。この最先端の技術を県内企業における新事業創出に繋げるため、「いばらき量子線利活用協議会」を設置し、以下の三つの取組で支援を行います。 (1) J-PARC 利用支援 ・専門家との二人三脚で課題申請から実験、解析まで一貫したサポート ・中性子利用や有用性に関するイベントなどの情報発信 (2) 量子線関連研究機関の周辺機器等への参入促進 ・J-PARC センターやQST などからの周辺機器等の<u>入札情報を取りまとめ、週1回程度会員向けに配信</u> ・大型機器の導入から設備の保守、ソフトウェアの作成まで様々な入札情報を配信 (3) 量子線技術を活用した事業化支援やビジネス機会の提供 ・QST 那珂フュージョン科学技術研究所や JAEA 等との<u>ビジネスマッチングイベントの開催</u> ・入札に依らない小規模案件など、研究者との直接の取引機会を提供 【利用方法等】 下記ホームページから入会申込書をダウンロードし、問い合わせ先までご送付ください。 https://www.ibaraki-quantum.com/ 入会費・年会費は無料です。 【問い合わせ先】 いばらき量子線利活用協議会事務局 (運営委託先：株式会社 ひたちなかテクノセンター) TEL：029-264-2200 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 量子線利用推進グループ TEL：029-301-2529

宇宙ビジネスに関する相談をしたい

事業名	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	宇宙ビジネスに精通したコーディネーターや専門家が、宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業や個人の方からの各種相談に対してワンストップサービスを提供します。
事業概要	【対象者】 県内で宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業、団体、個人等 【支援の内容】 いばらきスペースサポートセンターによるワンストップ支援 ○実施機関：いばらきスペースサポートセンター（つくば市） ○相談内容：専任コーディネーターや専門家が宇宙関連企業や宇宙ビジネスへの参入を希望する企業に対し、技術的課題の解決や販路開拓、情報収集等について、きめ細やかな伴走支援を行います。また、宇宙ビジネスに関する各種相談に対応します。 ○料 金：無 料 【利用方法等】 原則、専用ホームページの問合せフォーム（下記 URL）または電話により事前にご連絡をお願いします（コーディネーターが出張等により不在にすることがあります）。 https://www.jspacesystems.or.jp/ibaraki-space-support-center/ TEL：080-9158-0947 ※相談時間：原則、平日の10時～16時 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515

e スポーツに関する相談をしたい

事業名	いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、 <u>商店街等支援</u> 、 <u>観光・イベント支援</u> 、 <u>人材育成支援</u> 、労働環境整備支援、 <u>その他</u>
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、 <u>その他</u>
事業要旨	「e スポーツの拠点・茨城」のブランド化と関連産業の誘致・創出を図るため、e スポーツを活用したビジネス展開や地域活性化の取組を支援します。
事業概要	【対象者】 県内中小企業、団体、個人等 【支援の内容】 - いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会の運営 産学官連携による「いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会」を運営し、e スポーツに関心を有する関係者のネットワークの形成と拡大、e スポーツの普及・啓発、e スポーツを通じた産業振興、地域振興等を実施しています。 - 相談対応、機材の貸出等 - e スポーツイベントの開催支援（内容に関する助言やゲーム会社の許諾手続き、関係者の紹介等）を行います。 - 協議会が所有している機材（モニター等）の貸出も可能です。（e スポーツの普及・啓発に資する事業に限ります。） 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ TEL：029-301-3523 https://www.ibaraki-esports.com/

県北地域の中小企業を対象とした経営支援策を知りたい

事業名	県北中小企業意識改革事業（「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援）
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県北地域の中小企業を対象に、本質的な経営課題に対する気づきを促すセミナーの開催や「アイデアソン」によるビジネスプランの策定支援を行い、企業の新事業展開等を支援します。
事業概要	【対象者】 県北地域にて事業を実施している、又は事業実施を予定している中小企業 【支援の内容】 - 経営力革新セミナーの開催 専門家による経営課題の分析や解決事例の紹介等により、本質的な経営課題に対する気づきを促し、企業の経営課題の設定・解決、経営構造の転換を支援します。 「アイデアソン」によるビジネスプランの策定支援 参加企業の新事業展開を後押しするため、参加企業から提案されたプロジェクトについて、様々な業種の参加者がアイデアを出し合いディスカッションする「アイデアソン」を実施し、ビジネスプランの策定を支援します。また、参加企業による連携事例の紹介、マッチング機会の提供等により、参加企業の新事業展開のきっかけを創出します。 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部県北振興局 振興グループ TEL：029-301-2715 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kenpokusinkou/index.html

地域資源の活用や地域課題解決につながる事業を県北地域で展開したい

事業名	県北起業家育成事業（ネットワーク拡大支援）
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県北地域の起業家等を対象に、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換の場を提供し、ネットワークづくりや相互研鑽を図ります。
事業概要	【対象者】 県北地域の起業家 【支援の内容】 ネットワーク拡大支援 県北地域の起業家等を対象に、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換の場を提供し、ネットワークづくりや相互研鑽を図ります。 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部県北振興局 振興グループ TEL：029-301-2715 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kenpokusinkou/index.html

県北地域の中小企業を対象とする支援策を知りたい

事業名	県北ものづくり企業力強化事業
対象分野	金融支援、 経営支援 、 技術支援 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 機会提供 、相談・助言、 その他
事業要旨	電気・機械産業とその研究成果が集積する県北地域の中小企業等に対し、医療機器等の成長分野への参入や新たな事業展開を支援し、産業競争力の強化を図ります。
事業概要	【対象者】 県北地域を中心とする中小企業等 【支援の内容】 (1) 企業の医療機器市場への参入を支える環境を構築し、窓口一元化によるワンストップ支援を行います。 ・相談支援窓口（7～8月以降） ※窓口への相談は無料 ・相談内容 医療分野参入に向けた技術的課題の解決やビジネス化の支援、情報提供等 (2) 医療分野参入に向け、主に以下の取組を実施します。 ・医療分野の市場動向セミナーの開催 ・医療関連事業者ニーズとのマッチング支援や交流イベントの実施 ・医療関連規格認証取得に向けた研修の実施 【利用方法等】 下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579 FAX：029-301-3599

海外での販路を開拓したい

事業名	いばらきグローバルビジネス推進事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、 <u>その他</u>
事業要旨	海外ニーズを的確に把握し、マーケットインの視点で県内事業者の商品改良・開発等を支援するほか、展示商談会出展や海外展開の専門家の伴走支援等により、県内企業の海外販路開拓を支援します。
事業概要	【対象者】 県内中小企業、団体、個人等 【支援の内容】 (1) 輸出拡大チャレンジ事業 マーケットインの商品改良・開発等により、輸出拡大に取り組む事業者を支援します。 ・商品改良・開発、営業活動経費 補助率：1/2、上限：200万円 等 (2) いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業 アメリカや中東等世界6エリアに販路開拓専門家を配置し、各エリアに応じた個別企業の商品改良提案やビジネスマッチングなどの支援を実施します。 (3) 展示商談会出展支援 海外バイヤー等が参加する国内外の展示商談会への出展を支援します。 (4) 海外展開専門家配置・貿易投資相談窓口等運営 ・食品分野の専門家が、個別企業の海外戦略の策定支援や商談前後のフォローなど伴走支援を実施します。 人員体制：海外展開推進員（商社OB等）3名配置 ・貿易投資相談、貿易実務研修、外国特許出願（特許庁連携）等を支援します。 (5) ジェトロ茨城貿易情報センターやいばらき中小企業グローバル推進機構による支援 ジェトロ茨城とグローバル推進機構による「いばらき海外展開総合支援窓口」において、海外展開の企画段階から成約までの一貫支援を受けることができます。 【利用方法等】 募集時期等の詳細はお問い合わせください。 【問い合わせ先】 上記（1）～（2）： 茨城県営業戦略部県産品販売課 TEL：029-301-3529 FAX：029-301-3909 上記（3）～（4）： ・海外展開専門家による支援、いばらき海外展開総合支援窓口 いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開一課 TEL：029-224-5412 FAX：029-350-1103 E-mail：global@iis-net.or.jp 上記（5） ・貿易投資相談窓口 ジェトロ茨城貿易情報センター TEL：029-300-2337 FAX：029-233-3778 E-mail：IBR@jetro.go.jp

中国で事業を実施する際に支援が欲しい

事業名	茨城県上海事務所による支援
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、 <u>観光・イベント支援</u> 、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	中国での事業を実施している又は検討している企業を支援します。 上海市政府や現地コンサルタント企業等のネットワークを活用して、企業活動に必要な現地情報の提供、現地視察の調整等を実施します。
事業概要	【対象者】 県内に本社または支社、工場等を持つ事業者 【支援の内容】 (1) 情報提供 依頼に応じて、中国の商慣習、法制度、市場の動向等に関する情報を調査しますので、ご相談ください。 (2) 現地視察の調整 現地の業界団体や企業、展示会、マーケット等への視察・面談のアレンジ・アテンドサービスを実施しています。また、必要に応じて通訳を紹介することもできます。 (3) 中国でのPR、宣伝活動の支援 県内企業の製品等のPRに関して、各種イベントへの出展サポートや中国のソーシャルネットワークサービス（<u>ウェイボ</u>、<u>ウェイシン</u>）による中国人へのPR配信などを行い、中国でのセールス活動を支援します。 (4) 法律相談 上海事務所で契約している弁護士による法律相談が受けられます。 （日本語で相談が受けられます。） 【利用方法等】 茨城県営業戦略部国際渉外チームまたは茨城県上海事務所にご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県営業戦略部国際渉外チーム TEL：029-301-2862 FAX：029-301-2865 E-mail：kokuko@pref.ibaraki.lg.jp 茨城県上海事務所（日本語対応可能） TEL：+86-21-6275-3338 E-mail：ibaraki@ibaraki.org.cn

受発注情報が知りたい、取引先を増やしたい

事業名	ものづくり産業マッチング支援事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	営業や資材調達の経験を持つ大手企業等の OB をビジネスコーディネーターとして雇用し、県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチングにより、中小企業の販路開拓を支援します。
事業概要	【対象者】 優れた製品や技術を有し、取引の拡大や新規開拓を考えている県内の中小企業 【支援の内容】 (1) 発注案件の獲得や情報収集 機構のビジネスコーディネーターは、県内企業に加え、首都圏や栃木・群馬など年間延べ400社以上の発注企業を訪問し、発注案件の獲得や情報収集を行っています。 (2) 取引のあっ旋 ① 獲得した発注案件は、「企業データベース」に登録されている1,900社以上の企業情報を活用して、受注に最適な設備や技術を持つ県内の中小企業とのマッチングを行います。 なお、マッチングした案件は、成約に至るまで継続してフォローを行います。 ② 受注を希望する中小企業からの申し出により、発注企業を紹介する販路取り次ぎを行います。 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 (株) ひたちなかテクノセンター経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242 https://www.htc.co.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

商談会を活用して取引先を増やしたい

事業名	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、相談・助言、その他
事業要旨	県内中小企業の受注機会の拡大と新規取引先の開拓支援のため、大規模専門展示会への共同出展や、他県の産業支援機関と連携した広域商談会及び県内外の大手企業に対して自社の持つ技術・工法・製品等を提案する提案型商談会などを開催します。
事業概要	【対象者】 優れた製品や技術を有し、取引の拡大や新規開拓を考えている県内の中小企業 【支援の内容】 （１）展示会への出展 主に首都圏の大規模専門展示会に茨城県ブースを設けて県内中小企業と共同出展し、自社の製品や技術等の販路拡大を支援します。これまで取引のなかった発注企業との商談や、出展企業同士の商談など様々な取引の機会が生まれています。 （２）関東５県ビジネスマッチング商談会の開催 令和７年９月頃に東京都立産業貿易センターで茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の５県の産業支援機関が連携して商談会を開催。首都圏から１００社を超える発注企業が参加し、５県の中小企業と積極的な商談が行われます。 【利用方法等】 展示会・商談会は、下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 （株）ひたちなかテクノセンター経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242 https://www.htc.co.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

自社が求める人材を採用したい

事業名	茨城就職チャレンジナビ事業
対象分野	金融支援、 経営支援 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 機会提供 、相談・助言、その他
事業要旨	県内企業が人材確保に取り組みやすい環境を整備するため、企業が求人情報やPR動画等を掲載し、求職者向けに豊富な情報を発信できる就職情報サイトを運営しています。
事業概要	【対象者】 茨城県内に事業所がある企業（本店、支店を問いません） 【支援の内容】 ○ 求人掲載 県が運営する就職情報サイト「いばらき就職チャレンジナビ」に無料で求人やインターンシップ情報を掲載できます。 ※掲載には審査があります。 《サイト名称等》 「いばらき就職チャレンジナビ」 https://www.ibaraki-challenge.jp/ 《求人掲載要件》 次に掲げる事項の全てに該当することが必要です。 ・茨城県内に事業所（本店、支店は問わない）がある企業の求人であり、勤務地候補に茨城県内の勤務地が含まれていること。 ・県税の滞納がない企業の求人であること。 ・労働基準関係法令に重大悪質な違反をしていない企業の求人であること。 ・公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。 ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業の求人でないこと。 《搭載機能》 ・県内企業の企業情報・求人情報・PR動画・インターンシップ情報を掲載可能 ・働き方改革や女性が働きやすい環境整備に積極的に取り組む企業や移住支援金の給付対象企業等ジャンル別に掲載 等 【利用方法等】 求人掲載の申込方法等については、労働政策課ホームページをご確認ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/challengenavi/challengenavi.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645

環境に配慮した取組に対して支援して欲しい

事業名	茨城エコ事業所登録制度
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地球環境に配慮した取組を積極的に実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し、環境負荷削減の取組を促進しています。登録すると、登録証を交付するとともに、県環境政策課のホームページで広報します。また、県の入札参加資格審査において加点されるほか、県内一部の金融機関において、ローン貸付金利の優遇等を受けることができます。
事業概要	【対象者】 茨城県内に所在する事業所 【支援の内容】 1 登録方法等 省エネルギー・省資源など所定の取組を登録申請し、3ヶ月間取組を実施し取組結果をまとめ、報告書を提出（エコアクション21認証・登録事業者は、エコアクション21認証・登録証の写しを提出） 県は報告書等の内容を審査して「茨城エコ事業所」として登録・PR ・登録期間 なし ・登録料 なし ・登録区分 取組状況に応じて区分を登録（A、AA、AAA） ※任意で、上記の登録区分に、事業所の職員の家庭での取組も評価する「プラス家庭」の区分もあります。（S、M、L） 2 主な支援策 ・登録証の交付 ・県環境政策課ホームページへの登録事業所名の掲載 ・県の物品調達に係る入札参加資格審査において加点 ・県内一部の金融機関において、ローン貸付金利の優遇や私募債の新規記録手数料が無料 【利用方法等】 「茨城エコ事業所登録申請書」を下記問い合わせ先までご提出ください。 （申請書様式ダウンロード先） https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/iba-eco-jigyosho.html 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策グループ TEL：029-301-2939 FAX：029-301-2949

省エネ設備を導入するために補助を受けたい

事業名	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	省エネ診断を受診し、当該診断結果において、助言・提案を受けた設備の導入にあたって補助を受けることができます。
事業概要	【対象者】 - 省エネ診断を受診している工場・事業場を有する事業者 ※省エネ診断は、P65「中小規模事業所省エネルギー対策支援事業」をご参照ください - 原則として「茨城エコ事業所」に登録されている事業者 - 従業員の家庭における省エネを推進するため「いばらきエコチャレンジ」に賛同している事業者 【支援の内容】 (1) 補助要件 - 省エネ診断を受診し、当該診断結果において助言・提案を受けた設備の改修・更新であること。 - 対策の結果、省エネ率20%以上または10t-CO₂/年間以上の削減が見込まれること。 - 同診断結果において助言・提案を受けた設備の運用に係る改善について、実践する意思があること。 ※ 国又は国の関係団体の補助金対象となる事業は本補助金の対象外となります。 (2) 補助率等 - 補 助 率：設計費、設備装置等購入費、工事費等の総額の1／3以内 - 補助金額：100万円未満 【利用方法等】 - 補助を受けるには、まず「省エネ診断」を受診する必要があります。 省エネ診断には事前申込みが必要です、詳細は以下のホームページをご覧ください。 http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/setsuden/seminar.html - 省エネ診断受診後、補助金の申請の詳細は以下のホームページをご覧ください。 http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/hojokin.html 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策グループ TEL：029-301-2939 FAX：029-301-2949

地場産業に対する支援を受けたい

事業名	地場産業等総合支援事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、 <u>人材育成支援</u> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内地場産業の振興を図るため、地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。
事業概要	【対象者】 県内の地場産地組合等（組合・グループ・中小企業者・県伝統工芸品事業者団体） 【支援の内容】 地場産業 ①対象事業 ・地場産品販路開拓等支援事業 市場調査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、展示会等の開催又は出展並びに通信販売等の顧客獲得に係る事業 ・地場産業人材育成等支援事業 地域人材定着の促進、人材確保・養成を目的とした講習会の開催、研修等の事業 ②補助率 1/2 以内 【利用方法等】 募集時期等の詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585 FAX：029-301-3599

日本酒の国際コンペティションに出品したい

事業名	日本酒国際コンペティション出品支援事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県産日本酒のブランド力向上と海外市場への展開を促進するため、県内の酒蔵が国際コンペティションに出品する費用に対して助成を行います。
事業概要	【対象者】 県内の酒蔵(酒類製造免許(清酒)を有し、県内で酒類の製造を行う者) 【支援の内容】 ①対象事業 ・国際ナショナルワインチャレンジ SAKE 部門への出品支援 ②補助率 ・出品に係る経費の2/3以内(上限額:31万円) ③対象事業者数 ・3者 【利用方法等】 募集時期や申請方法の詳細については、下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL:029-301-3585 FAX:029-301-3599

デザイン開発力を向上したい

事業名	いばらきデザインカレレベルアップ事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、 <u>人材育成支援</u> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、 <u>施設利用</u> 、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	中小企業等のデザイン開発力の向上を図るため、デザイン性の優れた製品等を「いばらきデザインセレクション」として選定・表彰し、デザインフェア等の展示を通して製品のPRを実施するとともに、デザイン相談を通じて中小企業の商品企画開発についてデザイン力を活用した支援をしております。
事業概要	【対象者】 県内の中小企業、団体、個人事業者、デザイナー等 【支援の内容】 (1) いばらきデザインセレクション2025 県内の優れたデザインを選定し、県内外にPRすることで、茨城県の産業および地域イメージを高めると共に、県内中小企業のデザイン開発力向上を図ります。 スケジュール（予定） ・応募期間：6月～7月 ・1次・2次審査：8月～10月 表彰式：12月下旬頃 (2) いばらきデザインフェア2025-2026 いばらきデザインセレクションの選定品を広く広報・PRするための展示会等を開催します。 (3) デザイン相談事業 ・デザインコーディネータによる商品企画開発等の助言や相談 ・出張デザイン相談 【利用方法等】 下記ホームページにより事業紹介及び募集等を実施します。 https://idesign-c.jp/ 【問い合わせ先】 茨城県デザインセンター（ひたちなかテクノセンター内） ひたちなか市新光町 38 TEL：029-264-2205 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

伝統工芸品の指定を受けたい

事業名	伝統工芸品育成支援事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、 <u>観光・イベント支援</u> 、 <u>人材育成支援</u> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、 <u>機会提供</u> 、相談・助言、その他
事業要旨	「茨城県伝統工芸品指定要領」に基づき、伝統工芸品の指定を行うとともに、伝統工芸品展の開催等、伝統工芸品の認知度向上、愛用促進、新規販路の開拓等を目的とした事業を実施しております。
事業概要	【対象者】 伝統工芸品製造業者（指定は、「工芸品」に対するもの） 【支援の内容】 （１）伝統工芸品の指定 郷土の風土や生活の営みの中で受け継がれてきた工芸品を、「茨城県伝統工芸品指定要領」に基づき、「茨城県伝統工芸品」として指定します。 （４１品目：２０２５年３月３１日現在） ○指定要件 次の①～③の要件を備えるもので、かつ④又は⑤の要件を満たすことが必要。 ①主として、日常生活の用に供されるもの ②製造工程の主要部分が手工的であること ③一定の期間（５年以上）、県内において製造されているもので、将来にわたり製造の継続が見込まれること ④伝統的な技術又は技法に基づき、かつ伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること ※「伝統的」とは、本県が必ずしも発祥地である必要はないが、概ね１００年以上の歴史を持つことを意味する。 ⑤郷土の風土、くらし及び資源等を題材又は素材とし、優れた技術又は技法により製造され、品格をそなえたもの （２）伝統工芸品展の開催 伝統工芸品の制作実演、販売等を実施する「茨城県伝統工芸品展」を年１回程度開催。 （３）伝統工芸品の広報事業 県庁舎２階県産品紹介コーナー・各種イベント等を活用したPR活動 【利用方法等】 上記「（１）伝統工芸品の指定」に記載したとおり、「茨城県伝統工芸品」としての指定を受ける必要があります。詳しくは下記にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：０２９-３０１-３５８５

農業参入のための支援を受けたい

事業名	農業参入等支援センター事業										
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他										
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他										
事業要旨	県内外から農業参入を志向する企業に対して、農業参入に関する各種情報提供や関係機関との仲介等による参入支援を実施します。										
事業概要	【対象者】 本県において農業参入を志向している企業 【支援の内容】 農業参入を志向する企業に対して、農業参入相談による各種情報提供、農地の現地案内、参入に向けた関係機関との調整、農地借入までの手続き支援のほか、営農開始後もニーズに応じた販路確保支援等を行います。 【利用方法等】 まずは、下記の問い合わせ先まで、お気軽にご相談ください。 【問い合わせ先】 茨城県農林水産部農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844 E-mail：sannyu@pref.ibaraki.lg.jp ○農業参入までの流れ（農業参入等支援センターの支援メニュー） <table><tr><td>農業参入 相談</td><td>候補農地 の選定</td><td>参入準備</td><td>農地借入ま での手続き</td><td>営農開始</td></tr><tr><td>・各種情報提供 （参入にあた っての基本要 件、栽培品目、 補助事業等）</td><td>・農地情報の提供 ・現地案内</td><td>・補助事業活用の 提案 ・人材確保支援 ・市町村・農業委 員会等関係機 関との調整</td><td>・地権者説明会の 開催支援 ・中間管理事業の 手続き支援</td><td>・参入後のフォロー （販路確保支援等）</td></tr></table>	農業参入 相談	候補農地 の選定	参入準備	農地借入ま での手続き	営農開始	・各種情報提供 （参入にあた っての基本要 件、栽培品目、 補助事業等）	・農地情報の提供 ・現地案内	・補助事業活用の 提案 ・人材確保支援 ・市町村・農業委 員会等関係機 関との調整	・地権者説明会の 開催支援 ・中間管理事業の 手続き支援	・参入後のフォロー （販路確保支援等）
農業参入 相談	候補農地 の選定	参入準備	農地借入ま での手続き	営農開始							
・各種情報提供 （参入にあた っての基本要 件、栽培品目、 補助事業等）	・農地情報の提供 ・現地案内	・補助事業活用の 提案 ・人材確保支援 ・市町村・農業委 員会等関係機 関との調整	・地権者説明会の 開催支援 ・中間管理事業の 手続き支援	・参入後のフォロー （販路確保支援等）							

「福祉の力」を活用して、人手不足を解消したい

事業名	茨城県共同受発注センター
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、相談・助言、その他
事業要旨	作業委託を希望する企業に対して、作業可能な障害者施設を紹介・斡旋することにより、人手不足の解消や事業拡大に貢献します。
事業概要	【対象者】 県内の障害者施設へ作業委託※を希望する企業等 ※障害者の一般雇用とは異なり、企業等は障害者施設と作業委託契約を結びます。 【支援の内容】 ○委託したい作業内容にあわせて障害者施設を紹介・斡旋します。<u>（★斡旋料は無料）</u> ○紹介・斡旋は以下の手順で実施します。 1. 共同受発注センターの活動強化員が企業等を訪問し、委託したい作業内容や条件（作業頻度、単価設定等）の聞き取り※を行います。 ※障害者施設でどのような作業ができるのか、条件設定等の相談にも対応します。 2. 聞き取った内容を基に、共同受発注センターから会員の障害者施設へ公募を行います。 3. 公募の結果、応募した障害者施設をご紹介します、契約及び業務開始※となります。 ※スムーズに業務開始できるように、活動強化員が丁寧にサポートします。 ○なお、「初めての委託」の不安を解消する支援制度があります。（初動工賃補助事業） 制度の詳細や利用を検討される場合は事前に共同受発注センターへご相談ください。 （初動工賃補助事業の主な要件等） ・障害者施設と、新たに施設外就労を伴う作業委託契約を結ぶ企業等であること ・委託契約日数の半分を試行期間（最大 20 日間）とし、その賃金（工賃）の 1/2 を補助。 【利用方法等】 ○作業委託を希望・検討する場合には共同受発注センターまでご連絡ください。 ○斡旋料の費用は一切かかりませんので、お問合せのみでも気軽にご相談ください。 ○ホームページにも発注者の声や障害者施設の一覧等を掲載しています。 共同受発注センターホームページ https://kyodojuhacchu.pref.ibaraki.jp/ 【お問合せ先】 「茨城県共同受発注センター」 住 所：水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 1 階（茨城県総合福祉会館） 電 話 番 号：029-243-3022 メールアドレス：kyodo@harness.jp ※共同受発注センターは、茨城県が（一社）茨城県心身障害者福祉協会へ運営委託している事業であり、県内 300 を超える障害者施設を会員として組織しています。

技術開発に関する相談をしたい

事業名	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
対象分野	金融支援、経営支援、 技術支援 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 相談・助言 、その他
事業要旨	①技術相談…将来に向けた技術開発や生産活動における技術課題、また競争的資金の獲得や産学官連携等について、ご相談をお受けします。 ②研究開発…県内産業発展に貢献できるよう、今後成長が見込まれる分野等について研究開発を行っております。 ③共同研究…新製品・新技術などの研究開発や評価試験などを、有料でお手伝いします。
事業概要	【対象者】 県内の中小企業、団体、大学・研究機関等（制限はありません） 【支援の内容】 ①技術相談 将来に向けた技術開発や生産活動における技術課題、また競争的資金の獲得や産学官連携等に関するご相談を、電話・来所・メール等でお受けいたします。 ②研究開発 県内企業の技術革新を牽引するため、以下の先導的な研究開発を行っております。 ・少量のデータから AI を構築する技術等の研究 ・メンテナンス用ドローンの高機能化に関する研究 ・プラスチック複合材の品質を安定化させる成形技術に関する研究 ・カーボンニュートラルにつながる断熱材に関する調査研究 ③共同研究 新製品・新技術開発等に取り組む際に必要な高度な解析や研究を共同で実施します。 ・研究分野 機械、金属、電子、情報、化学、食品、繊維、笠間焼、デザインなど ・応募期間 随時受付 ・研究費用 申請者負担 【利用方法等】 茨城県産業技術イノベーションセンターへお問い合わせください。 【問い合わせ先】 産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産学連携グループ TEL：029-293-7213 FAX：029-293-8029 https://www.itic.pref.ibaraki.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

試験機器等の設備を使用したい・試験を依頼したい

事業名	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験																																											
対象分野	金融支援、経営支援、 技術支援 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																																											
対象分類	融資、補助金等、認定等、 施設利用 、機会提供、 相談・助言 、その他																																											
事業要旨	①設備使用…産業技術イノベーションセンターの試験分析機器を企業向けに開放しています。 ②依頼試験…企業からの依頼により、材料や製品などの試験・分析を行います。また、試験成績書の発行や試験結果に対する技術的なアドバイスなども行います。																																											
事業概要	【対象者】 県内の中小企業、団体、大学・研究機関等（制限はありません） 【支援の内容】 ① 設備使用の主な機器設備 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>主要設備・機器</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工業関連</td><td>材料試験・観察機器</td><td>材料の引張・圧縮・曲げ試験、組織観察、輪郭形状測定など</td></tr> <tr> <td>分析機器</td><td>材料の元素組成分析、炭素・硫黄等の定量分析など</td></tr> <tr> <td>食品関連</td><td>食品加工・試験機器</td><td>高温高圧滅菌、真空凍結乾燥など</td></tr> <tr> <td rowspan="2">繊維・プラスチック関連</td><td>材料加工・試験機器</td><td>射出・プレス成形、熱変形試験など</td></tr> <tr> <td>繊維加工機器</td><td>織機、合糸・撚糸加工など</td></tr> <tr> <td>窯業関連</td><td>加工・試験機器</td><td>焼成、真空土練、混練など</td></tr> </tbody> </table> ② 依頼試験の主な試験項目 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>主要項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工業関連</td><td>精密測定・材料試験</td><td>寸法・角度・表面粗さ・膜厚・硬度など</td></tr> <tr> <td>電気試験・解析支援</td><td>電磁波測定、耐電圧試験、CAE など</td></tr> <tr> <td>環境試験</td><td>耐候・耐光、塩水噴霧試験など</td></tr> <tr> <td>出張依頼試験</td><td>材料中に含まれる元素の定性分析</td></tr> <tr> <td>食品関連</td><td>分析・試験</td><td>細菌検査、成分分析、保存試験など</td></tr> <tr> <td rowspan="2">繊維・プラスチック関連</td><td>分析・試験</td><td>材質分析、強度試験、耐光試験など</td></tr> <tr> <td>試作・加工</td><td>製織・染色、設計図案作成など</td></tr> <tr> <td>窯業関連</td><td>窯業試験</td><td>釉調や発色等の確認試験など</td></tr> </tbody> </table> 【利用方法等】 茨城県産業技術イノベーションセンターへお問い合わせください。 【問い合わせ先】 産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産学連携グループ TEL：029-293-7213 FAX：029-293-8029 https://www.itic.pref.ibaraki.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579			主要設備・機器	内容	工業関連	材料試験・観察機器	材料の引張・圧縮・曲げ試験、組織観察、輪郭形状測定など	分析機器	材料の元素組成分析、炭素・硫黄等の定量分析など	食品関連	食品加工・試験機器	高温高圧滅菌、真空凍結乾燥など	繊維・プラスチック関連	材料加工・試験機器	射出・プレス成形、熱変形試験など	繊維加工機器	織機、合糸・撚糸加工など	窯業関連	加工・試験機器	焼成、真空土練、混練など		主要項目	内容	工業関連	精密測定・材料試験	寸法・角度・表面粗さ・膜厚・硬度など	電気試験・解析支援	電磁波測定、耐電圧試験、CAE など	環境試験	耐候・耐光、塩水噴霧試験など	出張依頼試験	材料中に含まれる元素の定性分析	食品関連	分析・試験	細菌検査、成分分析、保存試験など	繊維・プラスチック関連	分析・試験	材質分析、強度試験、耐光試験など	試作・加工	製織・染色、設計図案作成など	窯業関連	窯業試験	釉調や発色等の確認試験など
	主要設備・機器	内容																																										
工業関連	材料試験・観察機器	材料の引張・圧縮・曲げ試験、組織観察、輪郭形状測定など																																										
	分析機器	材料の元素組成分析、炭素・硫黄等の定量分析など																																										
食品関連	食品加工・試験機器	高温高圧滅菌、真空凍結乾燥など																																										
繊維・プラスチック関連	材料加工・試験機器	射出・プレス成形、熱変形試験など																																										
	繊維加工機器	織機、合糸・撚糸加工など																																										
窯業関連	加工・試験機器	焼成、真空土練、混練など																																										
	主要項目	内容																																										
工業関連	精密測定・材料試験	寸法・角度・表面粗さ・膜厚・硬度など																																										
	電気試験・解析支援	電磁波測定、耐電圧試験、CAE など																																										
	環境試験	耐候・耐光、塩水噴霧試験など																																										
	出張依頼試験	材料中に含まれる元素の定性分析																																										
食品関連	分析・試験	細菌検査、成分分析、保存試験など																																										
繊維・プラスチック関連	分析・試験	材質分析、強度試験、耐光試験など																																										
	試作・加工	製織・染色、設計図案作成など																																										
窯業関連	窯業試験	釉調や発色等の確認試験など																																										

工業製品の放射線量を測定したい

事業名	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定
対象分野	金融支援、経営支援、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、 <u>施設利用</u> 、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	産業技術イノベーションセンターでは、県内中小企業の工業製品の放射線量測定を実施しております。
事業概要	【測定対象】 工業製品（1m×1m×1m 概ね30kg以内に限定） ※1社あたり5試料まで（食品、液体は不可） ※申込者（企業）が検査対象物を透明なビニールで梱包した状態で産業技術イノベーションセンターにお持ち込みください。 【実施場所】 産業技術イノベーションセンター（東茨城郡茨城町長岡 3781-1） 【実施日】 土日、祝日を除く平日 【測定料金】 無料 【測定方法】 ・使用測定機：アロカ社製 GM サーベイメータ TGS-146（測定単位：cpm） ※放射線量の測定単位（cpm）について 放射線測定機に1分間に入ってきた放射線の数を読み取っています。 ・試料の大きさや形状に応じて、1試料あたり数か所の放射線を測定します。 ・1か所あたり10回の測定を行い、平均値を測定結果とします。 ・測定試料写真を添付します。 ・測定終了後1時間程度で「放射線測定結果報告書」を発行します。 【利用申込方法】 事前に電話連絡をいただき、当センター担当と相談後「放射線量測定依頼書」（下記HP参照）に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールにてご提出ください。 なお、指定された測定日当日には上記依頼書（社印要）を試料とともにご提出ください。 （放射線量測定依頼書ダウンロード） https://www.itic.pref.ibaraki.jp/fukkou/ 【申込・問い合わせ先】 産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産学連携グループ TEL：029-293-7213 FAX：029-293-8029 https://www.itic.pref.ibaraki.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

新ビジネスを創出したい

事業名	新ビジネスチャレンジ事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、 <u>人材育成支援</u> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	ビジネス創出に意欲的な県内中小企業等に対し、産業技術イノベーションセンターや専門家がプランの構築やその実現に向けた支援をすることにより、事業者の競争力強化及び産業の活性化を推進します。
事業概要	【対象者】 新たなビジネスの創出や海外進出を考えている県内中小企業の経営者など 【支援の内容】 (1) ビジネスプラン構築支援 ・アイデアやビジョンが具体かつ明確で、ビジネス創出に意欲的な企業を公募により選定し、ビジネスモデルキャンバス（※1）や、リーンスタートアップ（※2）等の考え方をういてビジネスモデルの構築を伴走支援します。（10社程度） （※1）ビジネスモデルを可視化するための枠組み （※2）最低限の機能を持つ試作品と顧客の反応を基に改善を繰り返しながら事業を構想していく手法 ・専門家（起業家、弁護士、コンサルタント等）の助言の下、市場や顧客ニーズ等を踏まえた仮説検証を繰り返すことにより、高精度なビジネスプランの骨格づくりを支援します。 (2) コワーキングスペースを拠点としたビジネス創出支援 ・ビジネスモデル構築プロセス等の相談対応や、三次元プリンタ、NC加工機等を活用したプロトタイプ作製を支援します。 ・構築したビジネスプランの事業化に向け、販路開拓や製品PR等の継続した支援を行います。 ・新たなビジネスを構想する際に必要とされるマインドセット変革や事業推進に役立つツールに関するセミナーを提供します。 【利用方法等】 詳細は下記にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579 FAX：029-301-3599 産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 新ビジネス支援グループ TEL：029-293-7495 FAX：029-293-8029

専門家の指導を受けたい

事業名	中小企業エキスパート派遣事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	中小企業が抱える技術や経営の課題（加工技術や生産効率の向上、新製品・新技術の開発、ISOなどの規格取得、経営、財務管理、マーケティングなど）に対して、企業からの依頼に基づき、課題解決に最適な「エキスパート」を企業に派遣し、支援を行います。
事業概要	【対象者】 県内で創業を考えている方や県内に事業所を有する中小企業のうち、目標や課題が明確で、派遣の効果が期待できると認められるものが対象です。 【支援の内容】 （１）エキスパート派遣の主な流れ ① 中小企業からのエキスパート派遣依頼 （（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」）に派遣申請書を提出ください） ② 中小企業の事前調査 （申請に基づき、機構が課題や支援方法等を調査します） ③ 派遣するエキスパートの選任 （機構が課題解決に最適なエキスパートを選任します） ④ 中小企業に対してエキスパートによる指導・助言の実施 （エキスパートが中小企業に指導・助言等を行います） ⑤ 成果の確認 （エキスパートが支援の成果を報告書にまとめます） ⑥ 中小企業へのアンケートの実施 （次年度に機構が事業効果のアンケートを行います） （２）派遣期間 原則として１０日以内（５日目に派遣日数の延長の必要性を判断いたします） （３）費用負担 １日あたり約１万円程度（エキスパートの謝金と交通費の１／３） 【利用方法等】 下記のホームページから派遣申請書をダウンロードするか、電話、FAX 等で派遣申請書を請求し、必要事項を記載の上、機構あてにお送りください。 【問い合わせ先】 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 （〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 9 階） TEL：029-224-5317 FAX：029-227-2586 https://www.iis-net.or.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579 FAX：029-301-3599

知的財産に関する相談をしたい

事業名	知財総合支援窓口（INPIT）
対象分野	金融支援、経営支援、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県内で唯一の知的財産に係る総合相談窓口として、中小企業等が抱える特許等の知的財産に関する悩みや課題を秘密厳守で相談に応じます。（相談無料）
事業概要	【対象者】 県内の中小企業、団体、大学・研究機関等（制限はありません） 【支援の内容】 （１）知的財産権制度の概要説明 特許等の産業財産権制度、営業秘密（ノウハウ）等の不正競争防止法など、知的財産権制度に関する制度概要やそれらの違いなどについて説明します。 （２）特許出願などの手続支援（電子出願支援を含む） 特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続などの手続方法や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法、同ソフトの操作方法の説明及び電子出願支援用端末機器を利用した実際の電子出願を支援します。 （３）特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の検索指導 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を活用して、既に特許出願されている、または特許になっている（権利化されている）内容等の検索・操作方法を支援します。 （４）特許明細書骨子構築支援（添削アドバイス等） 特許権に不慣れな中小企業等に対して、特許明細書等の出願書類の作成方法や作成した出願書類に関するアドバイスを行います。 （５）ライセンス契約、技術移転等支援 大学・公設試や企業等が保有する特許等に係るライセンスや権利譲渡が可能な技術の発掘等による仲介支援、契約書ひな形の提供、注意事項等の説明など必要な情報提供を行います。 （６）知的財産戦略策定支援 中小企業等における経営上の課題（新事業開発・販路開拓・マーケティング等）と結びついた知的財産の戦略的な活用方法（知的財産保護やノウハウ管理の選択等）の策定を支援します。 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県知財総合支援窓口（（株）ひたちなかテクノセンター） TEL：029-264-2237 https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/ibaraki/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

研究段階・開発段階にあるシーズを製品化するための 実証実験をしたい

事業名	研究シーズ製品化支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、 技術支援 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 補助金等 、認定等、施設利用、 機会提供 、 相談・助言 、その他
事業要旨	研究、開発段階にある先端技術の製品化・実用化・社会実装に向けた実証実験等の支援や、有識者による伴走支援を通して、研究シーズ等のビジネス化を推進します。
事業概要	【対象者】 研究中、開発中の先端技術や、既存技術を組み合わせることで新たな製品やサービスの開発を行う企業 【支援の内容】 ○実証実験の実施支援（補助金） ユーザーニーズを捉えた研究シーズの製品化を目指す企業に対して、実用化・ビジネス化に向けた実証実験を補助するとともに、マーケット情報に係る有識者による伴走支援を実施し、ニーズにマッチした製品の開発、社会実装を支援します。 [補助内容] 補助対象事業：ディープテック分野における研究シーズ等の事業化に係る実証実験の実施 補助率：1/2 補助上限額：250万円 [支援企業数] 3～4件程度 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 研究開発推進グループ TEL 029-301-2499 https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kagaku/kenkyu/robot_top.html

ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい

事業名	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
対象分野	金融支援、経営支援、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う、研究開発等を支援します。
事業概要	【対象者】 中小企業・小規模事業者を中心とした共同体 【申請枠】 （１）通常枠 ・中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発を支援するもの （２）出資獲得枠 ・高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後１年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援するもの 【支援の内容】 （１）通常枠 ・単年度あたり4,500万円以下、２年間合計で7,500万円以下、３年間合計で9,750万円以下 （２）出資獲得枠 ・単年度あたり１億円以下、２年間合計で２億円以下、３年間合計で３億円以下 ※ただし、ファンド等が出資を予定している金額の２倍を上限とする。 【補助率】 （１）中小企業者等 ・$2/3$ 以内 （２）大学・公設試等 ・定額（補助金総額の $1/3$ 以下であること。大学・公設試等が事業管理機関として共同体に参加している場合に限り定額（ただし、補助率 $2/3$ が適用される場合がある^{※1}） ※1 事業管理機関である場合は、通常枠では 300 万円、出資獲得枠では 600 万円まで定額とし、それ以上については、採択審査委員会^{※2}において高い評価を受けた上位 50%については定額とし、下位 50%については補助率 $2/3$ 以内を適用する。研究等実施機関である場合は、補助金額の $1/6$ まで定額とし、それ以上については、採択審査委員会において高い評価を受けた上位 50%については定額とし、下位 50%については補助率 $2/3$ 以内を適用する。出資獲得枠については別途公募要領をご覧ください。 ※2 ２年目及び３年目については中間評価の結果によることとする。 【問い合わせ先】 関東経済産業局産業部製造産業課 TEL：048-600-0307

エネルギーの専門家の指導を受けたい

事業名	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	中小規模事業者の方が、省エネルギー対策を行う際に、要請に応じて無料で専門のアドバイザーによる省エネルギー診断（以下「省エネ診断」）を行い、事業所に適した省エネルギー対策の提案を受けることができます。
事業概要	【対象者】 県内にある年間エネルギー使用量が原油換算 1,500kL 未満の工場、事業所で、省エネ対策に取り組もうとしている事業者 【支援の内容】 エネルギーの専門家が無料で診断、改善提案（設備の運用改善及び省エネルギー設備導入等）を行います。 （主な改善提案の内容） ・電気使用量の低減方法 ・燃料使用量の低減方法 ・空調設備の効率改善方法 ・ボイラーの使用効率改善方法 ・照明の節電方法 等 【利用方法等】 事前申込みが必要です。詳細は以下のホームページをご覧ください。 http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/shoene.html 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策グループ TEL：029-301-2939 FAX：029-301-2949 【参 考】 省エネ診断で改善提案に基づく省エネ設備の導入にあたっては、「省エネ対策設備導入推進事業費補助金」が利用できます。 補 助 率：1／3 補助金額：100万円未満 （注意）補助金を利用するには、省エネ診断の改善提案に基づく工場・事業場全体での省エネ対策事業であること、茨城工コ事業所へ登録すること等の要件があるので、詳細はP50の「省エネ対策設備導入推進事業費補助金」をご参照ください。

外国人観光客を受け入れたい

事業名	外国人観光客受入支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、 <u>観光・イベント支援</u> 、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	外国人観光客誘客に取り組む宿泊施設や商業施設など観光事業者に対し、海外旅行会社等との商談会への参加機会を提供するとともに、外国語表記の翻訳や各種研修の実施等により、外国人観光客の受入環境整備について支援します。
事業概要	【対象者】 県内の観光事業者（宿泊施設、商業施設、観光施設、交通事業者など） 【支援の内容】 （１）海外旅行博等への参加案内 （２）旅行会社との商談機会（通訳含む）の提供 （３）旅行会社へのフォローアップ （４）旅行会社への施設情報の提供 （５）施設パンフレットやメニュー、施設内案内板等の外国語表記翻訳支援（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、タイ語、ベトナム語） （６）外国人観光客受入に関する研修実施支援（外国語研修の実施等） 【利用方法等】 申込方法、条件等詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 上記（１）～（４）について： 茨城県営業戦略部観光誘客課 海外誘客グループ TEL：029-301-3616 上記（５）～（６）について： 茨城県営業戦略部観光戦略課 観光戦略グループ TEL：029-301-3617

新たな事業分野に進出するために研修を受講したい

事業名	中小企業人材育成支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 <u>人材育成支援</u> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内の中小企業・個人事業主が、新たな事業分野への進出や新製品・新サービス開発、生産プロセスの改善等を行う際に必要となる、従業員等のデジタルスキルに係る資格取得やスキルアップのための教育研修費等について支援します。
事業概要	【対象者】 県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者（交付要項で定める者）又は別表第1に定める者のうち、県内において新たな分野への進出等に取り組むリスキリング推進宣言企業 【対象経費】 以下の目的に必要なデジタルスキルに係る資格取得やスキルアップのための研修参加費等（外部研修の受講料、外部講師の招へい費用（謝金、旅費）） （１）新分野進出（日本標準産業分類の細分類で現在行っている事業と異なる事業に進出する取組） （２）事業転換（現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始する取組） （３）業態転換（商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入する取組） （４）事業拡大（現在行っている事業を拡大する取組） （５）海外展開（商品、サービス等を輸出） （６）生産性向上（業務の効率化のため新たなシステムや技術を導入する取組） ※資格試験受験料は原則対象外です。 ※交付決定日から令和8年2月27日までの間に受講（支払含む）が完了するものに限りします。 【補助額等】 1事業者あたり<u>最大15万円</u>（補助率2／3） 【公募期間】 令和8年1月30日（金）まで ※<u>研修等の受講開始日から起算して14日前までに申請してください。</u> 【利用方法等】 以下の2通りの申請を受け付けます。「補助金交付申請書」を作成し、各種必要書類を添付のうえ、提出してください。 ○郵送による紙申請（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの） ○いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請 <u>※手続きを円滑に進めるため、申請内容を事前にご相談いただくことをおすすめします。</u> ※様式等はホームページからダウンロードいただけます。 ※オンライン申請フォームにはホームページからアクセスできます。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ TEL：029-301-3653 E-mail：rousei4@pref.ibaraki.lg.jp HP：https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyoushoukigyou.html

従業員のリスキリングを進めたい

事業名	リスキリング推進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 <u>人材育成支援</u> 、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、 <u>その他</u>
事業要旨	企業・個人が、自らの成長戦略・キャリアデザインのもと、新たな産業・分野で必要となる知識やスキルを習得し、成長産業や成長分野への円滑な労働移動と企業及び社会全体の生産性の向上、賃金水準の向上を図るため、リスキリングの推進を支援します。
事業概要	【内 容】 ○意識啓発・機運醸成 (1) リスキリング推進宣言制度の創設・先進企業の顕彰 ・リスキリングに取り組む企業の推進宣言を公表するとともに、リスキリングに先進的に取り組んでいる企業を表彰します。 (2) ワークショップ・シンポジウムの開催 ・具体的にどのようにリスキリングに取り組めばいいのかを学ぶワークショップや、リスキリングの必要性や優れたリスキリング事例に触れるシンポジウムを開催します。 (3) リスキリングに関するポータルサイトの運営 ・リスキリング推進宣言企業の公表を行うとともに、県内企業における優れた取組や各種イベント情報、各種支援施策等を発信する、「リスキリングプロジェクトポータルサイト」を運営します。 https://ibaraki-rs.jp/ ○スキル習得支援 (1) 県認定講座の設置 ・デジタルに関する「理論」の習得と、企業課題の解決をケーススタディとする「実践」を組み合わせた、県認定リスキリング講座の受講を推奨し、デジタルリテラシー人材を育成します。 (2) AIマッチングシステムの開発・運用 ・職種や職歴、保有資格、アンケート等により、各人に適したリスキリング講座をマッチングし提案します。 https://www.ibaraki-rsaimatching.jp/ (3) リスキリングアドバイザー ・キャリアコンサルタントの資格を持ったリスキリングアドバイザーが、リスキリングを通じたキャリアアップについて相談に乗ります。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ TEL：029-301-3653 https://ibaraki-rs.jp/ https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/index.html

いばらきの伝統産業振興のため、人材を育成したい

事業名	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）													
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 人材育成支援 、労働環境整備支援、その他													
対象分類	融資、補助金等、認定等、 施設利用 、機会提供、相談・助言、 その他													
事業要旨	本県の伝統産業である結城紬の技術者確保と、将来的に新製品開発を担う人材の育成を図るため、一連の製造工程の基礎知識及び技術習得を目的とした研修を実施します。 笠間焼については、日用陶磁器の産地でありながらも現代陶芸をリードする産地の両面を併せ持つ、笠間ならではの人材の育成を目指したカリキュラムを実施します。 清酒製造については、県内酒蔵の製造技術者の育成及びレベルアップを図るため、清酒製造に必要な各工程における生産技術等の研修を実施します。													
事業概要	【支援の内容と対象者】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th><th style="width: 60%;">支援内容</th><th style="width: 30%;">対象者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">結城紬</td><td> 結城紬産地振興人材育成 結城紬製造の各工程を担える人材を育成。 基礎技術の習得を目的として「織物基礎」「糸準備」「染色」「製織準備」「製織」「絰製織」の研修コースを設置 </td><td> 県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者等 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">笠間焼</td><td> 笠間焼後継者育成 陶芸の専門的な知識と高度で多様な技法・表現方法等に関するカリキュラムにより、現代陶芸と日用陶磁器生産を担う人材を育成 ・陶芸学科〔2年制〕 ・研究科〔1年制〕 </td><td> 陶芸学科 ・高等学校を卒業した者 研究科 ・茨城県立笠間陶芸大学校の陶芸学科を卒業した者又はそれに準ずる者 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">日本酒</td><td> ①生産技術者育成（酒造） 県内酒蔵の清酒製造技術者を育成 ②杜氏育成 茨城ブランドを支える「常陸杜氏」を育成 </td><td> 県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者 </td></tr> </tbody> </table> 【利用方法等】 産業技術イノベーションセンター及び笠間陶芸大学校のホームページにて研修内容を紹介しています。 ・産業技術イノベーションセンター https://www.itic.pref.ibaraki.jp/ ・繊維高分子研究所 https://www.itic.pref.ibaraki.jp/seni/ ・笠間陶芸大学校 https://www.itic.pref.ibaraki.jp/tougeidai/index.html 各研修の詳細は下記までお問合せください。 【問い合わせ先】 (1) 結城紬 繊維高分子研究所 繊維・紬グループ TEL：0296-33-4154 (2) 笠間焼 笠間陶芸大学校 TEL：0296-72-0316 (3) 日本酒 産業技術イノベーションセンター 技術支援部 フード・ケミカルグループ TEL：029-293-7497			支援内容	対象者	結城紬	結城紬産地振興人材育成 結城紬製造の各工程を担える人材を育成。 基礎技術の習得を目的として「織物基礎」「糸準備」「染色」「製織準備」「製織」「絰製織」の研修コースを設置	県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者等	笠間焼	笠間焼後継者育成 陶芸の専門的な知識と高度で多様な技法・表現方法等に関するカリキュラムにより、現代陶芸と日用陶磁器生産を担う人材を育成 ・陶芸学科〔2年制〕 ・研究科〔1年制〕	陶芸学科 ・高等学校を卒業した者 研究科 ・茨城県立笠間陶芸大学校の陶芸学科を卒業した者又はそれに準ずる者	日本酒	①生産技術者育成（酒造） 県内酒蔵の清酒製造技術者を育成 ②杜氏育成 茨城ブランドを支える「常陸杜氏」を育成	県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者
	支援内容	対象者												
結城紬	結城紬産地振興人材育成 結城紬製造の各工程を担える人材を育成。 基礎技術の習得を目的として「織物基礎」「糸準備」「染色」「製織準備」「製織」「絰製織」の研修コースを設置	県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者等												
笠間焼	笠間焼後継者育成 陶芸の専門的な知識と高度で多様な技法・表現方法等に関するカリキュラムにより、現代陶芸と日用陶磁器生産を担う人材を育成 ・陶芸学科〔2年制〕 ・研究科〔1年制〕	陶芸学科 ・高等学校を卒業した者 研究科 ・茨城県立笠間陶芸大学校の陶芸学科を卒業した者又はそれに準ずる者												
日本酒	①生産技術者育成（酒造） 県内酒蔵の清酒製造技術者を育成 ②杜氏育成 茨城ブランドを支える「常陸杜氏」を育成	県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者												

新製品・新技術開発のできる人材を育成したい

事業名	次世代技術活用人材育成事業												
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 人材育成支援 、労働環境整備支援、その他												
対象分類	融資、補助金等、認定等、 施設利用 、機会提供、相談・助言、その他												
事業要旨	次世代の技術を活用できる競争力のある研究開発型企業を育成するため、企業の研究開発人材の育成を行います。												
事業概要	【対象者】 県内の中小企業者 【支援の内容】 （１）研究開発人材育成研修 ① 開発リーダー育成コース：製品開発やマーケティング、プロジェクトマネジメントの知識や手法等を修得 ・ 受講者：茨城県内企業の従業員等（３２名程度） ・ 期間等：７～９月（受講料：無料） ② 機器操作コース：測定技術や自動化関連技術等を、機器操作等を通じて修得 ・ 受講者：茨城県内企業の従業員等（４０名程度） ・ 期間等：７～１月（受講料：無料） ③ 技術修得コース：研究開発に活かせる知識や技能を、実習や座学を通じて修得 ・ 受講者：茨城県内企業の従業員等（下記各テーマ１０名程度） ・ 期間等：６～２月頃（受講料：無料 ※材料費等実費負担あり） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">技術修得コーステーマ</th><th style="text-align: center;">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタル技術活用</td><td>３Ｄスキャナを中心とした形状計測技術</td></tr> <tr> <td>ＡＩ</td><td>ＡＩを用いた画像判別、画像検査 等</td></tr> <tr> <td>ＩｏＴ 関連技術</td><td>ＩｏＴ 関連製品開発に必要なセンサー・通信・データ処理技術 等</td></tr> <tr> <td>分析評価</td><td>工業材料や食品の試験評価技術、金属評価 等</td></tr> <tr> <td>ロボット安全</td><td>労働安全衛生法に基づく講習</td></tr> </tbody> </table> 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業技術イノベーションセンター 技術支援部 IT・マテリアルグループ TEL：029-293-7482 FAX：029-293-8029	技術修得コーステーマ	内容	デジタル技術活用	３Ｄスキャナを中心とした形状計測技術	ＡＩ	ＡＩを用いた画像判別、画像検査 等	ＩｏＴ 関連技術	ＩｏＴ 関連製品開発に必要なセンサー・通信・データ処理技術 等	分析評価	工業材料や食品の試験評価技術、金属評価 等	ロボット安全	労働安全衛生法に基づく講習
技術修得コーステーマ	内容												
デジタル技術活用	３Ｄスキャナを中心とした形状計測技術												
ＡＩ	ＡＩを用いた画像判別、画像検査 等												
ＩｏＴ 関連技術	ＩｏＴ 関連製品開発に必要なセンサー・通信・データ処理技術 等												
分析評価	工業材料や食品の試験評価技術、金属評価 等												
ロボット安全	労働安全衛生法に基づく講習												

IT 人材を育成したい

事業名	IT エンジニア育成事業														
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 人材育成支援 、労働環境整備支援、その他														
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 機会提供 、相談・助言、その他														
事業要旨	IT 企業の若手・中堅技術者の IT スキルの向上を図るため、ネットワークやセキュリティなどの専門性の高い分野の講座を実施します。														
事業概要	【対象者】 県内の中小企業者 【支援の内容】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">講座</th><th style="text-align: center;">概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ネットワークに関する分野</td><td>Windows OS を使用したサーバー設計の基礎知識から、設計・構築、システム、セキュリティ管理等のスキルを習得するための講座を実施</td></tr> <tr> <td>AI・機械学習に関する分野</td><td>機械学習の入門知識及びディープラーニングを活用するために求められる基礎知識を習得するための講座を実施</td></tr> <tr> <td>データベースに関する分野</td><td>プログラム言語の基礎知識を学習する講座を実施</td></tr> <tr> <td>IT・DX 当に関する分野</td><td>デジタル技術の活用や、デジタルトランスフォーメーション等、デジタルに関する最新の動向を学ぶセミナーを実施</td></tr> <tr> <td>セキュリティに関する分野</td><td>AI 活用におけるセキュリティやセキュリティに配慮した Web 設計について学ぶ講座を実施</td></tr> <tr> <td>基本情報技術者試験に関する分野</td><td>新入社員向けに IT に関する基礎知識を基本情報技術者のテキストに準じて講義を実施</td></tr> </tbody> </table> 受講対象：県内 IT 企業の技術者等（20 名程度×5～6講座） 期間：9月～12月頃（6時間程度／日） 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ TEL：029-301-3653	講座	概要	ネットワークに関する分野	Windows OS を使用したサーバー設計の基礎知識から、設計・構築、システム、セキュリティ管理等のスキルを習得するための講座を実施	AI・機械学習に関する分野	機械学習の入門知識及びディープラーニングを活用するために求められる基礎知識を習得するための講座を実施	データベースに関する分野	プログラム言語の基礎知識を学習する講座を実施	IT・DX 当に関する分野	デジタル技術の活用や、デジタルトランスフォーメーション等、デジタルに関する最新の動向を学ぶセミナーを実施	セキュリティに関する分野	AI 活用におけるセキュリティやセキュリティに配慮した Web 設計について学ぶ講座を実施	基本情報技術者試験に関する分野	新入社員向けに IT に関する基礎知識を基本情報技術者のテキストに準じて講義を実施
講座	概要														
ネットワークに関する分野	Windows OS を使用したサーバー設計の基礎知識から、設計・構築、システム、セキュリティ管理等のスキルを習得するための講座を実施														
AI・機械学習に関する分野	機械学習の入門知識及びディープラーニングを活用するために求められる基礎知識を習得するための講座を実施														
データベースに関する分野	プログラム言語の基礎知識を学習する講座を実施														
IT・DX 当に関する分野	デジタル技術の活用や、デジタルトランスフォーメーション等、デジタルに関する最新の動向を学ぶセミナーを実施														
セキュリティに関する分野	AI 活用におけるセキュリティやセキュリティに配慮した Web 設計について学ぶ講座を実施														
基本情報技術者試験に関する分野	新入社員向けに IT に関する基礎知識を基本情報技術者のテキストに準じて講義を実施														

高度 IT 人材（データサイエンティスト）を育成したい

事業名	高度 IT 人材育成・確保事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 <u>人材育成支援</u> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、相談・助言、その他
事業要旨	本県産業の活性化を図るために、デジタル革命を担う高度 IT 人材を育成・確保するため、必要なスキル修得や、ビジネスへのデータ活用を目指す「いばらき高度 IT 人材アカデミー」を実施します。
事業概要	【対象者】 データ利活用に意欲のある県内中小企業等勤務の社会人等（40 名程度。） 【支援の内容】 データサイエンティスト育成講座の実施 （1）内容 ① スキル修得プログラム データサイエンティストとして求められるデータ分析・統計学・プログラミング・機械学習等の知識を修得するための講座を原則オンラインで実施。 企業等において、データ利活用を図るための企画の構築も支援。 ② ビジネス活用支援プログラム スキル修得プログラムにおいて構築したデータ利活用に向けた企画の中から、優れたものを選抜し、企画の実現に向けて、データサイエンティスト等の専門家による伴走型の支援を実施。 （2）時期・期間（予定） ① スキル修得プログラム・・・・・・8月～10月 ② ビジネス活用支援プログラム・・・・11月～2月 ○データサイエンティストとは・・・ 統計学や数学、AI、機械学習などを駆使してビッグデータを分析し、ビジネスに活用する有益な知見を引き出すことができる人材のこと。次の3つが必要なスキルとされている。 ①ビジネス（business problem solving）力 課題背景を理解した上でビジネス課題を整理し、解決する力 ②データサイエンス（data science）力 情報処理、人工知能、統計学などの情報科学系の知恵を理解し、使う力 ③データエンジニアリング（data engineering）力 データサイエンスを意味のある形にし、実装・運用できるようにする力 （出典：（一社）データサイエンティスト協会 スキルチェックリスト等） 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ TEL：029-301-3653 E-mail：rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

専門技能を身に付けさせたい

事業名	職業能力開発促進法に基づく職業訓練																																																																									
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																																																																									
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																																																																									
事業要旨	県立産業技術短期大学校及び産業技術専門学院（5箇所）では、各分野の専門知識・技能を有した人材を育成する職業訓練を実施しています。																																																																									
事業概要	【対象者】 学卒者・離職者・在職者等 【支援の内容】 ○在職者を対象とする職業訓練 ・産業技術短期大学校 <table><tr><th>コース名</th><th>コース数</th><th>定員</th><th>時間</th><th>受講料</th></tr><tr><td>オーダーメイドコース</td><td>3</td><td>10人程度</td><td>12～36時間</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>ITコース</td><td>3</td><td>10人程度</td><td>14～24時間</td><td>11,000円</td></tr></table> ・産業技術専門学院 <table><tr><th>コース名</th><th>コース数</th><th>定員</th><th>時間</th><th>受講料</th></tr><tr><td>技能向上コース</td><td>40</td><td rowspan="3">10～30人 /1コース</td><td rowspan="3">12～36時間 *コースによって異なります。</td><td rowspan="3">5,000円 ただし、ガス溶接技能講習は4,500円</td></tr><tr><td>ITコース</td><td>33</td></tr><tr><td>オーダーメイドコース</td><td>25</td></tr><tr><td>技能ブラッシュアップコース (技能検定1・2級取得を目指す訓練)</td><td>1</td><td>8人程度 /1コース</td><td>175時間</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>いばらき名匠塾 (中堅青年技能者対象)</td><td>4</td><td>3人以上 /1コース</td><td>48時間程度</td><td>5,000円</td></tr></table> ○主に高校新卒者を対象とする職業訓練（事業主推薦制度により、在職者の方の受講が可能です。） ・産業技術短期大学校（高等学校卒業程度以上） <table><tr><th>訓練期間</th><th>訓練科（総定員）</th></tr><tr><td>2年</td><td>情報システム科(40)、情報処理科(80)</td></tr></table> ・産業技術専門学院 <table><tr><th>学院名</th><th>訓練期間</th><th>訓練科（総定員）</th></tr><tr><td rowspan="2">水戸</td><td>2年</td><td>自動車整備科(40)、建築システム科(50)</td></tr><tr><td>1年</td><td>電気エンジニア科(20)</td></tr><tr><td>日立</td><td>1年</td><td>金属クラフト科(15)、PC・CAD科(15)</td></tr><tr><td rowspan="2">鹿島</td><td>2年</td><td>プラント保守科(20)</td></tr><tr><td>1年</td><td>金属プラント保全科(15)、電気プラント保全科(15)、メカニカルデザイン科(15)</td></tr><tr><td rowspan="2">土浦</td><td>2年</td><td>機械技術科(40)、コンピュータ制御科(40)、自動車整備科(40)</td></tr><tr><td>1年</td><td>ITシステム科(20)</td></tr><tr><td rowspan="2">筑西</td><td>2年</td><td>機械システム科(20)</td></tr><tr><td>1年</td><td>電気エンジニア科(15)、溶接マスター科(15)、FAロボット科(15)</td></tr></table>					コース名	コース数	定員	時間	受講料	オーダーメイドコース	3	10人程度	12～36時間	11,000円	ITコース	3	10人程度	14～24時間	11,000円	コース名	コース数	定員	時間	受講料	技能向上コース	40	10～30人 /1コース	12～36時間 *コースによって異なります。	5,000円 ただし、ガス溶接技能講習は4,500円	ITコース	33	オーダーメイドコース	25	技能ブラッシュアップコース (技能検定1・2級取得を目指す訓練)	1	8人程度 /1コース	175時間	25,000円	いばらき名匠塾 (中堅青年技能者対象)	4	3人以上 /1コース	48時間程度	5,000円	訓練期間	訓練科（総定員）	2年	情報システム科(40)、情報処理科(80)	学院名	訓練期間	訓練科（総定員）	水戸	2年	自動車整備科(40)、建築システム科(50)	1年	電気エンジニア科(20)	日立	1年	金属クラフト科(15)、PC・CAD科(15)	鹿島	2年	プラント保守科(20)	1年	金属プラント保全科(15)、電気プラント保全科(15)、メカニカルデザイン科(15)	土浦	2年	機械技術科(40)、コンピュータ制御科(40)、自動車整備科(40)	1年	ITシステム科(20)	筑西	2年	機械システム科(20)	1年	電気エンジニア科(15)、溶接マスター科(15)、FAロボット科(15)
コース名	コース数	定員	時間	受講料																																																																						
オーダーメイドコース	3	10人程度	12～36時間	11,000円																																																																						
ITコース	3	10人程度	14～24時間	11,000円																																																																						
コース名	コース数	定員	時間	受講料																																																																						
技能向上コース	40	10～30人 /1コース	12～36時間 *コースによって異なります。	5,000円 ただし、ガス溶接技能講習は4,500円																																																																						
ITコース	33																																																																									
オーダーメイドコース	25																																																																									
技能ブラッシュアップコース (技能検定1・2級取得を目指す訓練)	1	8人程度 /1コース	175時間	25,000円																																																																						
いばらき名匠塾 (中堅青年技能者対象)	4	3人以上 /1コース	48時間程度	5,000円																																																																						
訓練期間	訓練科（総定員）																																																																									
2年	情報システム科(40)、情報処理科(80)																																																																									
学院名	訓練期間	訓練科（総定員）																																																																								
水戸	2年	自動車整備科(40)、建築システム科(50)																																																																								
	1年	電気エンジニア科(20)																																																																								
日立	1年	金属クラフト科(15)、PC・CAD科(15)																																																																								
鹿島	2年	プラント保守科(20)																																																																								
	1年	金属プラント保全科(15)、電気プラント保全科(15)、メカニカルデザイン科(15)																																																																								
土浦	2年	機械技術科(40)、コンピュータ制御科(40)、自動車整備科(40)																																																																								
	1年	ITシステム科(20)																																																																								
筑西	2年	機械システム科(20)																																																																								
	1年	電気エンジニア科(15)、溶接マスター科(15)、FAロボット科(15)																																																																								

・授業料等

	入学者選考試験手数料	入学料	授業料(年額)
短大校	18,000 円	(県内) 126,750 円 (県外) 195,000 円	392,800 円
学院	2,200 円	5,650 円	139,600 円

※教科書代、各種用具等の諸経費は別途必要となります。

【問い合わせ先】

県立産業技術短期大学校 TEL：029-269-5500

県立産業技術専門学院（水戸）TEL：029-269-2160（日立）TEL：0294-35-6449

（鹿島）TEL：0299-69-1171（土浦）TEL：029-841-3551

（筑西）TEL：0296-24-1714

茨城県産業戦略部 産業人材育成課 人材育成グループ TEL：029-301-3653

従業員を対象に行う職業訓練について支援を受けたい

事業名	認定職業訓練助成事業費補助
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 人材育成支援 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 補助金等 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業の事業主又は中小企業団体が雇用する従業員等を対象に行う、職業能力開発促進法の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練事業）に対して補助します。
事業概要	【対象者】 職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を実施する県内の中小企業の事業主又は中小企業団体 【支援の内容】 （１）補助対象事業 中小企業の事業主等がその雇用する従業員に対し、実施する認定職業訓練事業 （２）補助対象経費 認定職業訓練の運営費等 （職業訓練指導員等の謝金、教材購入等に要する経費等） （３）補助限度額 補助対象経費の2/3以内の額 ※訓練生数に応じた上限あり （４）補助期間 毎年度、当該年度に実施する認定職業訓練を助成対象とします。 【利用方法等】 職業能力開発促進法に基づく職業訓練について、県の認定を受けることが前提となります。まずは、職業訓練の認定申請について県産業人材育成課までご相談ください。 ○主な認定要件 次の要件を全て満たす必要があります。また、一部の訓練科についてはカリキュラムの基準が定められています。 ①事業主等が行う職業に関する訓練であること。 ②職業訓練を的確に実施できる能力を有すること。 ③職業訓練の持続性が認められること。 ④労働基準法の特例措置が必要な場合は、都道府県労働局長の許可が受けられること。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業人材育成課 技能振興グループ TEL：029-301-3656

従業員を対象に研修などを行いたい

事業名	ものづくり振興・人材育成事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 人材育成支援 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 相談・助言 、その他
事業要旨	茨城県職業能力開発協会では、中小企業の技能の維持・向上を図るため、「ものづくりマイスター」を講師として紹介しています。
事業概要	【対象者】 従業員向けの研修・訓練を行いたい県内の事業主・団体等 【支援の内容】 実践的な実技指導ができる高度な技能を持った「ものづくりマイスター」を紹介します。 (1) ものづくりマイスターの活動内容 ・企業が必要とする技能の習得・向上のための実技指導 (2) 職種：63職種 ・製 造 分 野：機械加工、溶接、電子機器組立て等 ・建築・建設分野：塗装、建築大工、造園等 ・その他の分野：機械保全、機械・プラント製図等 (3) ものづくりマイスター活動者数 延べ763名 (4) ものづくりマイスター認定基準 ・技能検定1級以上又は同等以上の技能を有しており、その技能が県下で第一級と認められる等 【利用方法等】 (1) 申込から利用までの流れ ①茨城県職業能力開発協会にお問い合わせください。 ②茨城県職業能力開発協会では、依頼内容に基づき、適任のものづくりマイスターを選定し、依頼元に連絡します。 ③依頼元は、ものづくりマイスターと具体的な活動内容や日程等の条件について調整をしてください。決定後、ものづくりマイスターが活動します。 (2) 経費 謝金及び交通費等は、ものづくりマイスターとの調整により決定します。 (目安：1時間あたり 5,000 円) 【問い合わせ先】 茨城県職業能力開発協会 水戸市水府町 864-4 TEL：029-221-8647 FAX：029-226-4705

従業員のキャリアアップについて支援を受けたい

事業名	人材開発支援助成金（労働者に対してキャリア形成促進のため職業訓練などを実施した場合の助成）																															
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 人材育成支援 、労働環境整備支援、その他																															
対象分類	融資、 補助金等 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																															
事業要旨	労働者のキャリア形成を促進するため、計画に基づき職業訓練を実施する事業所に対して、職業能力開発に係る支援として、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。																															
事業概要	【助成メニュー】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th><th>内 容</th><th>助 成 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人材育成支援コース</td><td> ・人材育成訓練 職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合に助成 ・認定実習併用職業訓練 中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成 ・有期実習型訓練 有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成 </td><td> 【賃金助成】 1人1時間あたり800円（400円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+200円（+100円） 【OJT実施助成】 ・認定実習併用職業訓練 1人1コースあたり20万円（11万円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+5万円（+3万円） ・有期実習型訓練 1人1コースあたり10万円（9万円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+3万円（+3万円） </td></tr> <tr> <td>教育訓練休暇付与コース</td><td> 有給の教育訓練休暇制度もしくは長期にわたる教育訓練休暇制度を導入し、実施した場合に助成 ①教育訓練休暇制度 ②長期訓練休暇制度 ③教育訓練短時間勤務制度 </td><td> ①【制度導入・実施助成】30万円 ②【制度導入・実施助成】20万円 【賃金助成】 1人1時間あたり1000円（800円） ③【制度導入・実施助成】20万円 </td></tr> <tr> <td>建設労働者認定訓練コース</td><td> ① 職業能力開発促進法による認定訓練（建設関連の訓練に限る）を実施した中小建設事業主等 ② 雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（人材育成支援コースの支給を受けた場合に限る） </td><td> ① 【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の補助対象経費の1/6 ② 【賃金助成】 一人あたり日額3800円 </td></tr> <tr> <td>建設労働者技能実習コース</td><td>雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主又は建設事業主団体に対して助成</td><td> 【経費助成】 （建設事業主） 20人以下の中小企業事業主 対象経費の3/4 21人以上の中小企業事業主 35歳未満対象経費の7/10 35歳以上対象経費の9/20 中小企業事業主以外（女性建設労働者に受講させた場合） 対象経費の3/5 （建設事業主団体） 中小建設事業主団体 対象経費の4/5 中小建設事業主団体以外 対象経費の2/3 【賃金助成】（最長20日間） 20人以下の中小建設事業主 1人あたり日額8550円 21人以上の中小建設事業主 1人あたり日額7600円 </td></tr> <tr> <td>障害者職業能力開発コース</td><td>障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成</td><td> 【施設設置費】 対象費用の3/4 【運営費】 対象費用の3/4 </td></tr> <tr> <td>人への投資促進コース</td><td>高度デジタル人材等の育成のための訓練、定額制サービス（サブスクリプション）による訓練などを実施した場合や、長期教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成</td><td>各コースについては、以下①～⑦を御参照ください。</td></tr> <tr> <td>①高度デジタル人材訓練</td><td>高度デジタル訓練（ITスキル標準（ITSS）レベル3、4以上）</td><td> 【経費助成】 75%（60%） 【賃金助成】 1時間あたり1000円（500円） </td></tr> <tr> <td>②成長分野等人材訓練</td><td>海外も含む大学院での訓練</td><td> 【経費助成】 75% 【賃金助成】 国内大学院のみ 1時間あたり1000円 </td></tr> <tr> <td>③情報技術分野認定実習併用職業訓練</td><td>OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練（IT分野関連の訓練）</td><td> 【経費助成】 60%（45%） 【賃金助成】 1時間あたり800円（400円） </td></tr> </tbody> </table>		コース	内 容	助 成 額	人材育成支援コース	・人材育成訓練 職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合に助成 ・認定実習併用職業訓練 中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成 ・有期実習型訓練 有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成	【賃金助成】 1人1時間あたり800円（400円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+200円（+100円） 【OJT実施助成】 ・認定実習併用職業訓練 1人1コースあたり20万円（11万円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+5万円（+3万円） ・有期実習型訓練 1人1コースあたり10万円（9万円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+3万円（+3万円）	教育訓練休暇付与コース	有給の教育訓練休暇制度もしくは長期にわたる教育訓練休暇制度を導入し、実施した場合に助成 ①教育訓練休暇制度 ②長期訓練休暇制度 ③教育訓練短時間勤務制度	①【制度導入・実施助成】30万円 ②【制度導入・実施助成】20万円 【賃金助成】 1人1時間あたり1000円（800円） ③【制度導入・実施助成】20万円	建設労働者認定訓練コース	① 職業能力開発促進法による認定訓練（建設関連の訓練に限る）を実施した中小建設事業主等 ② 雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（人材育成支援コースの支給を受けた場合に限る）	① 【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の補助対象経費の1/6 ② 【賃金助成】 一人あたり日額3800円	建設労働者技能実習コース	雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主又は建設事業主団体に対して助成	【経費助成】 （建設事業主） 20人以下の中小企業事業主 対象経費の3/4 21人以上の中小企業事業主 35歳未満対象経費の7/10 35歳以上対象経費の9/20 中小企業事業主以外（女性建設労働者に受講させた場合） 対象経費の3/5 （建設事業主団体） 中小建設事業主団体 対象経費の4/5 中小建設事業主団体以外 対象経費の2/3 【賃金助成】 （最長20日間） 20人以下の中小建設事業主 1人あたり日額8550円 21人以上の中小建設事業主 1人あたり日額7600円	障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成	【施設設置費】 対象費用の3/4 【運営費】 対象費用の3/4	人への投資促進コース	高度デジタル人材等の育成のための訓練、定額制サービス（サブスクリプション）による訓練などを実施した場合や、長期教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成	各コースについては、以下①～⑦を御参照ください。	①高度デジタル人材訓練	高度デジタル訓練（ITスキル標準（ITSS）レベル3、4以上）	【経費助成】 75%（60%） 【賃金助成】 1時間あたり1000円（500円）	②成長分野等人材訓練	海外も含む大学院での訓練	【経費助成】 75% 【賃金助成】 国内大学院のみ 1時間あたり1000円	③情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練（IT分野関連の訓練）	【経費助成】 60%（45%） 【賃金助成】 1時間あたり800円（400円）
コース	内 容	助 成 額																														
人材育成支援コース	・人材育成訓練 職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合に助成 ・認定実習併用職業訓練 中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成 ・有期実習型訓練 有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成	【賃金助成】 1人1時間あたり800円（400円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+200円（+100円） 【OJT実施助成】 ・認定実習併用職業訓練 1人1コースあたり20万円（11万円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+5万円（+3万円） ・有期実習型訓練 1人1コースあたり10万円（9万円） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合+3万円（+3万円）																														
教育訓練休暇付与コース	有給の教育訓練休暇制度もしくは長期にわたる教育訓練休暇制度を導入し、実施した場合に助成 ①教育訓練休暇制度 ②長期訓練休暇制度 ③教育訓練短時間勤務制度	①【制度導入・実施助成】30万円 ②【制度導入・実施助成】20万円 【賃金助成】 1人1時間あたり1000円（800円） ③【制度導入・実施助成】20万円																														
建設労働者認定訓練コース	① 職業能力開発促進法による認定訓練（建設関連の訓練に限る）を実施した中小建設事業主等 ② 雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（人材育成支援コースの支給を受けた場合に限る）	① 【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の補助対象経費の1/6 ② 【賃金助成】 一人あたり日額3800円																														
建設労働者技能実習コース	雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主又は建設事業主団体に対して助成	【経費助成】 （建設事業主） 20人以下の中小企業事業主 対象経費の3/4 21人以上の中小企業事業主 35歳未満対象経費の7/10 35歳以上対象経費の9/20 中小企業事業主以外（女性建設労働者に受講させた場合） 対象経費の3/5 （建設事業主団体） 中小建設事業主団体 対象経費の4/5 中小建設事業主団体以外 対象経費の2/3 【賃金助成】 （最長20日間） 20人以下の中小建設事業主 1人あたり日額8550円 21人以上の中小建設事業主 1人あたり日額7600円																														
障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成	【施設設置費】 対象費用の3/4 【運営費】 対象費用の3/4																														
人への投資促進コース	高度デジタル人材等の育成のための訓練、定額制サービス（サブスクリプション）による訓練などを実施した場合や、長期教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成	各コースについては、以下①～⑦を御参照ください。																														
①高度デジタル人材訓練	高度デジタル訓練（ITスキル標準（ITSS）レベル3、4以上）	【経費助成】 75%（60%） 【賃金助成】 1時間あたり1000円（500円）																														
②成長分野等人材訓練	海外も含む大学院での訓練	【経費助成】 75% 【賃金助成】 国内大学院のみ 1時間あたり1000円																														
③情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練（IT分野関連の訓練）	【経費助成】 60%（45%） 【賃金助成】 1時間あたり800円（400円）																														

		【OJT 実施助成】 1人1コースあたり20万円(11万円)
④長期教育訓練休暇等制度	長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取得)	【制度導入助成】20万円 【賃金助成】 1人1時間あたり1000円(800円)
⑤教育訓練短時間制度	教育訓練短時間制度 (所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度)	【定額助成】20万円
⑥自発的職業能力開発訓練	労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	【経費助成】45%
⑦定額制訓練	「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)	【経費助成】60%(45%)
事業展開等リスキリング 支援コース	新製品の製造や新サービスの提供等により 新たな分野に展開する、または、デジタル・ グリーンといった成長分野の技術を取り入 れ業務の効率化等を図るため、 ①既存事業にとらわれず、新規事業の立ち 上げ等の事業展開に伴う人材育成 ②業務の効率化や脱炭素化などに取り組む ため、デジタル・グリーン化に対応した 人材の育成に取り組む事業主を対象に、 訓練経費や訓練期間中の賃金を助成	【経費助成】75%(60%) 【賃金助成】 1時間あたり1000円(500円) 【受講者1人1訓練あたりの経費助成限度額】 10時間以上100時間未満 30万円(20万円) 100時間以上200時間未満 40万円(25万円) 200時間以上 50万円(30万円)

※ 「助成額」の()内は、大企業の助成額となります。

なお、助成金の種類によって「生産性要件」を満たしている場合には、上記助成金額に加算できる場合があります。

※ 認定基準や制度の詳細については、厚生労働省のホームページ(次のURL)をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター
TEL: 029-297-7235

従業員のキャリアアップについて支援を受けたい

事業名	キャリアアップ助成金（非正規雇用の労働者に対して、正社員への転換、処遇改善などを実施した場合の助成）																						
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 人材育成支援 、 労働環境整備支援 、その他																						
対象分類	融資、 補助金等 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																						
事業要旨	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの「非正規雇用の労働者」の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成します。																						
事業概要	【助成メニュー】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コース</th><th style="text-align: center;">内 容</th><th style="text-align: center;">助 成 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正社員化コース</td><td>有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成</td><td> ① 有期→正規：1人あたり80万円（60万円）※（重点支援対象者以外の場合は40万円（30万円）） ② 無期→正規：1人あたり40万円（30万円）※（重点支援対象者以外の場合は20万円（15万円）） ※重点支援対象者へ6か月ごとに2回支給した場合の合計額 </td></tr> <tr> <td>障害者正社員化コース</td><td>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成</td><td> ① 有期→正規：1人あたり総額90万円（67.5万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は120万円（90万円）） ② 有期→無期：1人あたり総額45万円（33万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は60万円（45万円）） ③ 無期→正規：1人あたり総額45万円（33万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は60万円（45万円）） </td></tr> <tr> <td>賃金規定等改定コース</td><td>すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成</td><td> ① 3%以上4%未満：1人あたり4万円（2.6万円） ② 4%以上5%未満：1人あたり5万円（3.3万円） ③ 5%以上6%未満：1人あたり6.5万円（4.3万円） ④ 6%以上：1人あたり7万円（4.6万円） </td></tr> <tr> <td>賃金規定等共通化コース</td><td>有期雇用労働者等と正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成</td><td>1事業所あたり60万円（45万円）</td></tr> <tr> <td>賞与・退職金制度導入コース</td><td>有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成</td><td>1事業所あたり40万円（30万円）</td></tr> <tr> <td>社会保険適用時処遇改善コース</td><td> 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施した場合に助成 ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上 ※労働時間の延長は、週当たり4時間以上等 </td><td> ① 手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1） ② 労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円 </td></tr> </tbody> </table>		コース	内 容	助 成 額	正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成	① 有期→正規：1人あたり80万円（60万円）※（重点支援対象者以外の場合は40万円（30万円）） ② 無期→正規：1人あたり40万円（30万円）※（重点支援対象者以外の場合は20万円（15万円）） ※重点支援対象者へ6か月ごとに2回支給した場合の合計額	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成	① 有期→正規：1人あたり総額90万円（67.5万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は120万円（90万円）） ② 有期→無期：1人あたり総額45万円（33万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は60万円（45万円）） ③ 無期→正規：1人あたり総額45万円（33万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は60万円（45万円））	賃金規定等改定コース	すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成	① 3%以上4%未満：1人あたり4万円（2.6万円） ② 4%以上5%未満：1人あたり5万円（3.3万円） ③ 5%以上6%未満：1人あたり6.5万円（4.3万円） ④ 6%以上：1人あたり7万円（4.6万円）	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成	1事業所あたり60万円（45万円）	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成	1事業所あたり40万円（30万円）	社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施した場合に助成 ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上 ※労働時間の延長は、週当たり4時間以上等	① 手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1） ② 労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円
コース	内 容	助 成 額																					
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成	① 有期→正規：1人あたり80万円（60万円）※（重点支援対象者以外の場合は40万円（30万円）） ② 無期→正規：1人あたり40万円（30万円）※（重点支援対象者以外の場合は20万円（15万円）） ※重点支援対象者へ6か月ごとに2回支給した場合の合計額																					
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成	① 有期→正規：1人あたり総額90万円（67.5万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は120万円（90万円）） ② 有期→無期：1人あたり総額45万円（33万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は60万円（45万円）） ③ 無期→正規：1人あたり総額45万円（33万円）（重度障害者等及び精神障害者の場合は60万円（45万円））																					
賃金規定等改定コース	すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成	① 3%以上4%未満：1人あたり4万円（2.6万円） ② 4%以上5%未満：1人あたり5万円（3.3万円） ③ 5%以上6%未満：1人あたり6.5万円（4.3万円） ④ 6%以上：1人あたり7万円（4.6万円）																					
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成	1事業所あたり60万円（45万円）																					
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成	1事業所あたり40万円（30万円）																					
社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施した場合に助成 ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上 ※労働時間の延長は、週当たり4時間以上等	① 手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1） ② 労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円																					
※「助成額」の（ ）内は大企業の助成額となります。 ◆ この助成制度の詳細については、厚生労働省のホームページ（以下のURL）をご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235																							

女性社員の活躍を進めたい

事業名	働き方改革・女性活躍推進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 人材育成支援 、 労働環境整備支援 、その他
対象分類	融資、補助金等、 認定等 、施設利用、機会提供、相談・助言、 その他
事業要旨	誰もが個性と能力を発揮し、働きがいを実感できる労働環境の実現に向けて、働き方改革を通じた業務の効率化や、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、職場における女性活躍の推進に取り組みます。
事業概要	【内 容】 ○「女性リーダー登用先進企業表彰」の実施 ・女性管理職等の登用に積極的に取り組む企業を表彰します。 ○女性管理職育成に向けた階層別研修の実施 ・管理職候補となる女性のキャリア形成意欲の向上と能力開発のための研修を実施するとともに、女性部下を持つ管理職向けの研修を実施します。 ○男性の育児休業取得促進に向けたセミナー等の実施 ・仕事と子育てを両立できる環境づくりを進め、男性育休の取得を推進するため、管理職等及び育児休業の取得に興味のある男性に対して、セミナー等を実施します。 ○女性活躍・働き方改革に関するポータルサイトの運営 ・県内企業の働き方改革・女性活躍の見える化情報（女性の管理職割合、男性の育休取得割合等）の公表・更新を行うとともに、県内企業における優れた取組や活躍する女性等の情報や、各種支援施策等を発信する、「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」を運営します。 ○いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員登録 ・女性活躍及び働き方改革の推進に意欲のある企業・事業所を「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員として登録します。 ※いばらき女性活躍・働き方応援協議会の参加申込書はこちらから入手できます。 https://yell.pref.ibaraki.jp/council/recruitment_application.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html

職場における労働条件や解雇などについて相談したい

事業名	いばらき労働相談センター事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県内の企業の経営者や労務担当の方からの各種相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、アドバイスや情報提供を行っています。
事業概要	【対象者】 県内の企業の経営者・労務担当の方、労働者の方 【支援の内容】 各種労働相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、専門の相談員が電話及び面談にてアドバイスや情報提供を行っています。相談は無料、秘密は厳守します。 【利用方法等】 ○いばらき労働相談センターへ直接ご連絡ください。 TEL：029-233-1560 ○なお、電話によるご相談のほか、メールによるご相談もお受けしておりますので、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。 メールでのご相談の場合には、いばらき労働相談センター相談員から折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。 メールアドレス：rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp 【問い合わせ先】 いばらき労働相談センター TEL：029-233-1560 相談時間：平日 9:00～19:00（相談受付は18:30まで） 第2・4土曜日 9:00～15:00（相談受付は14:30まで） ※祝日・年末年始は休業 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/rodosodan/sodan.html 各地区で面談を希望する場合は、いばらき労働相談センターの相談員が出張面談を行いますので、事前にいばらき労働相談センターへご連絡ください。 面談場所：各地区就職支援センター内 相談時間：平日 9:00～16:00（相談受付は15:30まで） ※土・日・祝日・年末年始は休業

従業員のメンタルヘルスについて支援を受けたい

事業名	(公財)茨城カウンセリングセンター
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	勤労者等のこころの悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉向上と豊かでゆとりある職場づくりを支援します。
事業概要	【対象者】 勤労者、企業の人事労務担当者等 【支援の内容】 1 カウンセリング - 常設のカウンセリングルームにおいて、こころの問題でお悩みの方のために専門のカウンセラー（相談員）がご相談に応じています。 ※カウンセリングは予約制ですので、まずはお電話でお申し込みください。 029-225-8580 - 相談日時：月～土 午前10時～午後6時（日曜、祝日は休みです） ※土曜日は午後5時まで - 場 所：茨城県産業会館 14 階（水戸市桜川 2-2-35） - 料 金：1 回につき4,000 円＋消費税（面接時間は約 50 分です） 2 働きやすい職場づくり ① 職場への講師派遣・コンサルティング - 安心して働けるための職場の人間関係や管理職のあり方、働く人のうつや心身症の理解と対応、職場復帰支援、ハラスメント防止の取り組みなどの研修に講師を派遣します。 - また、職場での研修企画やメンタルヘルスの具体的対応等についてのコンサルティングにも応じます。 ② メンタルヘルス法人契約 - 県内の事業所等と契約し、相談料を事業者負担とする形で従業員のメンタルヘルス相談を実施しています。従業員の方がカウンセリングを受けやすくなる制度です。 【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。 【問い合わせ先】 (公財)茨城カウンセリングセンター 所在地：水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 TEL：029-225-8580 FAX：029-225-1872 E-mail：iccnnet@sunshine.ne.jp http://www.sunshine.ne.jp/~iccnnet/

外国人雇用に関する相談をしたい

事業名	外国人材活躍促進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 機会提供 、 相談・助言 、その他
事業要旨	外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、在留資格制度に関するセミナーや、県内就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチング等を行うことにより、外国人材の県内定着を図ることで、継続的かつ安定的に人材・労働力を確保します。
事業概要	【対象者】 外国人材を雇用したい県内事業所、外国人材の定着に課題を抱える県内事業所 【支援の内容】 1 「茨城県外国人材支援センター」の概要 - 所在地 水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 1 階 - 受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土日祝祭日及び年末年始を除く） - 相談料：無料 電話番号 029-239-3304 E-mail info@ifc.ibaraki.jp  2 支援内容 - 県内就職を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング - アドバイザーによる相談対応 - 行政書士や社会保険労務士による定期無料相談会の実施 - 企業向け各種支援セミナーの実施 - 外国人材向け日本語学習 e-ラーニングシステムの提供 等 <外国人材からの生活全般に関する相談はこちら> （公財）茨城県国際交流協会「外国人相談センター」 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 00 分（土日祝祭日及び年末年始を除く） 電話番号：029-244-3811 【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県外国人材支援センター 所在地：水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 1 階 受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土日祝祭日及び年末年始を除く） TEL：029-239-3304 FAX：029-239-3305 URL：https://ifc.ibaraki.jp/

労働環境の改善事業に対して支援を受けたい

事業名	中小企業労働力確保法関連助成金制度
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	都道府県知事から「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画（※）の認定を受けた事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等は、国が実施する助成金を受けることができます。 （※）事業協同組合等が、労働時間等の設定の改善、男女雇用機会均等及び職業生活と家庭生活との両立、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実等の雇用管理の改善に取り組むことを内容とした計画で、主たる事業所を置く都道府県の知事に提出するものです。
事業概要	【対象者】 中小企業を構成員とする事業協同組合等 【支援の内容】 改善計画の認定を受けた事業協同組合等の方は、以下の支援措置を受けることができます。 ※改善計画の認定は必ずしも支援措置を保証するものではありませんのでご注意ください。 ○人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース） 中小企業を構成員とする事業協同組合等が、構成中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための一定の事業を行った場合、それに要した経費の一部を助成 《助成額》 事業の実施に要した経費の2／3の額（上限あり） 【利用方法等】 助成金の利用を希望される場合は、改善計画作成前に、事業内容等が助成の対象となるかどうかを茨城労働局職業対策課へ必ず確認してください。 【問い合わせ先】 ○改善計画について 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 ○助成金について 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235

雇用調整の際に助成を受けたい

事業名	雇用調整助成金
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、国が休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成します。
事業概要	【対象者】 ・支給対象事業主：雇用保険適用事業所 ・支給対象労働者：雇用保険被保険者 【支援の内容】 ○主な支給要件 ・最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、中小企業の場合10%を超えてかつ4人以上増加していないこと ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること ○助成内容 ・助成率：休業手当又は賃金相当額の2/3（1/2） ・教育訓練を行った場合の加算額：1,200円/1人1日 ・支給限度日数：1年間で100日 ※受給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします。 ※（ ）内は大企業の助成率となります。 【申請方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235 茨城労働局HP https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

就職・再就職の支援が必要な方等を雇い入りたい

事業名	トライアル雇用助成金
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度で、雇い入れた事業者に対して、助成金が支給されます。
事業概要	【対象者】 次のいずれかの要件を満たしたうえで、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ①紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している ②紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※¹ ③妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※²に就いていない期間が1年を超えている ④60歳未満の安定した職業に就いていない者で、ハローワーク等で担当者制等による個別支援を受けている ⑤紹介日において就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※³ ※¹ パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと ※² 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること ※³ 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者 ※その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。 【支援の内容】 支給額：対象者1人につき、月額最大40,000円（最長3か月間） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合 【利用方法等】 詳細については、最寄りのハローワーク等にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235 茨城労働局HP https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html

働き方改革の取組をアピールし、優秀な人材を確保したい

事業名	働き方改革優良（推進）企業認定制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	業務効率化などの生産性の向上と労働環境の改善に取り組み、優れた成果のある企業を優良企業として、取組を進めている企業を推進企業として県が認定し、特に優れた取組について公表することにより、働き方改革の取組を促進するとともに、働き方改革を積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備する。
事業概要	【対象要件】 ・茨城県内に本社、本店、又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること ・「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること 等 【認定基準、メリット等】 <u>推進企業</u> 働き方改革に向けての取組を「多様な働き方」、「業務効率化」、「多様な人材の活用」の3項目に分類し、3項目すべての取組を行っていることを条件として、取組の数に応じ点数化。さらに、各制度の運用強化の取組等を加点し、50点満点中30点以上（従業員100人未満は26点以上）の企業を認定。 [メリット] ・県の「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で推進企業として公表します。 ・県物品調達入札参加資格審査及び県建設工事入札参加資格審査で加点されます。 ・県雇用促進等支援融資制度の融資対象となります。 <u>優良企業</u> 上記、推進企業の条件をクリアし、 ・所定外労働数（総労働時間数） ・平均週労働時間 60 時間以上の割合 ・年次有給休暇取得率（日数） ・離職率 ・出産した女性の就業継続割合 ・男性の育児休業取得率 に平均値以上の数値基準を設け、点数化。 上記、推進企業の点数との合計が、35 点以上（従業員 100 人未満は 30 点以上）であり、1 項目以上の加点がある企業を認定。 [メリット] ・県の「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で優良企業として公表します。 ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」内の優良企業の特集ページで紹介します。 ・県物品調達入札参加資格審査及び県建設工事入札参加資格審査で加点されます。 ・県雇用促進等支援融資制度の融資対象となります。 ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇措置を受けられます。 ・特に優れた取組を、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。 【申請方法等】 下記申請書類を作成の上、県労働政策課あてご提出ください。 ①茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号） ②誓約書（様式第2号） ※様式はこちらから入手できます。 https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/application_documents.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 FAX：029-301-3649

障害者雇用の取組をアピールし、優秀な人材を確保したい

事業名	障害者雇用優良企業認定制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	障害者雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、県のホームページ等で公表することにより、障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害者雇用に積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備する。
事業概要	【認定基準】 ・県内に本社があること、又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。 ・障害者雇用率が法に基づく算定方法により 2.8%を達成していること又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。（なお、常用雇用労働者が 40.0 人未満の企業等については 1 名以上障害者を雇用していること） ・特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。等 【メリット等】 ・認定証（3年間有効）を交付します。 ・認証マークを会社の PR（HP・名刺等）に活用できます。 ・企業の取組を県 HP やパンフレットで紹介します。 ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目で加点されます。 ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象になります。 ・県主催就職面接会に優先参加できます。 ・ハローワーク求人票に認定企業である旨を記載できます。 【申請方法等】 茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第 1 号）に、必要な書類を添えて、ご提出ください。 ※手続きおよび様式の詳細は県 HP に掲載しておりますので、ご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/syougaisyamark/kbosyu.html  【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029 - 301-3645 FAX:029-301-3649

男性の育児休業取得推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。
事業概要	【支給対象事業主】 中小企業事業主 (ア) 第1種（男性労働者の出生時育児休業取得） 【主な要件】 ●育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。 ●育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。 ●男性労働者が子の出生後 8 週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること。（※所定労働日が一定日数以上含まれていることが必要） 【支給額】 1 人目（連続5日以上育児休業、雇用環境整備措置を2つ以上実施）：20 万円 ※ 雇用環境整備措置を4つ実施した場合：30 万円 2 人目（連続 10 日以上育児休業、雇用環境整備措置を3つ以上実施）：10 万円 3 人目（連続 14 日以上育児休業、雇用環境整備措置を4つ以上実施）：10 万円 ※産後パパ育休の申出期限を2週間前より長く設定している事業主は、実施措置数が1つ増加（一部除く） <育児休業等に関する情報公表加算> 【主な要件】 ●第1種の助成金申請前の直近年度に係る以下(1)～(3)の情報について、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」において公表した場合に、支給額を加算します。 (1)男性の育児休業等取得率 (2)女性の育児休業取得率 (3)男女別の平均育児休業取得日数 【支給額】 第1種の支給額に2万円を加算（1 事業主あたり 1 回限り） (イ) 第2種（男性労働者の育児休業取得率上昇） 【主な要件】 ●育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。 ●育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。 ●申請年度の前事業年度の男性労働者の育児休業取得率が前々事業年度と比較して 30% 以上上昇し 50%以上となっていること。 または、申請前事業年度と前々事業年度で育休対象の男性が5人未満かつ申請前事業年度と前々事業年度の男性労働者の育児休業取得率 70%以上であること。

【支給額】

60 万円

※プラチナくるみん認定事業主の支給額を 15 万円加算

詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL： 029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	労働者が育児休業を取得しやすいよう支援し、育児休業を取得させた中小事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 育休復帰支援プランの策定、導入により育児休業の円滑な取得、復帰に取り組んだ中小企業事業主に助成します。 【支給額】 1 育休取得時・職場復帰時 (ア)育休取得時：30万円（1企業2人まで 育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ1人） (イ)職場復帰時：30万円（1企業2人まで 育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ1人） 2 育児休業等に関する情報公表加算 「育休取得時」「職場復帰時」のいずれかの支援額に2万円を加算（1企業あたり1回限り）。要件は「出生時両立支援コース」と同様です。 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小事業主に助成します。 【支給額】 1 手当支給等（育児休業） 最大 140 万円（業務体制整備経費、手当支給総額の 3/4） 2 手当支給等（短時間勤務） 最大 128 万円（業務体制整備経費、手当支給総額の 3/4） 3 新規雇用（育児休業） 代替期間に応じた額を支給 最短：7 日以上 14 日未満： 9 万円 最長：6 か月以上： 67.5 万円 ＜加算等＞ ○ 育児休業等に関する情報公表加算 支援額に 2 万円を加算（1 企業あたり 1 回限り） 要件は「出生時両立支援コース」と同様です。 ○ 有期雇用労働者加算：10 万円加算（業務代替期間が 1 か月以上の場合に限る。） ○ 1・3 について、プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり ＜注意事項＞ ○ 支給人数・年数の上限は、1～3 を全てあわせて、1 年度 10 人まで、初回の対象者が出てから 5 年間支給 ○ 1・3 は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース（第 1 種）、育児休業等支援コース（育休取得時）のいずれかと併用可能 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を導入した中小企業等に助成します。
事業概要	【主な要件】 ①育児を行う労働者の柔軟な働き方を選択できる制度を2つ以上導入すること ②「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」※により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を社内周知すること ※「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」：育児を行う労働者が、柔軟な働き方に関する制度の利用や利用終了後のキャリア形成を円滑に行うことができるようにするため、事業主が労働者ごとに作成する計画 ③助成金の対象労働者（制度利用者）と面談を実施し、「面談シート」に記録すること ④面談結果を踏まえ、制度利用者の「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成すること ⑤開始から6か月間で柔軟な働き方を可能とする制度を指定の基準以上利用すること 【柔軟な働き方を選択できる制度】 A 始業終業時刻の変更等 ①フレックスタイム制…日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定 ②時差出勤制度…始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げまたは繰り下げ ＜利用実績の基準＞合計20日以上利用 B 育児のためのテレワーク等 自宅等での勤務を勤務日の半数以上、時間単位で所定労働時間を変更せず利用可能 ＜利用実績の基準＞合計20日以上利用 C 短時間勤務制度 所定労働時間を1日1時間以上短縮、1日6時間とする以外の短縮時間も利用可 ＜利用実績の基準＞合計20日以上利用 D 保育サービスの手配・費用補助制度 労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助 ＜利用実績の基準＞負担額の5割以上かつ3万円以上または10万円以上の補助 E 子の養育のための有給休暇 ①子の養育を容易にするための休暇制度… 有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度 ②法を上回る子の看護休暇制度… 法定の子の看護休暇制度を上回るものとして、有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度

＜利用実績の基準＞合計 20 時間以上取得

【助成額】

柔軟な働き方選択制度等を2つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合：20 万円

柔軟な働き方選択制度等を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用した場合：25 万円

※1 年度あたり1 事業主5人まで対象

※育児休業等に関する情報公表加算（1 回限り、2万円）の適用あり

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-246-6371

仕事と介護の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 介護支援プランを作成し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成します。 【支給額】 ①介護休業 40 万円 ②介護両立支援制度 制度を 1 つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合 20 万円 制度を 2 つ以上導入し、対象労働者が制度を 1 つ以上利用した場合 25 万円 ③業務代替支援 新規雇用 20 万円 手当支給等（介護休業）5 万円 手当支給等（短時間勤務） 3 万円 ※①～③それぞれ 1 事業主 5 人まで 制度利用期間に応じて増額あり ④環境整備加算 10 万円 ※1 事業主あたり 1 回に限り加算 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL： 029-246-6371

不妊治療の休暇取得促進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	不妊治療や女性の健康課題に対応するための職場環境の整備に取り組み、それぞれに対応する両立支援制度を労働者に利用させた事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 不妊治療や月経や更年期といった女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、利用可能な制度の規定や周知を行い、労働者に利用させた中小企業事業主に支給する。 ※それぞれの両立支援制度 (1)休暇制度（多目的・特定目的とも可）、(2)所定外労働制限制度、 (3)時差出勤制度、(4)短時間勤務制度、(5)フレックスタイム制、(6)在宅勤務等 【支給額】 A 不妊治療のための良質支援制度を5日（回）利用 30万円 B 月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用 30万円 C 更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用 30万円 ※それぞれ1事業主あたり1回限り 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371

最低賃金の上げのための環境整備に取り組みたい

事業名	いばらき賃上げ支援金								
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他								
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他								
事業要旨	中小企業等が実施する大幅な賃上げに対し、支援金を交付し、物価上昇を上回る賃上げを促進します。								
事業概要	【対象者】 最低賃金近傍で雇用する労働者の賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者 【支給要件等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;">支給 対象者</td><td>1 時間当たりの賃金を 1,010 円（最低賃金プラス5円）以下の額から 35 円以上引き上げた中小企業・小規模事業者等 （労働者全員の 1 時間当たりの賃金が 1,040 円以上となること）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額 ・ 上限</td><td>○支給額 正規雇用労働者 1 人あたり 5 万円 非正規雇用労働者 1 人あたり 3 万円 ○支給上限額：1 事業所あたり最大 50 万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象 賃上げ 期間</td><td>令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 30 日までに実施される賃上げ ※期間中に県の最低賃金が改正された場合、改正日以降は新たな最低賃金 プラス 5 円の額が対象となる</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">募集 期間 (予定)</td><td>令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 1 月 30 日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります</td></tr> </table> 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html	支給 対象者	1 時間当たりの賃金を 1,010 円（最低賃金プラス5円）以下の額から 35 円以上引き上げた中小企業・小規模事業者等 （労働者全員の 1 時間当たりの賃金が 1,040 円以上となること）	支給額 ・ 上限	○支給額 正規雇用労働者 1 人あたり 5 万円 非正規雇用労働者 1 人あたり 3 万円 ○支給上限額：1 事業所あたり最大 50 万円	対象 賃上げ 期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 30 日までに実施される賃上げ ※期間中に県の最低賃金が改正された場合、改正日以降は新たな最低賃金 プラス 5 円の額が対象となる	募集 期間 (予定)	令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 1 月 30 日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります
支給 対象者	1 時間当たりの賃金を 1,010 円（最低賃金プラス5円）以下の額から 35 円以上引き上げた中小企業・小規模事業者等 （労働者全員の 1 時間当たりの賃金が 1,040 円以上となること）								
支給額 ・ 上限	○支給額 正規雇用労働者 1 人あたり 5 万円 非正規雇用労働者 1 人あたり 3 万円 ○支給上限額：1 事業所あたり最大 50 万円								
対象 賃上げ 期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 30 日までに実施される賃上げ ※期間中に県の最低賃金が改正された場合、改正日以降は新たな最低賃金 プラス 5 円の額が対象となる								
募集 期間 (予定)	令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 1 月 30 日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります								

最低賃金の引上げのための環境整備に取り組みたい

事業名	業務改善助成金																																																																											
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他																																																																											
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																																																																											
事業要旨	事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。																																																																											
事業概要	【対象者】 事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者 申請期限 第1期：令和7年4月14日～令和7年6月13日 第2期：令和7年6月14日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日前日 賃金引上げ期間 第1期：令和7年5月1日～令和7年6月30日 第2期：令和7年7月1日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日前日 【支給要件】 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金を一定以上引上げることなど。 【支援の内容】 企業の生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングの実施などにかかった経費の一部を助成します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コース区分</th><th rowspan="2">引き上げる労働者数</th><th colspan="2">助成上限額</th><th rowspan="2">助成率</th></tr> <tr> <th>右記以外の事業者</th><th>事業場規模30人未満の事業者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">30円コース</td><td>1人</td><td>30万円</td><td>60万円</td><td rowspan="20">1000円未満 4/5 1000円以上3/4</td></tr> <tr> <td>2～3人</td><td>50万円</td><td>90万円</td></tr> <tr> <td>4～6人</td><td>70万円</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td>7人以上</td><td>100万円</td><td>120万円</td></tr> <tr> <td>10人以上(※)</td><td>120万円</td><td>130万円</td></tr> <tr> <td rowspan="5">45円コース</td><td>1人</td><td>45万円</td><td>80万円</td></tr> <tr> <td>2～3人</td><td>70万円</td><td>110万円</td></tr> <tr> <td>4～6人</td><td>100万円</td><td>140万円</td></tr> <tr> <td>7人以上</td><td>150万円</td><td>160万円</td></tr> <tr> <td>10人以上(※)</td><td>180万円</td><td>180万円</td></tr> <tr> <td rowspan="5">60円コース</td><td>1人</td><td>60万円</td><td>110万円</td></tr> <tr> <td>2～3人</td><td>90万円</td><td>160万円</td></tr> <tr> <td>4～6人</td><td>150万円</td><td>190万円</td></tr> <tr> <td>7人以上</td><td>230万円</td><td>230万円</td></tr> <tr> <td>10人以上(※)</td><td>300万円</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td rowspan="5">90円コース</td><td>1人</td><td>90万円</td><td>170万円</td></tr> <tr> <td>2～3人</td><td>150万円</td><td>240万円</td></tr> <tr> <td>4～6人</td><td>270万円</td><td>290万円</td></tr> <tr> <td>7人以上</td><td>450万円</td><td>450万円</td></tr> <tr> <td>10人以上(※)</td><td>600万円</td><td>600万円</td></tr> </tbody> </table> (※) 10人以上の上限区分は「特例事業者」が10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。 特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②のいずれかに該当する事業場 ①事業場内最低賃金1,000円未満の事業場 ②原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者 【問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：0120-366-440 TEL：029-246-6371 （受付時間：平日8:30～17:15）				コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額		助成率	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	30円コース	1人	30万円	60万円	1000円未満 4/5 1000円以上3/4	2～3人	50万円	90万円	4～6人	70万円	100万円	7人以上	100万円	120万円	10人以上(※)	120万円	130万円	45円コース	1人	45万円	80万円	2～3人	70万円	110万円	4～6人	100万円	140万円	7人以上	150万円	160万円	10人以上(※)	180万円	180万円	60円コース	1人	60万円	110万円	2～3人	90万円	160万円	4～6人	150万円	190万円	7人以上	230万円	230万円	10人以上(※)	300万円	300万円	90円コース	1人	90万円	170万円	2～3人	150万円	240万円	4～6人	270万円	290万円	7人以上	450万円	450万円	10人以上(※)	600万円	600万円
コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額		助成率																																																																								
		右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者																																																																									
30円コース	1人	30万円	60万円	1000円未満 4/5 1000円以上3/4																																																																								
	2～3人	50万円	90万円																																																																									
	4～6人	70万円	100万円																																																																									
	7人以上	100万円	120万円																																																																									
	10人以上(※)	120万円	130万円																																																																									
45円コース	1人	45万円	80万円																																																																									
	2～3人	70万円	110万円																																																																									
	4～6人	100万円	140万円																																																																									
	7人以上	150万円	160万円																																																																									
	10人以上(※)	180万円	180万円																																																																									
60円コース	1人	60万円	110万円																																																																									
	2～3人	90万円	160万円																																																																									
	4～6人	150万円	190万円																																																																									
	7人以上	230万円	230万円																																																																									
	10人以上(※)	300万円	300万円																																																																									
90円コース	1人	90万円	170万円																																																																									
	2～3人	150万円	240万円																																																																									
	4～6人	270万円	290万円																																																																									
	7人以上	450万円	450万円																																																																									
	10人以上(※)	600万円	600万円																																																																									

最低賃金の上げのための環境整備に取り組みたい

事業名	いばらき業務改善奨励金											
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他											
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他											
事業要旨	賃金引上げ後の事業場内最低賃金が 1,040 円以上の中小企業・小規模事業者に対して、業務改善助成金（国）の自己負担額の 1 / 2 を助成します。											
事業概要	【対象者】 事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者											
	【支給要件等】											
	助成対象者	① 以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：令和6年1月から9月までに、事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げ、引上げ後の額が 990 円以上になること （従業員 50 人未満の事業場については、令和5年4月以降の賃上げから対象） イ：令和6年 10 月 1 日以降に、事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げ、引上げ後の額が 1,040 円以上になること ② 令和6年1月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること										
	助成率・上限	○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の 1/2 <table><tr><td>国助成率</td><td>3 / 4 の場合</td><td>4 / 5 の場合</td><td>9 / 10 の場合</td></tr><tr><td>県助成率</td><td>1 / 8</td><td>1 / 10</td><td>1 / 20</td></tr></table> ○助成上限額：最大 100 万円			国助成率	3 / 4 の場合	4 / 5 の場合	9 / 10 の場合	県助成率	1 / 8	1 / 10	1 / 20
	国助成率	3 / 4 の場合	4 / 5 の場合	9 / 10 の場合								
県助成率	1 / 8	1 / 10	1 / 20									
助成対象経費	生産性向上のための設備投資等 例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮											
募集期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります											

【問い合わせ先】
茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL：029-301-3635
<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>

長時間労働是正のための助成を受けたい

事業名	働き方改革推進支援助成金																						
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他																						
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																						
事業要旨	生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。																						
事業概要	<u>勤務間インターバル導入コース</u> 勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。 【対象者】 勤務間インターバルを導入していない事業場を有する中小企業事業主など (注) 中小企業事業主とは、以下の A または B を満たす中小企業となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">業種</th><th>A.資本又は 出資額</th><th>B.常時使用する 労働者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td><td>小売業、飲食店など</td><td>5,000 万円以下</td><td>50 人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>物品賃貸業、宿泊業、医療※、福祉、複合サービス業など</td><td>5,000 万円以下</td><td>100 人以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>卸売業</td><td>1 億円以下</td><td>100 人以下</td></tr> <tr> <td>その他の業種</td><td>農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など</td><td>3 億円以下</td><td>300 人以下</td></tr> </tbody> </table> ※医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院は、常働者数が300人以下の場合に中小企業に該当します。 【支給対象となる費用】 勤務間インターバルの導入に向けた、以下の取組に必要な費用 ・ 外部専門家によるコンサルティング ・ 就業規則等の作成や変更 ・ 労務管理用機器の導入や更新 ・ 人材確保に向けた取組 ・ 労働能率の増進に資する設備・機器の導入や更新 など 【助成額】 ① 導入する勤務間インターバル時間数に応じて、最大 120 万円 ② ①に加え、賃金を3%以上、5%以上または7%以上引き上げた場合に、その労働者数に応じて助成金の上限額を6万～最大720万円加算 ③ 助成上限額は、①及び②の合計とし、最大 840 万円 <u>労働時間短縮・年休促進支援コース</u> 生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。 【対象者】 以下の①から③の成果目標を1つ以上選択し、達成した中小企業事業主 ① 月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、交付要綱で規定する特別休暇のいずれか 1 つ以上を新たに導入すること			業種		A.資本又は 出資額	B.常時使用する 労働者	小売業	小売業、飲食店など	5,000 万円以下	50 人以下	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療※、福祉、複合サービス業など	5,000 万円以下	100 人以下	卸売業	卸売業	1 億円以下	100 人以下	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など	3 億円以下	300 人以下
業種		A.資本又は 出資額	B.常時使用する 労働者																				
小売業	小売業、飲食店など	5,000 万円以下	50 人以下																				
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療※、福祉、複合サービス業など	5,000 万円以下	100 人以下																				
卸売業	卸売業	1 億円以下	100 人以下																				
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など	3 億円以下	300 人以下																				

【支給対象となる費用】

上記成果目標達成に向けた、以下のような取組に必要な費用

- ・就業規則等の作成・変更
- ・労務管理担当者・労働者への研修
- ・外部専門家によるコンサルティング
- ・労務管理用機器等の導入・更新
- ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
- ・人材確保に向けた取組 など

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大920万円

支給要件	達成状況	上限額
成果目標①において、 36 協定における月の時間外・休日労働時間数の設定時間に応じて支給	現に 36 協定で時間外・休日労働時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場が、月 60 時間以下に設定	150万円 (時間外・休日労働で月 60 時間を超え月 80 時間以下の設定に留まった場合は、上限額 50 万円支給)
	現に 36 協定で時間外・休日労働時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場が、月 60 時間以下に設定	100万円
成果目標②を達成した場合に支給	成果目標を達成した場合	25 万円
成果目標③を達成した場合に支給	成果目標を達成した場合	25 万円

※記に加え、賃金を3%以上、5%以上または7%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて、助成金の上限額を6万円～最大720万円を加算

団体推進コース

労働者を雇用する事業主（構成事業主）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金の引上げに取り組む事業主団体に対して経費の一部を助成するものです。

【対象者】

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主

【支給対象となる費用】

団体推進に向けた、以下の取組に必要な費用

- ・市場調査の事業
- ・新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ・材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ・好事例の収集、普及啓発の事業
- ・セミナーの開催などの事業
- ・人材確保に向けた取り組みの事業 など

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大1000万円

以下のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 総事業費から収入額を控除した額
- ③ 上限額 ※原則 500 万円

業種別課題対応コース（建設業）

生産性を向上させ、労働時間の削減や週休 2 日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 139 条第 1 項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36 協定を締結していること。
4. 「成果目標：9 時間以上の勤務間インターバルを導入する」を選択する場合は、原則として、過去 2 年間に於いて月 45 時間を超える時間外労働の実態があること。

など(※2)

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

(※2) その他の要件についてはお問い合わせください。

【支給対象となる費用】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大 1,270 万円

以下のいずれか低い方の額

I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4)

(※4) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は4/5

業種別課題コース（運送業等）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 140 条第 1 項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。

2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 「成果目標：9時間以上の勤務間インターバルを導入する」を選択する場合は、原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。

など（※2）

（※1）中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

（※2）その他の要件についてはお問い合わせください。

【支給対象となる費用】

- ① 労務管理担当者に対する研修（※3）
- ② 労働者に対する研修（※3）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※4）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※4）

（※3）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※4）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大1,190万円

以下のいずれか低い方の額

I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率3/4（※5）

（※5）常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

業種別課題コース（病院等）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主（※1）であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 「成果目標：9時間以上の勤務間インターバルを導入する」を選択する場合は、原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。

など（※2）

（※1）中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資持分が5,000万円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

（※2）その他の要件についてはお問い合わせください。

【支給対象となる費用】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大 1,240 万円

以下のいずれか低い方の額

I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率 3/4 (※5)

(※5) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5

業種別課題コース（情報通信業、宿泊業）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 主たる事業が日本標準産業分類に規定される「G 情報通信業」（大分類）または「M 宿泊業、飲食サービス業」（大分類）のうち「75 宿泊業」（中分類）に該当する中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36 協定を締結していること。
4. 「成果目標：9時間以上の勤務間インターバルを導入する」を選択する場合は、原則として、過去 2 年間に於いて月 45 時間を超える時間外労働の実態があること。

など(※2)

(※1) 中小企業事業主の範囲

以下の A または B の要件を満たす企業が中小企業事業主になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

(※2) その他の要件についてはお問い合わせください。

【支給対象となる費用】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組

- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※4)
(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大 1,170 万円

以下のいずれか低い方の額

I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率3／4(※5)

(※5) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合
で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は4／5

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-246-6371

テレワークを導入するための支援を受けたい

事業名	人材確保等支援助成金（テレワークコース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。
事業概要	【対象者】 テレワーク勤務を新規導入及び試行的に導入している又は導入していた中小企業事業主 【支給対象となる費用】 1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 2. 外部専門家によるコンサルティング 3. テレワーク用通信機器の導入・運用 ※テレワーク用サービス利用料 ※令和5年4月1日からテレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります。 4. 労務管理担当者に対する研修 5. 労働者に対する研修 【主な受給要件】 （機器等導入助成） 1. テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 3. 1. の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 4. 評価期間（機器等導入助成）におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下（1）または（2）の基準を満たすこと。 （1）評価期間（機器等導入助成）において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 （2）評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 5. 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。 （目標達成助成） 1. 離職率に係る目標の達成 （1）テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 （2）評価時離職率が30%以下であること。 2. 評価機関（目標達成助成）において1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

【支給額】

機器等導入助成と目標達成助成において、下表のとおり支給されます。

助成	支給額
機器等導入助成	1 企業あたり、支給対象となる経費の 30% ※ただし、以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・ 1 企業あたり 100 万円 ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円
目標達成助成	1 企業あたり、支給対象となる経費の 20% 〈賃金要件を満たす場合 35%〉 ※ただし、以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・ 1 企業あたり 100 万円 ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【問い合わせ先】

テレワークに関する各種相談を受け付けております。

テレワーク相談センター（厚生労働省からの委託先）

<https://www.japan-telework.or.jp>

E-mail：sodan@japan-telework.or.jp

TEL：0120-861009（受付時間：平日 9:00～17:00）

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-246-6371

I T ツールを導入するための助成を受けたい

事業名	I T 導入補助金																												
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他																												
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																												
事業要旨	中小企業等が自社の課題やニーズに合った I T ツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップを支援します。																												
事業概要	【対象者】 中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象） 【補助対象事業】 ○通常枠（A・B 類型） I T 導入支援事業者が登録する I T ツールを導入する事業 ○セキュリティ対策推進枠 高まるサイバー攻撃事案の潜在リスクを踏まえ、サイバーインシデントが引き起こすさまざまなリスク低減を支援 ○デジタル化基盤導入類型 会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進 【補助対象経費】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th><th>補助対象経費</th><th>補助上限金額</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常枠</td><td>A 類型</td><td rowspan="2">ソフトウェア費・クラウド利用料（最大 1 年分補助）・導入関連費等</td><td>30～150 万円</td><td>2 分の 1</td></tr> <tr> <td>B 類型</td><td>150～450 万円</td><td>2 分の 1</td></tr> <tr> <td colspan="2">セキュリティ対策推進枠</td><td>サービス利用料（最大 2 年分補助）</td><td>5～100 万円</td><td>2 分の 1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">デジタル化基盤導入類型</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等</td><td>5～50 万円</td><td>4 分の 3</td></tr> <tr> <td>50～350 万円</td><td>3 分の 2</td></tr> </tbody> </table> ※ I T 導入支援事業者が提供し、かつ本事業において登録された I T ツールのみが補助対象 【申請方法、問い合わせ先】 サービス等生産性向上 I T 導入支援事業コールセンター https://www.it-hojo.jp/ TEL：0570-666-424（受付時間：平日 9:30～17:30） ※IP 電話等からお問い合わせの場合は、042-303-9749 までご連絡ください。				種別		補助対象経費	補助上限金額	補助率	通常枠	A 類型	ソフトウェア費・クラウド利用料（最大 1 年分補助）・導入関連費等	30～150 万円	2 分の 1	B 類型	150～450 万円	2 分の 1	セキュリティ対策推進枠		サービス利用料（最大 2 年分補助）	5～100 万円	2 分の 1	デジタル化基盤導入類型		ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等	5～50 万円	4 分の 3	50～350 万円	3 分の 2
種別		補助対象経費	補助上限金額	補助率																									
通常枠	A 類型	ソフトウェア費・クラウド利用料（最大 1 年分補助）・導入関連費等	30～150 万円	2 分の 1																									
	B 類型		150～450 万円	2 分の 1																									
セキュリティ対策推進枠		サービス利用料（最大 2 年分補助）	5～100 万円	2 分の 1																									
デジタル化基盤導入類型		ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等	5～50 万円	4 分の 3																									
			50～350 万円	3 分の 2																									

東京圏からの採用を増やしたい

事業名	わくわく茨城生活実現事業（移住支援金）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 その他
対象分類	融資、 補助金等 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内の市町村と共同で、東京 23 区から本県に移住し、対象中小企業等に就業した者又は起業支援金の支給を受けて起業する者等に対して、移住支援金を支給します。
事業概要	【対象者】 ・県内中小企業 ・東京 23 区内に在住もしくは通勤していた方が、移住支援金対象法人に就職・移住した方 【支援の内容】 東京 23 区内に在住もしくは通勤していた方が、移住支援金対象法人に就職・移住した場合に、移住先の市町村から移住者に移住支援金を支給します。 （移住・就業した方への支援） 100 万円／世帯（18 歳未満の世帯員 1 人につき最大 100 万円加算）、 60 万円／単身 （中小企業等への支援） 県が運営するマッチングサイトへ無料で求人を掲載することができます。 （移住支援金の対象求人であることで、求職者への大きなアピールポイントになります） 【利用方法等】 移住支援金対象法人への登録は、以下の申請書をご提出ください。 ① 提出書類 ・対象法人登録申請書（様式 4） ・マッチング支援事業に係る誓約事項（様式 4 別紙） ・法人登記事項証明書（原本 6 ヶ月以内） 詳細は、茨城県ホームページ（以下の URL）をご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/ijyusuishin/iju-2chiiki/ijushienkin.html ② 提出方法 郵送または持参 ③ 提出先 茨城県政策企画部計画推進課移住推進グループ 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部計画推進課 移住推進グループ TEL：029-301-2536 E-mail：iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

起業家、投資家や研究者などと繋がり学びあいたい

事業名	スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業												
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 その他												
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 機会提供 、相談・助言、その他												
事業要旨	つくば市内を中心に、セミナーやピッチ等を通じて国内外の起業家や研究者など様々な分野の人材が交流し、新たな事業展開や投資の呼び込みなどを旨とするプログラムを定期的を開催することにより、スタートアップの世界的な拠点形成を図ります。												
事業概要	【内容】 ○交流プログラム「TSUKUBA CONNECT」の開催 <table><tr><td>開催日</td><td>原則、毎月第3金曜日</td></tr><tr><td>運 営</td><td>一般社団法人 ベンチャー・カフェ東京</td></tr><tr><td>会 場</td><td>県内（つくば市内等）及びオンライン</td></tr><tr><td>参加費</td><td>無料</td></tr><tr><td>プログラム 内容</td><td> ・セミナー （様々な分野の有識者等によるセミナー） ・メンタリングプログラム （専門家による企業のアイデアやビジネスプランのブラッシュアップ） ・ピッチ（※） （スタートアップ企業や支援者によるピッチ） ・ネットワーキング （参加者の交流 等） </td></tr></table> ※ピッチ：投資家等に向けた、アイデアやビジネスプランの短時間のプレゼンテーション 【利用方法等】 TSUKUBA CONNECT ホームページから参加登録してください http://venturecafetokyo.org/tsukuba-connect/ 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522			開催日	原則、毎月第3金曜日	運 営	一般社団法人 ベンチャー・カフェ東京	会 場	県内（つくば市内等）及びオンライン	参加費	無料	プログラム 内容	・セミナー （様々な分野の有識者等によるセミナー） ・メンタリングプログラム （専門家による企業のアイデアやビジネスプランのブラッシュアップ） ・ピッチ（※） （スタートアップ企業や支援者によるピッチ） ・ネットワーキング （参加者の交流 等）
開催日	原則、毎月第3金曜日												
運 営	一般社団法人 ベンチャー・カフェ東京												
会 場	県内（つくば市内等）及びオンライン												
参加費	無料												
プログラム 内容	・セミナー （様々な分野の有識者等によるセミナー） ・メンタリングプログラム （専門家による企業のアイデアやビジネスプランのブラッシュアップ） ・ピッチ（※） （スタートアップ企業や支援者によるピッチ） ・ネットワーキング （参加者の交流 等）												

障害者雇用に関する相談をしたい

事業名	障害者雇用伴走・定着支援員
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 相談・助言 、その他
事業要旨	本県に所在している企業の障害者雇用を支援するため、県の専門の障害者雇用伴走・定着支援員が企業を訪問し、職場の状況等をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、ハローワーク等の関係機関と連携して障害者とのマッチングを支援します。また、障害者雇用の理解促進・定着支援に係るイベント・セミナーを実施します。
事業概要	【対象者】 県内企業、団体等 【支援の内容】 ● 障害者雇用に関する制度や利用できる助成金等をご説明します。 ● 障害者の特性や雇用に当たって必要なこと等をご説明します。 ● 事業内容や職場の状況をお伺いし、障害者雇用のための仕事の切り出しをご提案します。 ● お仕事を探している障害者とのマッチングを支援します。 ● 障害者雇用の理解促進・定着支援に係る意見交換会、見学会、セミナー等を実施します。 ● 相談・サービスはすべて無料でご利用いただけます。 【利用方法等】 県のいばらき就職支援センター内（水戸市三の丸）に障害者雇用伴走・定着支援員が勤務しております。 相談等をご希望の場合は、下記問合せ先にご連絡ください。 【所在地・問い合わせ先】 いばらき就職支援センター 2階 求人開拓員室内 住所：茨城県水戸市三の丸 1-7-41 TEL：029(303)6322 FAX：029(221)6031 （メール：rousei6@pref.ibaraki.lg.jp） 

障害のある方への合理的配慮の提供について知りたい

事業名	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <u>その他</u>
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	障害のある方への「合理的配慮の提供」等について、相談員が情報提供や助言などを行います。 ※「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（障害者権利条例）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、「合理的配慮の提供」は、事業者の義務とされています。
事業概要	【対象者】 県内の事業者（個人、法人を問わない）、非営利団体など 【支援の内容】 ①情報提供、必要な助言 事業者等が、障害のある方への合理的配慮の提供や差別の解消等のための対応を行う場合に、具体的な事例についての情報提供や対応への助言を行います。 ②相談対応、関係者間の調整 障害のある方から事業者等へ合理的配慮の提供について申し出があった場合に、事業者等からの相談に応じます。また、必要に応じて、関係者間の調整を行います。 ③講師派遣 事業者等が障害や障害のある方への理解促進に向けた職員向けの研修会を開催する場合に、相談員を講師として派遣します。（無料） 【利用方法等】 ・電話、メール、FAX、来所により、相談を受け付けています。 ・①～③のいずれも無料です。 【問い合わせ先】 「茨城県障害者差別相談室」 住 所：水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2階（茨城県総合福祉会館） 相 談 時 間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時 電 話 番 号：029-246-6049 F A X 番 号：029-246-6048 メールアドレス：s-sohdan@bz04.plala.or.jp

木造住宅建設関連の技術力を向上させたい

事業名	茨城県地域住宅産業活性化支援事業												
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他												
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他												
事業要旨	県地域材を活用した質の高い木造住宅を市場へ流通させるため、地域の住宅供給の主体である大工・工務店及び材木店等の技術力向上に資する講習会を実施します。												
事業概要	【対象者】 県内の大工・工務店、材木店及び設計事務所に勤務する者 【支援の内容】 県産木材の流通促進及び事業者の技術力向上を図るため、円滑な木材調達、流通材の規格及び県産材の活用策に関するものや、木造住宅の新制度等に関する技術的講習会を実施する。 また、県産材を活用した地元工務店による良質な木造住宅の事例を収集し、県民へPRする場を設けることで、県内住宅産業の活性化を支援する。 (1) 技術講習会の開催（例年10～翌2月頃の開催） （参考） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">実施年度</th><th style="text-align: center;">講習テーマ（水戸会場、つくば会場 各1回）</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R2年度</td><td>国の木造住宅施策、県産材を活かした販売戦略・地域工務店らしい集客戦略の講習会</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R3年度</td><td>長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、木造住宅設計の最新動向について</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R4年度</td><td>長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、安価な耐震改修工法の習得に係る実物大模型を使った実技講習会（※つくば会場のみ）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R5年度</td><td>長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、これからの時代に求められる住宅の性能（断熱・気密）に係る講習会</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R6年度</td><td>長期優良住宅認定制度、省エネ住宅関連制度、建築基準法・建築物省エネ法改正に関する講習会</td></tr> </table> (2) 木造住宅事例コンペの開催（例年9～10月頃募集、12月コンペ開催） 地域に適した木造住宅のコンペを実施 最優秀賞1点、優秀賞2点、リフォーム部門賞1点を選出し、作品集を作成（賞金あり）。 作品集は、県内各施設に配布されるほか、各種イベントでのパネル展示を行う。 【利用方法等】 詳細は、事業主体である茨城県木材協同組合連合会までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県土木部都市局住宅課 民間住宅・住宅指導G TEL：029-301-4759	実施年度	講習テーマ（水戸会場、つくば会場 各1回）	R2年度	国の木造住宅施策、県産材を活かした販売戦略・地域工務店らしい集客戦略の講習会	R3年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、木造住宅設計の最新動向について	R4年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、安価な耐震改修工法の習得に係る実物大模型を使った実技講習会（※つくば会場のみ）	R5年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、これからの時代に求められる住宅の性能（断熱・気密）に係る講習会	R6年度	長期優良住宅認定制度、省エネ住宅関連制度、建築基準法・建築物省エネ法改正に関する講習会
実施年度	講習テーマ（水戸会場、つくば会場 各1回）												
R2年度	国の木造住宅施策、県産材を活かした販売戦略・地域工務店らしい集客戦略の講習会												
R3年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、木造住宅設計の最新動向について												
R4年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、安価な耐震改修工法の習得に係る実物大模型を使った実技講習会（※つくば会場のみ）												
R5年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、これからの時代に求められる住宅の性能（断熱・気密）に係る講習会												
R6年度	長期優良住宅認定制度、省エネ住宅関連制度、建築基準法・建築物省エネ法改正に関する講習会												

木造住宅リフォームに関する技術力を向上させたい

事業名	茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <u>その他</u>
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	住宅リフォームに関する適正・適切な助言ができる人材を確保するため、茨城県木造住宅耐震診断士を対象に、リフォームに係る技術講習会を開催し、修了者に対して「茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー」の認定を行う。
事業概要	【対象者】 県内の大工・工務店、材木店及び設計事務所に勤務する建築士で茨城県木造住宅耐震診断士の認定を受けている者 【支援の内容】 リフォームアドバイザーとして必要な知識を習得する講習会を実施し、修了した者をリフォームアドバイザーとして認定、住宅課ホームページにて公表します。 認定を受けたリフォームアドバイザーには、県で実施している住まいの相談会において相談員として県民からのリフォームに関する相談に対応していただく、茨城県建築士事務所協会にて実施しているリフォームアドバイザー派遣事業において派遣相談員として現地でのリフォーム相談に対応していただくなどの活躍の場を提供しています。 講習会については、水戸・土浦会場にてそれぞれ年1回開催しています。 【利用方法等】 詳細は、下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 (茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザーについてのお問い合わせ先) 茨城県土木部都市局住宅課 民間住宅・住宅指導 G TEL：029-301-4755 (茨城県木造住宅耐震診断士についてのお問い合わせ先) 茨城県土木部都市局建築指導課 企画 G TEL：029-301-4716

キーワード索引

		頁	事業名
A	ADR	25	下請かけこみ寺相談事業
	AI	70	次世代技術活用人材育成事業
		71	ITエンジニア育成事業
B	BCP	20	事業継続力強化計画認定制度
D	DX・GX	8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
I	IoT	70	次世代技術活用人材育成事業
	IT	73	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
J	J-PARC	38	県内量子線利活用促進業務
M	M&A	21	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
あ	ECサイト	44	いばらきグローバルビジネス推進事業
	eスポーツ	40	いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業
	育児休業	89	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
		91	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
		92	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
	イクメン	89	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
	イノベーションセンター	57	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
		58	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
		59	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定
		60	新ビジネスチャレンジ事業
		69	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
		70	次世代技術活用人材育成事業
	茨城エコ事業所	49	茨城エコ事業所登録制度
		50	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
	依頼試験	58	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
	インバウンド	66	外国人観光客受入支援
	宇宙ビジネス	6	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
		39	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム
	エキスパートバンク	18	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
	オフィス	28	つくば創業プラザ運営事業
		29	施設提供（施設賃貸）事業
	オフィス減税	12	地方拠点強化税制
か	海外展開	33	ものづくり海外展開推進事業
		35	ベンチャー企業海外展開支援事業
		44	いばらきグローバルビジネス推進事業
		45	茨城県上海事務所による支援
	海外販路開拓	32	いばらきチャレンジ基金事業
		33	ものづくり海外展開推進事業
	介護休業	95	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
	外国人観光客	66	外国人観光客受入支援
	外国人雇用	83	外国人材活躍促進事業
	介護離職	95	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
	改善計画	84	中小企業労働力確保法関連助成金制度
	価格転嫁	23	茨城県価格転嫁促進事業
	核融合産業	38	県内量子線利活用促進業務
	笠間焼	69	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
	貸金業	13	貸金業登録業務
	貸付金	1	中小企業融資資金貸付金
	課税免除	10	県税の課税免除
	課税免除・不均一課税	12	地方拠点強化税制
	環境対策	5	環境保全施設資金融資制度
		49	茨城エコ事業所登録制度

か (つづき)	環境対策(つづき)	50	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
		65	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
	環境保全施設	5	環境保全施設資金融資制度
	起業	7	地域課題解決型起業支援事業
	起業家交流	28	つくば創業プラザ運営事業
		29	施設提供(施設賃貸)事業
		110	スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業
	技術移転	62	知財総合支援窓口 (INPIT)
	技術相談	57	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
	キャリア形成	68	リスクリテラシー推進事業
		77	人材開発支援助成金
		79	キャリアアップ助成金
		80	働き方改革・女性活躍推進事業
	休業	85	雇用調整助成金
	共同受発注センター	56	茨城県共同受発注センター
	近代化	18	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
	経営改善	18	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
	経営革新	16	経営革新計画承認制度
	経営課題	26	茨城県よろず支援拠点
		61	中小企業エキスパート派遣事業
	経営承継円滑化法	22	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
	軽減税率	24	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業
	研究開発	32	いばらきチャレンジ基金事業
		57	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
		64	成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)
	県制度融資	1	中小企業融資資金貸付金
	県北地域	41	県北中小企業意識改革事業 (「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援)
		42	県北起業家育成事業 (ネットワーク拡大支援)
		43	県北ものづくり企業力強化事業
	公共交通	8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
	後継者	21	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
		22	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
	合理的配慮	112	茨城県障害者差別相談室 (相談員による支援)
	国際コンペティション	52	日本酒国際コンペティション出品支援事業
	雇用促進税制	12	地方拠点強化税制
	雇用調整	85	雇用調整助成金
さ	債権者調整	17	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
	在職者訓練	73	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
		76	ものづくり振興・人材育成事業
	再生支援	17	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
	最低賃金	98	業務改善助成金
	作業委託	56	茨城県共同受発注センター
	差別相談	112	茨城県障害者差別相談室 (相談員による支援)
	サポイン	64	成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)
	産学官	57	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
	産業復興相談センター	17	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
	ジェトロ	44	いばらきグローバルビジネス推進事業
	事業再生計画	17	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
	事業縮小	85	雇用調整助成金
	事業承継	21	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
		22	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
	事業承継税制	22	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
	事業税	12	地方拠点強化税制

さ (つづき)

事業転換	30	中小企業新事業進出補助金
事業引継ぎ	21	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
資金調達	1	中小企業融資資金貸付金
	9	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
試験分析	58	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
下請	25	下請かけこみ寺相談事業
下請適正取引ガイドライン	25	下請かけこみ寺相談事業
実証実験	63	研究シーズ製品化支援事業
社会実装	63	研究シーズ製品化支援事業
上海	45	茨城県上海事務所による支援
住宅	113	茨城県地域住宅産業活性化支援事業
	114	茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
就労支援	86	トライアル雇用助成金
酒造	69	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
省エネルギー	49	茨城エコ事業所登録制度
	50	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
	65	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
障害者権利条例	112	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）
障害者雇用	88	障害者雇用優良企業認定制度
	111	障害者雇用伴走・定着支援員
障害者差別	112	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）
商工組合中央金庫	2	政府系等金融機関による融資
商談会	47	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）
消費税	24	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業
職業訓練	73	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
	75	認定職業訓練助成事業費補助
	77	人材開発支援助成金
初動工賃補助事業	56	茨城県共同受発注センター
女性	80	働き方改革・女性活躍推進事業
女性活躍	80	働き方改革・女性活躍推進事業
女性管理職	80	働き方改革・女性活躍推進事業
人材育成	67	中小企業人材育成支援事業
	68	リスクリリング推進事業
	69	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
	70	次世代技術活用人材育成事業
	71	ITエンジニア育成事業
	72	高度IT人材育成・確保事業
	73	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
	75	認定職業訓練助成事業費補助
	76	ものづくり振興・人材育成事業
	77	人材開発支援助成金
人材確保	27	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
	48	茨城就職チャレンジナビ事業
	83	外国人材活躍促進事業
	84	中小企業労働力確保法関連助成金制度
	109	わくわく茨城生活実現事業（移住支援金）
	111	障害者雇用伴走・定着支援員
新製品・新技術・新サービス	16	経営革新計画承認制度
	27	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
	32	いばらきチャレンジ基金事業
	34	成長産業振興プロジェクト事業
	37	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度
	51	地場産業等総合支援事業

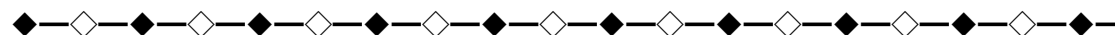
さ (つづき)	新製品・新技術・新サービス (つづき)	61	中小企業エキスパート派遣事業
		63	研究シーズ製品化支援事業
	新設・増設	10	県税の課税免除
	新ビジネス	39	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム
		60	新ビジネスチャレンジ事業
	新分野展開	30	中小企業新事業進出補助金
	正規雇用	79	キャリアアップ助成金
	生産性向上	19	持続化補助金 (小規模事業者持続的発展支援事業)
		20	事業継続力強化計画認定制度
		27	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
		31	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
		68	リスクリリング推進事業
		98	業務改善助成金
	成長分野	34	成長産業振興プロジェクト事業
	設備使用	58	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
	設備投資	30	中小企業新事業進出補助金
		31	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
		98	業務改善助成金
	専門家支援	33	ものづくり海外展開推進事業
		41	県北中小企業意識改革事業 (「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援)
		61	中小企業エキスパート派遣事業
		65	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
	創業	7	地域課題解決型起業支援事業
		28	つくば創業プラザ運営事業
		29	施設提供 (施設賃貸) 事業
		42	県北起業家育成事業 (ネットワーク拡大支援)
		110	スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業
	総合相談	26	茨城県よろず支援拠点
	組織化	15	中小企業組合の設立認可、運営支援
た	地域課題	7	地域課題解決型起業支援事業
	知的財産	62	知財総合支援窓口 (INPIT)
	中国	45	茨城県上海事務所による支援
	中小企業組合	15	中小企業組合の設立認可、運営支援
	中小企業等協同組合法	15	中小企業組合の設立認可、運営支援
	中性子ビームライン	38	県内量子線利活用促進業務
	ディーブテック分野の成長支援	36	ベンチャー企業成長促進事業
	デザイン	53	いばらきデザインカレレベルアップ事業
	テレワーク	106	人材確保等支援助成金 (テレワークコース)
		108	I T 導入補助金
	転嫁	24	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業
	展示会	33	ものづくり海外展開推進事業
		54	伝統工芸品育成支援事業
	伝統工芸品	51	地場産業等総合支援事業
		54	伝統工芸品育成支援事業
	東京中小企業投資育成株式会社	9	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
	投資	9	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
	登録	13	貸金業登録業務
		14	旅行業登録業務
		49	茨城エコ事業所登録制度
	特定技能	83	外国人材活躍促進事業
	特許	62	知財総合支援窓口 (INPIT)
	取引拡大	46	ものづくり産業マッチング支援事業
		47	ものづくり産業マッチング支援事業 (商談会等の開催)

な	日本政策金融公庫	2	政府系等金融機関による融資
	日本酒	52	日本酒国際コンペティション出品支援事業
	農業参入	3	農業ビジネス保証制度
		55	農業参入等支援センター事業
は	バス運転士	8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
	働き方改革	87	働き方改革優良（推進）企業認定制度
		89	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
		91	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
		92	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
		95	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
		96	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）
		100	働き方改革推進支援助成金
	パテント	62	知財総合支援窓口（INPIT）
	販路開拓	6	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
		19	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）
		20	事業継続力強化計画認定制度
		27	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
		37	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度
		44	いばらきグローバルビジネス推進事業
		46	ものづくり産業マッチング支援事業
		47	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）
		51	地場産業等総合支援事業
		54	伝統工芸品育成支援事業
		64	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
	ビジネスコーディネーター	46	ものづくり産業マッチング支援事業
	人手不足	56	茨城県共同受発注センター
	不動産取得税	10	県税の課税免除
		12	地方拠点強化税制
	ベンチャー企業	28	つくば創業プラザ運営事業
		35	ベンチャー企業海外展開支援事業
		36	ベンチャー企業成長促進事業
		37	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度
	放射線量測定	59	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定
	法人税	12	地方拠点強化税制
	補助金	6	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
		7	地域課題解決型起業支援事業
		8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
		30	中小企業新事業進出補助金
		31	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
		32	いばらきチャレンジ基金事業
		50	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
		51	地場産業等総合支援事業
		52	日本酒国際コンペティション出品支援事業
		63	研究シーズ製品化支援事業
		64	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
		67	中小企業人材育成支援事業
		72	高度IT人材育成・確保事業
		75	認定職業訓練助成事業費補助
		77	人材開発支援助成金
		79	キャリアアップ助成金
		84	中小企業労働力確保法関連助成金制度
		85	雇用調整助成金
		86	トライアル雇用助成金

は (つづき)	補助金 (つづき)	89	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金))
		91	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)
		92	両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース)
		93	両立支援等助成金 (柔軟な働き方選択制度等支援コース)
		95	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)
		96	両立支援等助成金 (不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)
		98	業務改善助成金
		100	働き方改革推進支援助成金
		106	人材確保等支援助成金 (テレワークコース)
		12	地方拠点強化税制
ま	マッチング	46	ものづくり産業マッチング支援事業
		47	ものづくり産業マッチング支援事業 (商談会等の開催)
		63	研究シーズ製品化支援事業
		109	わくわく茨城生活実現事業 (移住支援金)
		111	障害者雇用伴走・定着支援員
	メンタルヘルス	82	(公財) 茨城カウンセリングセンター
	ものづくりマイスター	76	ものづくり振興・人材育成事業
や	結城紬	69	人材育成事業 (結城紬、日本酒)、笠間陶芸大学校事業 (笠間焼)
	融資	1	中小企業融資資金貸付金
		2	政府系等金融機関による融資
		3	農業ビジネス保証制度
		4	工場等立地促進融資
		5	環境保全施設資金融資制度
		9	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
ら	ラボ	29	施設提供 (施設賃貸) 事業
	リース立地	4	工場等立地促進融資
	離職者	86	トライアル雇用助成金
	リスクリング	68	リスクリング推進事業
	立地	4	工場等立地促進融資
	リフォームアドバイザー	114	茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
	量子線	38	県内量子線利活用促進業務
	両立支援	89	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金))
		91	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)
		92	両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース)
		93	両立支援等助成金 (柔軟な働き方選択制度等支援コース)
		95	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)
		96	両立支援等助成金 (不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)
	旅行業	14	旅行業登録業務
	労働環境	84	中小企業労働力確保法関連助成金制度
		100	働き方改革推進支援助成金
		106	人材確保等支援助成金 (テレワークコース)
	労働相談	81	いばらき労働相談センター事業
		82	(公財) 茨城カウンセリングセンター
わ	ワンストップサービス	26	茨城県よろず支援拠点
	ワンストップ相談	39	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム

※検索した事業内容に、キーワードそのものは含まれない場合がありますので、ご了承ください。
 例：「特許」で検索すると「知財総合支援窓口 (INPIT)」が該当しますが、ガイドブック中には「特許」の標記はありません。

2025 年 5 月発行



◇ 発行元、ご意見・お問い合わせ先

茨城県産業戦略部産業政策課

住 所 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 6

連絡先 TEL 029-301-3515

FAX 029-301-3539

E-mail shorobu1@pref.ibaraki.lg.jp

